



**第 8 期**  
**邑楽町高齢者保健福祉計画**  
**介護保険事業計画**

邑 楽 町



## ごあいさつ



介護保険制度は、平成 12 年に高齢者の介護を社会全体で支えることを目指して施行され、すでに 20 年が経過し、私たちの暮らしの中に深く浸透しております。

その一方で、サービス利用者の増加に伴い、介護給付費及び介護保険料の上昇、サービス提供事業者の人材不足など、介護保険事業の持続性に対する影響も懸念されています。また、介護難民、老老介護や認認介護、介護離職の問題なども深刻化しています。

本町においても高齢化が進んでおり、令和 2 年度の高齢者数は 8,332 人、高齢化率は 30% を超え、令和 7 年（2025 年）には 8,576 人に上り、高齢化率は約 35% と推計されています。この年に「団塊世代」が 75 歳以上となり、本町でも高齢者人口のピークが予想されています。

高齢化が進む中で、一人暮らしや高齢者のみの世帯も増え、日常生活に不安を抱える高齢者や、介護をしている家族等の不安や負担も一段と大きくなることが懸念されており、高齢者やその家族の生活をどのように支えていくかが課題となっています。

こうした背景を踏まえ、今回の計画では、『尊厳が守られ、自立した自分らしい暮らしを全うできるように』という考えを基本に、地域が一体となって、ふれあい、ささえあい、ゆたかなやさしさが調和した地域包括ケアシステムをより一層推進させていくことを目標とし、第 5 期計画から着手した地域包括ケアシステムの取組をより深化させ、地域全体が元気になる社会を築くことを目指して本計画を策定いたしました。

今後は、この計画に沿って、各種取組を推進し、より多くの皆さまが「邑楽町に住んでいて良かった」と実感できるような地域社会づくりを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査などにご協力いただきました町民の皆さま、また、貴重なご意見やご提案をいただきました関係各位に心から感謝申し上げますとともに、今後もなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 3 年 3 月

邑楽町長 金子正一

# 目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 計画の根拠法令	2
3 関連計画と位置づけ	3
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	4
第2章 高齢者を取り巻く現状	5
1 高齢者の人口・世帯の現状	5
（1）人口	5
（2）世帯及び住居の状況	9
（3）人口推計	11
2 介護保険の利用状況	13
（1）要支援・要介護認定者数の状況（第1号被保険者）	13
（2）要支援・要介護認定率の推移（第1号被保険者）	14
（3）要支援・要介護認定者数の推計（第1号被保険者）	15
（4）要支援・要介護認定率の比較	16
（5）介護給付費の状況	17
3 アンケート調査結果からみる現状	18
（1）調査概要	18
（2）アンケート調査結果の抜粋	18
4 町が取り組むべき課題	28
第3章 計画の基本的な考え方	30
1 計画の基本理念	30
2 計画の基本方針	31
3 計画の基本目標	32
4 施策の体系	33
5 日常生活圏域	34
第4章 地域包括ケアシステムに向けて地域一体で取り組むまち	35
1 地域包括ケアシステムの構築を進める体制整備	35
（1）地域包括支援センターの機能強化	36
（2）見守り体制の充実	45
2 認知症施策の推進	46
（1）認知症への理解の普及	46
（2）認知症の支援体制の充実	48
3 安心・安全の環境づくり	51
（1）居住の場の確保	51
（2）バリアフリー化の推進	52

(3) 災害・感染症対策の推進 .....	54
(4) 高齢者の交通安全・防犯対策の強化 .....	55
第5章 地域とつながりながらいきいき暮らせるまち .....	56
1 生きがいつくりの推進 .....	56
(1) ふれあい交流の促進 .....	56
(2) 敬老事業の実施 .....	59
(3) 生涯学習等の充実 .....	60
2 積極的な社会参加への支援 .....	63
(1) 就労支援 .....	63
(2) 老人クラブ活動支援 .....	64
(3) 世代間交流の推進 .....	65
(4) 高齢者ボランティア活動の促進 .....	66
第6章 健やかに自立した暮らしを送れるまち .....	67
1 健康づくりの推進 .....	67
(1) 健康の維持・増進 .....	67
(2) 訪問指導・検診・予防接種の充実 .....	72
2 在宅生活の支援 .....	75
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実 .....	75
(2) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進 .....	77
(3) 家族介護者支援体制の充実 .....	81
(4) 福祉サービスの充実 .....	84
第7章 介護が必要になっても安心して暮らせるまち .....	89
1 介護保険サービスの充実 .....	89
(1) 居宅サービス .....	89
(2) 地域密着型サービス .....	96
(3) 施設サービス .....	101
2 介護保険事業の円滑な運営 .....	102
(1) 介護保険事業費の推計 .....	102
(2) 介護保険財源の仕組み .....	105
(3) 介護保険料基準額の算出 .....	106
(4) 介護保険制度の適正・円滑な運営（邑楽町介護給付適正化計画） .....	108
(5) 保険料・利用料の負担軽減 .....	109
(6) 介護保険制度の質的向上 .....	110
第8章 計画の推進と進捗管理 .....	111
(1) 計画の推進体制 .....	111
(2) 進捗管理 .....	111
資 料 編 .....	112
1 策定の経過 .....	112
2 邑楽町高齢者保健福祉計画策定懇談会 .....	113

(1) 設置要綱 .....	113
(2) 委員名簿 .....	114
3 邑楽町高齢者保健福祉計画策定委員会 .....	115
(1) 設置要領 .....	115
(2) 委員名簿 .....	116
4 アンケート調査票 .....	117
(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 .....	117
(2) 在宅介護実態調査 .....	132

# 第1章 計画策定にあたって

---

## 1 計画策定の背景・趣旨

全国的に、年少人口（0歳～14歳）や生産年齢人口（15歳～64歳）が年々減少している一方で、高齢者人口（65歳以上）の割合である高齢化率は上昇しており、一人暮らし高齢者や認知症を患う高齢者の増加や、介護者の離職等の社会問題が発生してきています。

本町の高齢者をめぐる動向については、全国平均・県平均を上回る高齢化率で推移しており、今後も高齢者数の増加が見込まれるため、超高齢社会に対応した様々な施策を実施することが必要です。

国においては平成29年度に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布され、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進や、地域包括ケアシステムの深化・推進、介護保険制度の持続可能性を確保する取組がさらに重要となっています。

第8期邑楽町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定にあたっては、中長期的視点に立ち、令和22（2040）年頃にはいわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となり、現役世代人口が急減してくることを視野に入れ、より一層の介護予防や健康づくりの取組を強化していくことや、認知症の人への支援として国が令和元年度に取りまとめた「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指す取組を推進していくこと、また、介護人材の確保や災害・感染症に対する体制整備に努めていくこととしています。

本町においては、平成30年3月に策定した「第7期邑楽町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において、在宅医療・介護連携等の取組や介護予防・生活支援サービスの基盤整備等に取り組んできました。

団塊世代のすべての人が後期高齢者となる令和7年を控え、高齢者が地域で安心して暮らすことができる、より踏み込んだ施策を推進する必要があります。

令和2年度は、第7期計画の最終年度であり、これまでの施策の進捗状況、新たな課題、アンケート調査結果等を踏まえ、次の3か年の高齢者保健福祉及び介護保険事業の方向性を明確化した「第8期邑楽町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。

## 2 計画の根拠法令

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づく計画であり、高齢者施策に関する基本的な目標を設定し、その実現に向かって取り組むべき施策全般が定められています。

また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づく計画であり、介護サービス量の見込みや地域支援事業の量の見込み等について明らかにしたものです。

### 【老人福祉法】

#### （市町村老人福祉計画）

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

### 【介護保険法】

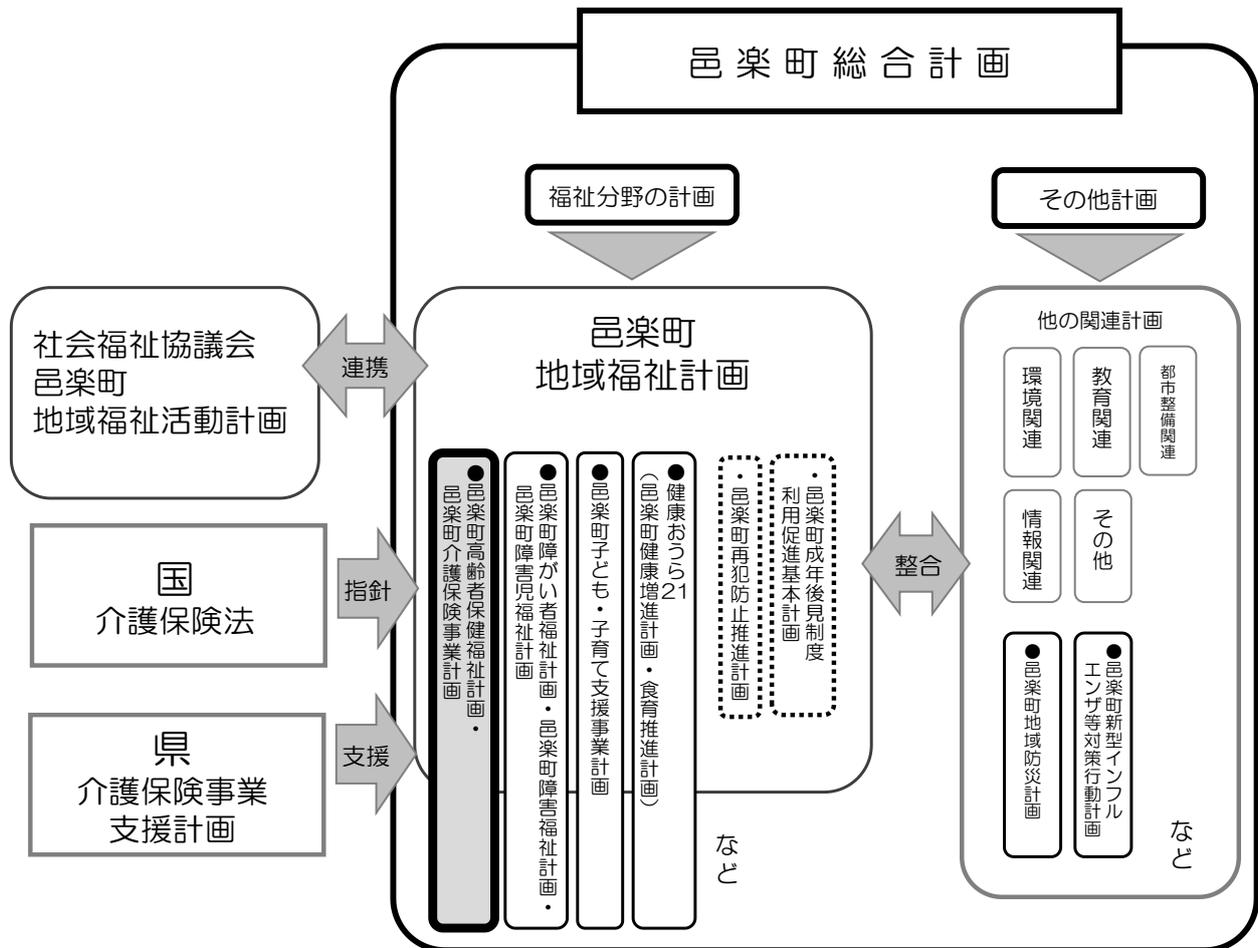
#### （市町村介護保険事業計画）

第一百七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

### 3 関連計画と位置づけ

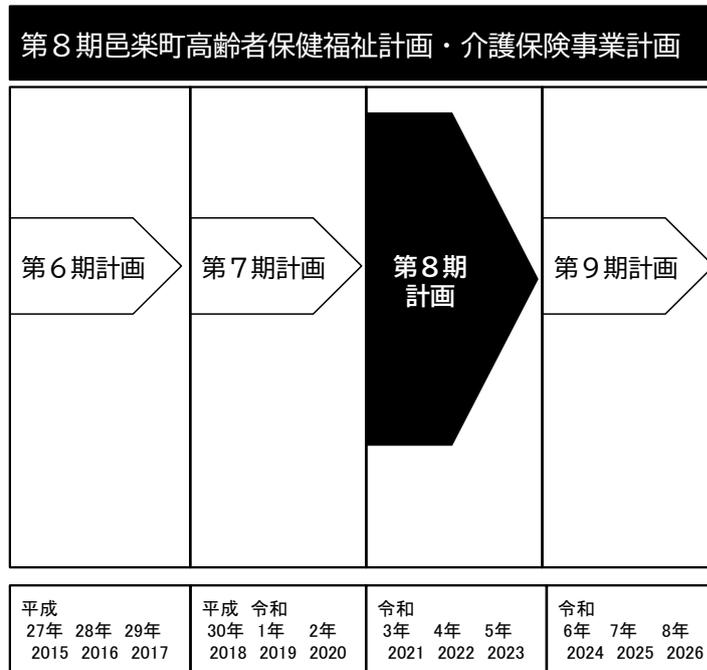
「邑楽町総合計画」を最上位計画とし、福祉分野を統括する計画として「邑楽町地域福祉計画」を位置づけ、その福祉分野の個別計画として、本計画を位置づけます。

また、国及び群馬県それぞれが策定した関連計画や、町が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。



## 4 計画の期間

「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条第1項により3年を1期とすることが求められていることから、本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とし、計画の最終年度に当たる令和5年度には、本計画を見直し、次期計画の策定を行います。



▲  
団塊世代が75歳に

## 5 計画の策定体制

本計画の策定に際しては、介護保険被保険者代表、学識経験者、介護サービス事業者、公募委員で構成する「邑楽町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定懇談会」を設置し、計画の検討・協議を行うとともに、行政内部の検討・調整機関として「邑楽町高齢者保健福祉計画策定委員会」を設置し、計画の検討を行いました。

また、町内に在住する高齢者を対象にアンケート方式による「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を実施し、高齢者や介護者の実態、意向の把握に努めるとともに、パブリックコメントを実施し、広く町民の意見の反映に努めました。

## 第2章 高齢者を取り巻く現状

### 1 高齢者の人口・世帯の現状

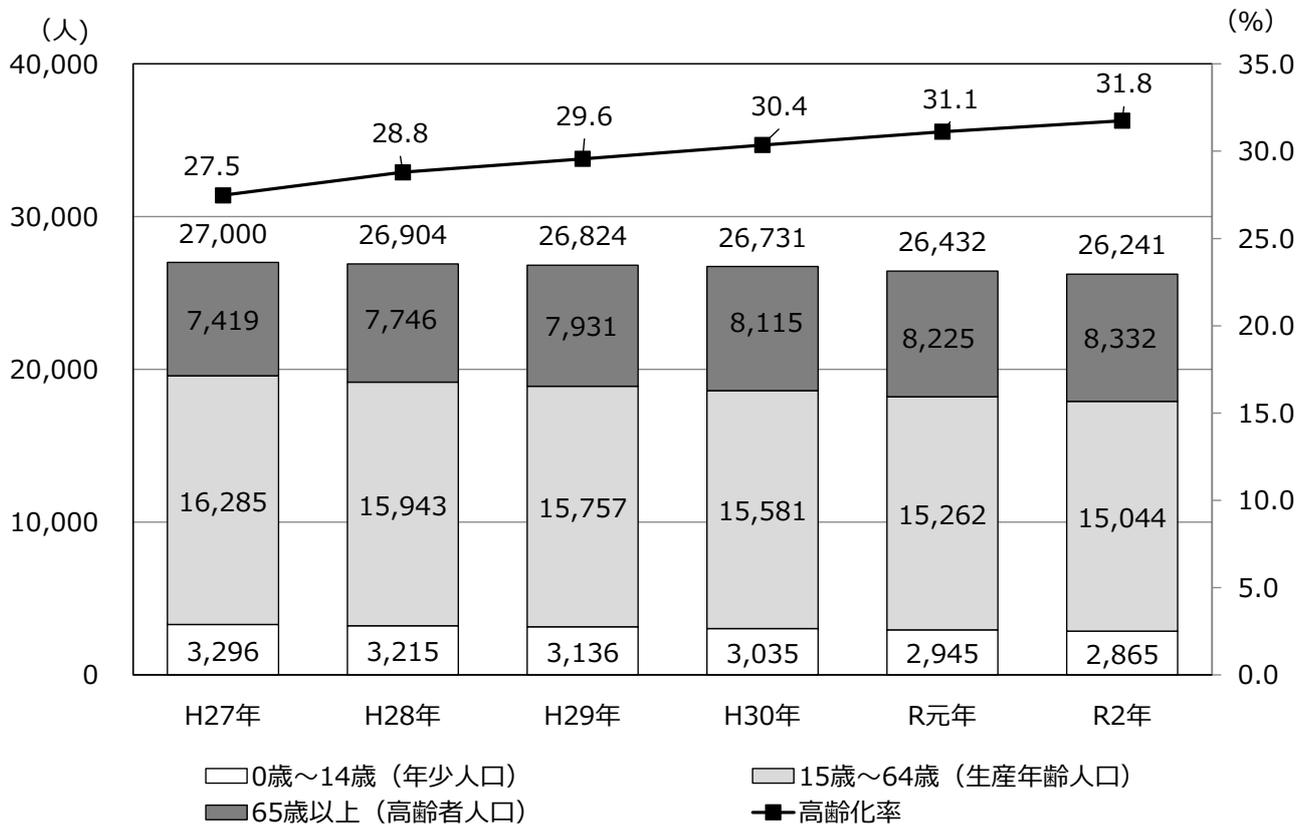
#### (1) 人口

##### ①総人口の推移

本町の人口は、減少傾向を示しており、平成27年の27,000人から令和2年の26,241人と759人減少しています。

年少人口は、平成27年の3,296人から令和2年の2,865人、生産年齢人口は16,285人から令和2年の15,044人とそれぞれ減少傾向にあります。

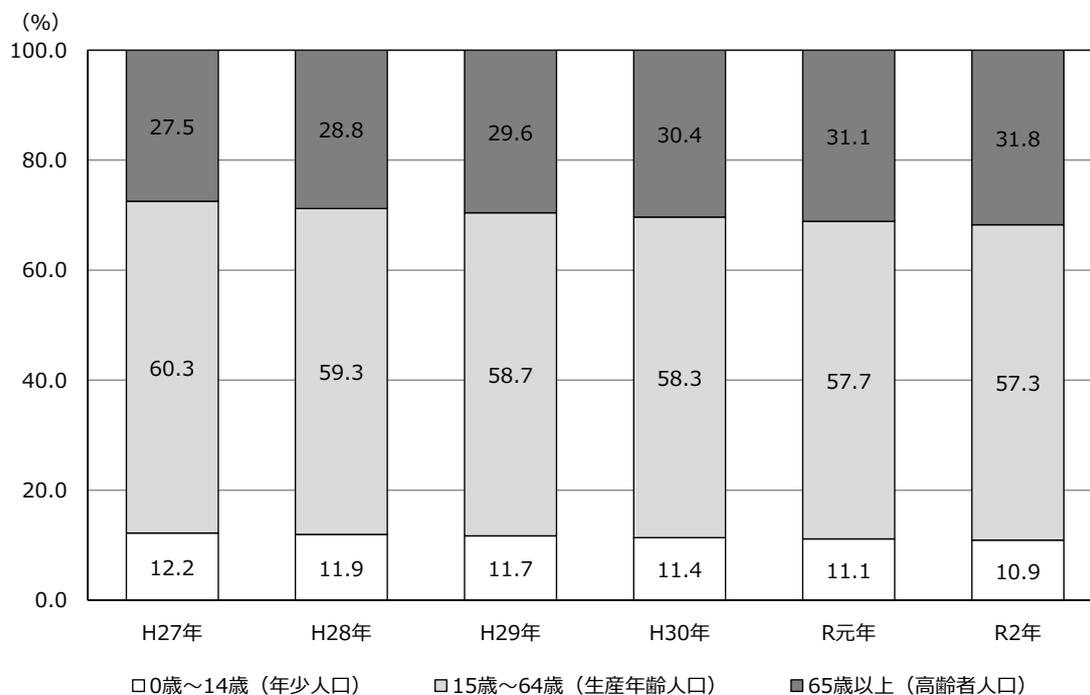
一方、高齢者人口は平成27年の7,419人から令和2年の8,332人と913人増加しています。



資料：住民基本台帳（10月1日）

## ②人口割合の推移

年少人口割合は、平成27年の12.2%から令和2年の10.9%と1.3ポイントの減少、生産年齢人口割合は、平成27年の60.3%から令和2年の57.3%と3.0ポイントの減少、高齢者人口割合は、平成27年の27.5%から令和2年の31.8%と4.3ポイントの増加となっています。

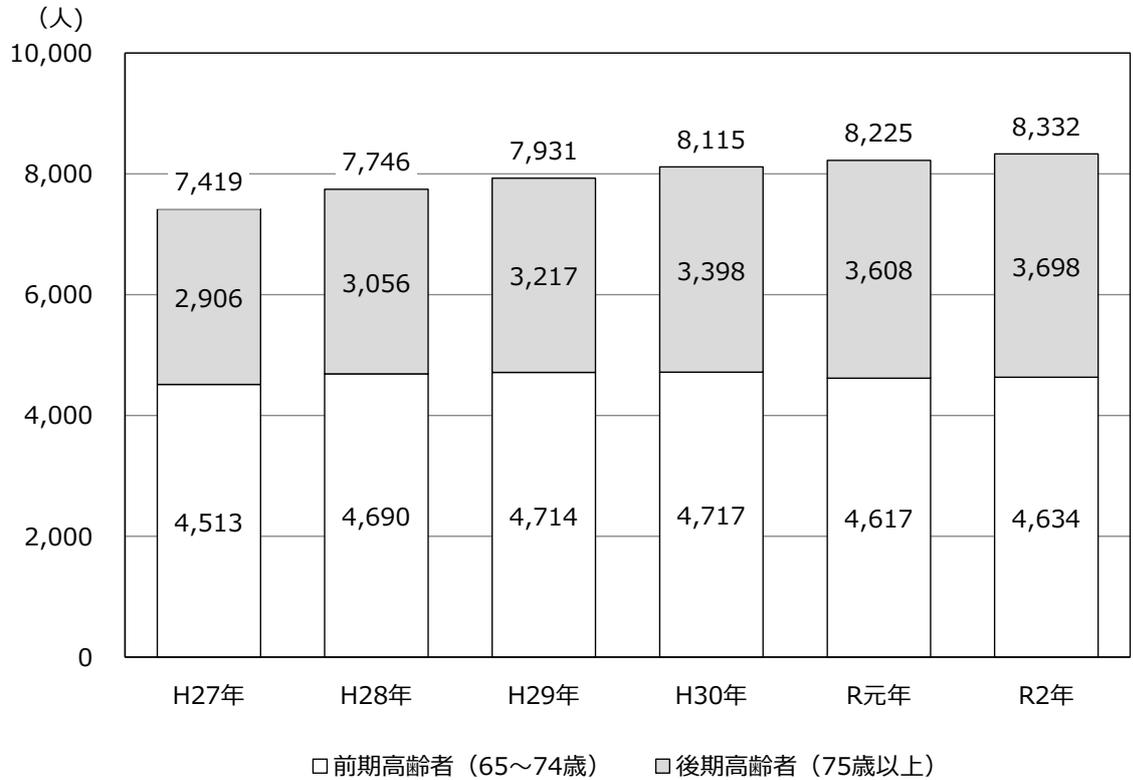


(注) 小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

資料：住民基本台帳（10月1日）

③高齢者人口の推移

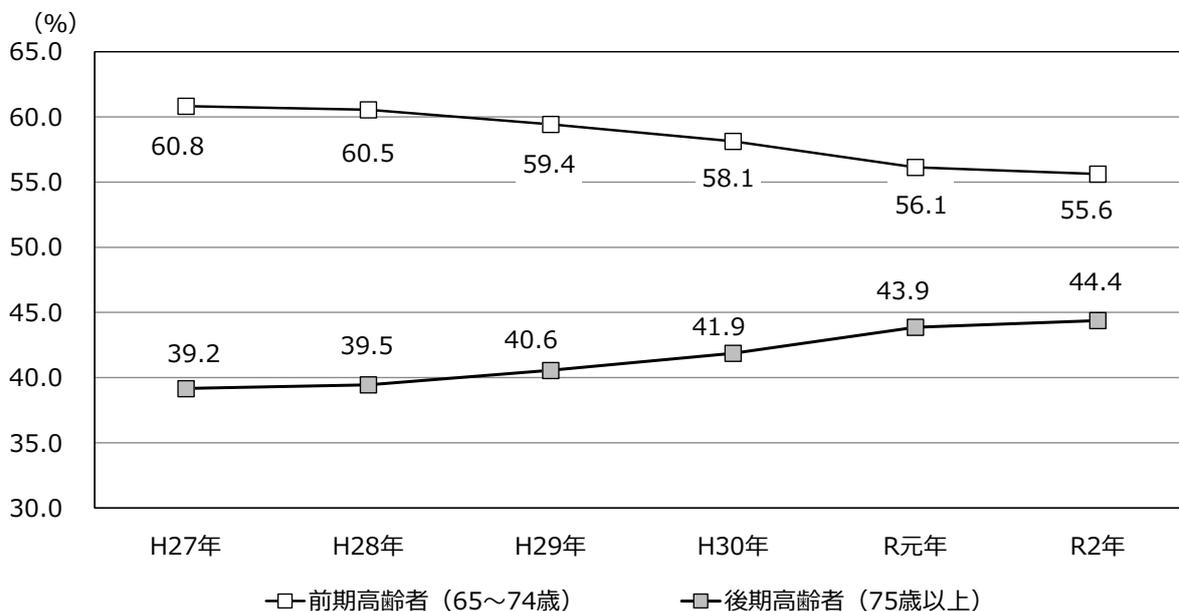
高齢者人口は増加傾向にあり、前期高齢者は、平成27年の4,513人から令和2年の4,634人と121人増加し、後期高齢者は、平成27年の2,906人から令和2年の3,698人と792人増加しています。



資料：住民基本台帳（10月1日）

#### ④高齢者人口割合の推移

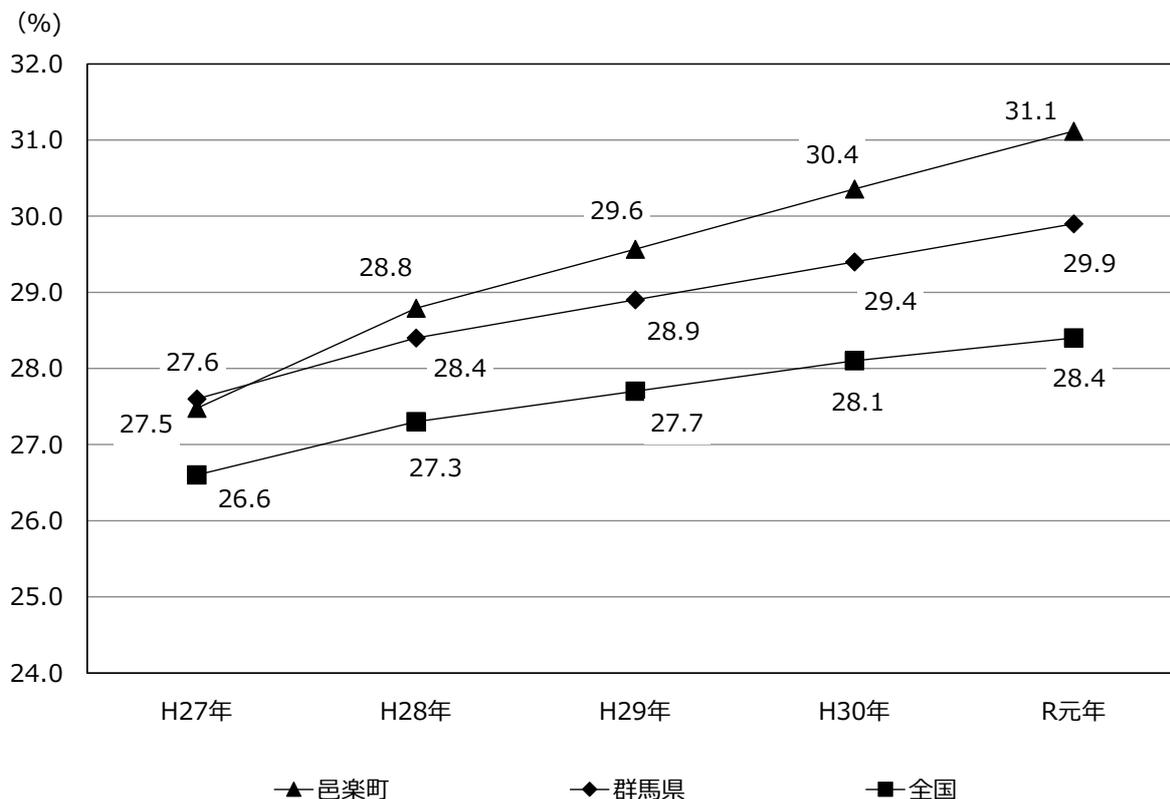
前期高齢者は、平成27年の60.8%から令和2年の55.6%と5.2ポイント減少し、後期高齢者は、平成27年の39.2%から令和2年の44.4%と5.2ポイント増加しています。



資料：住民基本台帳（10月1日）

#### ⑤高齢化率の比較

本町の高齢化率は全国及び群馬県と比較しても高い数値で推移しており、平成27年の27.5%から令和元年の31.1%と3.6ポイント上昇しています。



資料：国・県は「総務省統計局人口推計」、町は住民基本台帳（10月1日）

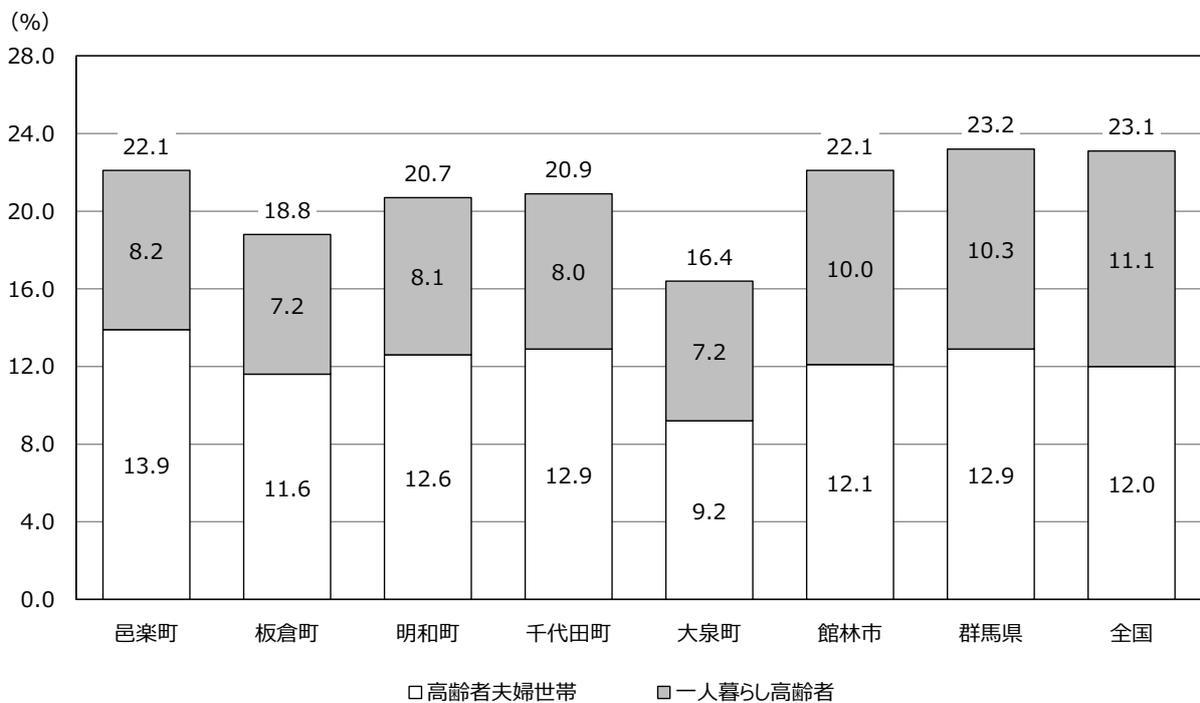
## (2) 世帯及び住居の状況

### ① 高齢者夫婦世帯、一人暮らし高齢者数

平成27年10月1日現在の本町の高齢者夫婦世帯は、1,324世帯、一人暮らし高齢者は783世帯となっています。高齢者のみの世帯が全世帯に占める割合は22.1%となります。

	全世帯	うち、高齢者のいる世帯	うち、高齢者夫婦世帯	うち、一人暮らし高齢者
世帯数(世帯)	9,516	4,741	1,324	783
割合(%)	100.0	49.8	13.9	8.2

資料：国勢調査（H27年10月1日）

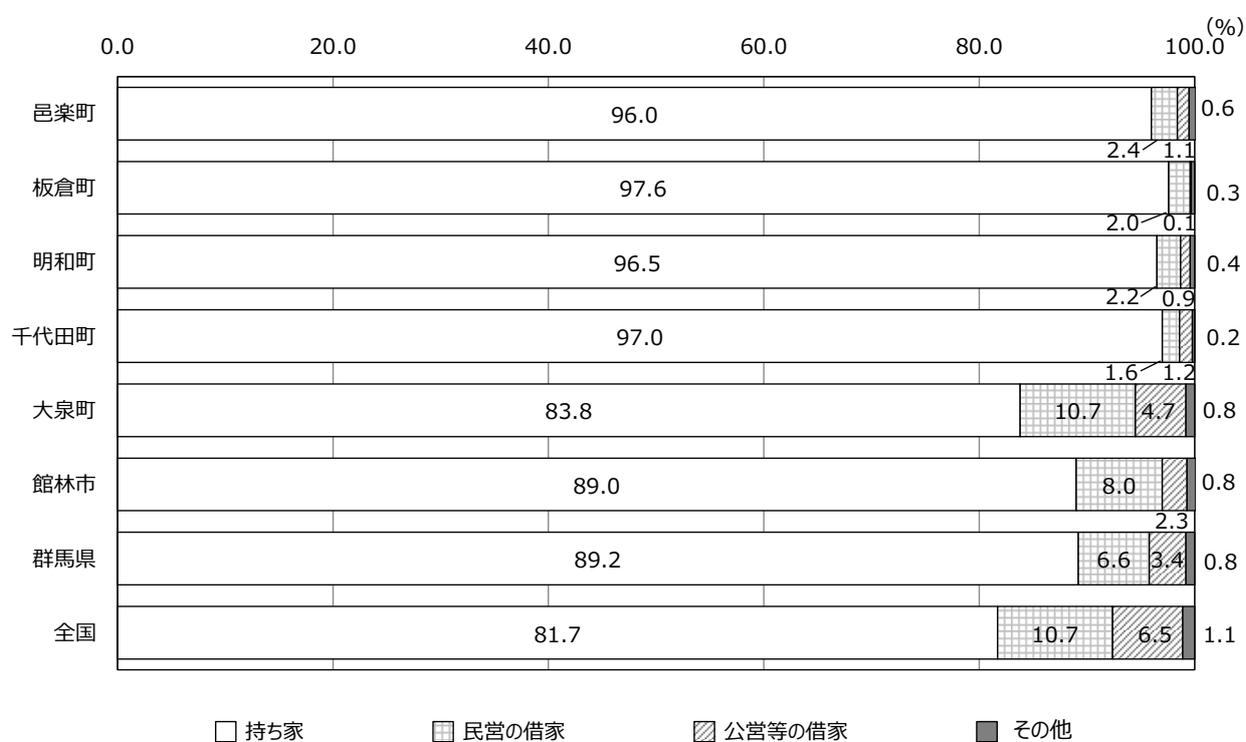


### ②高齢者のいる世帯の住居

平成27年10月1日現在の高齢者のいる世帯の住居の状況を見ると、持ち家率は96.0%となっています。そのほかは、民営の借家が2.4%、公営等の借家は1.1%となっています。

	高齢者のいる世帯	持ち家	民営の借家	公営等の借家	その他
世帯数(世帯)	4,741	4,549	114	51	27
割合(%)	100.0	96.0	2.4	1.1	0.6

資料：国勢調査（H27年10月1日）

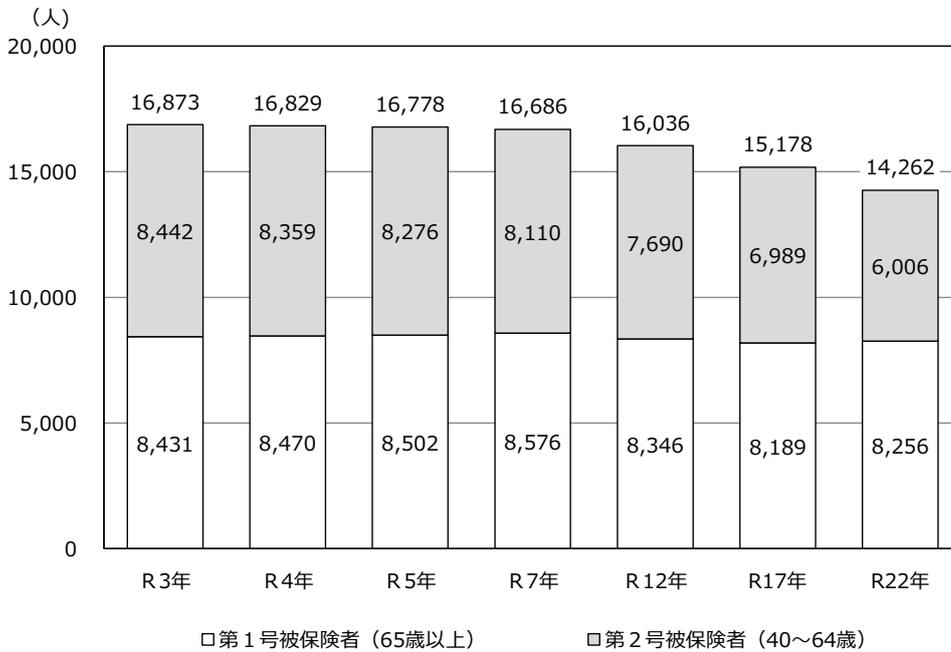


(注) 小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

### (3) 人口推計

#### ①第1号・第2号被保険者人口の推計

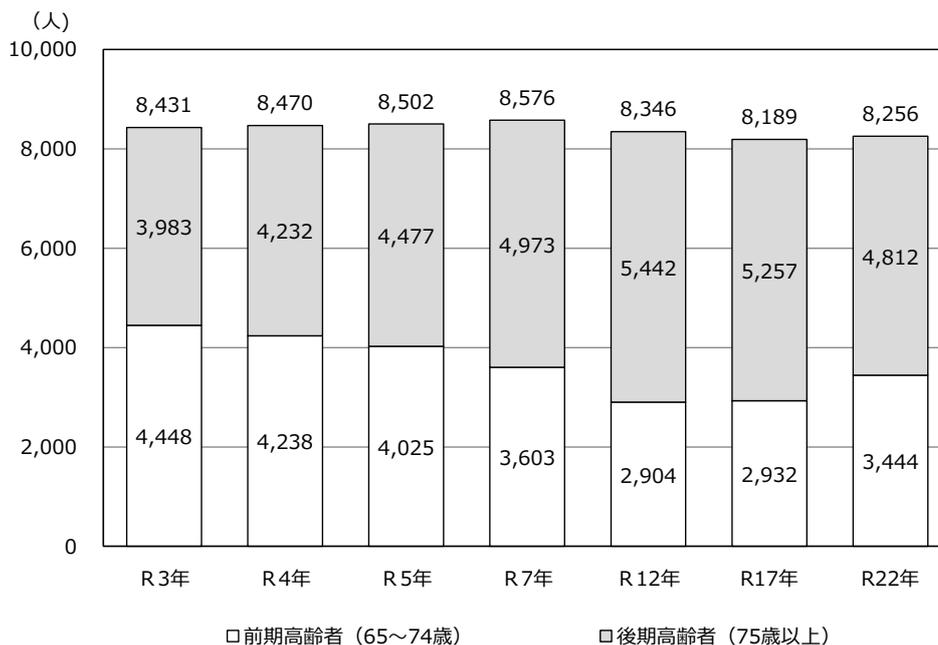
第1号・第2号被保険者人口の推計では、令和3年の16,873人から令和22年の14,262人と、約2,600人の減少が見込まれており、第1号被保険者は約200人、第2号被保険者は約2,400人の減少と予想されています。



資料：国立社会保障・人口問題研究所

#### ②高齢者人口の推計

高齢者人口の推計をみると、令和3年の8,431人から令和22年の8,256人と、約200人の減少が見込まれており、前期高齢者は約1,000人減少し、後期高齢者は約800人増加すると予想されています。

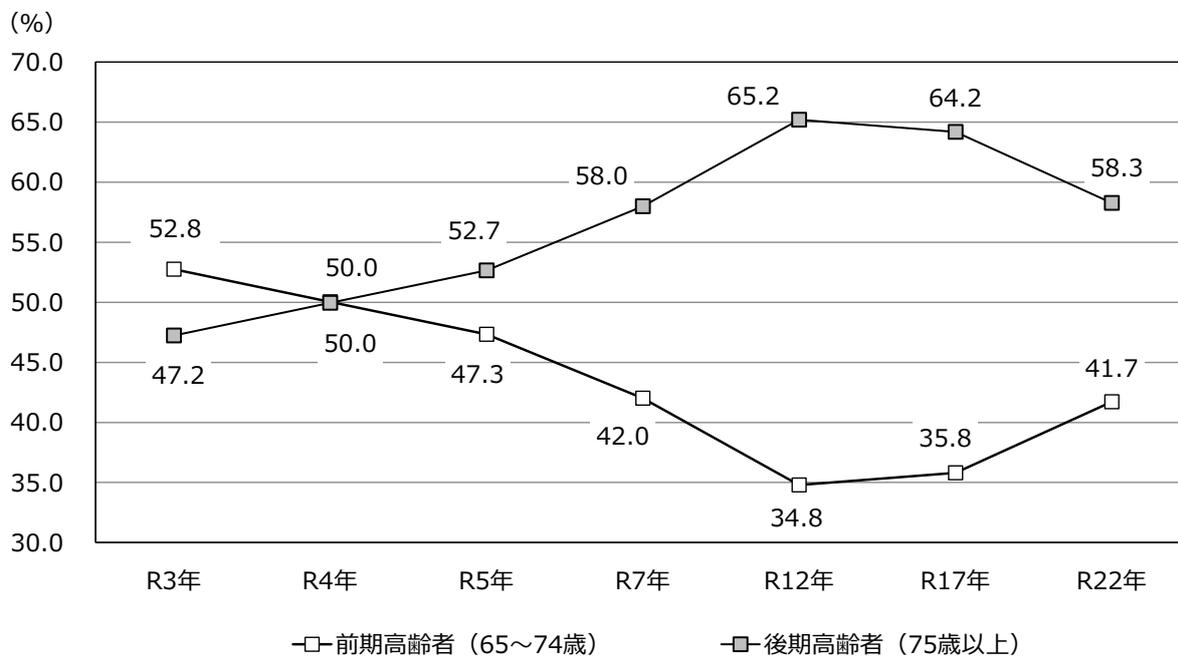


資料：国立社会保障・人口問題研究所

### ③高齢者人口割合の推計

高齢者人口割合の推計では、令和3年は前期高齢者が後期高齢者を上回っていますが、令和4年にほぼ同じとなり、以後は後期高齢者の割合が上回ると見込まれます。

しかし、後期高齢者の割合も令和12年の65.2%をピークにその後は減少に転じ、令和22年には58.3%になると見込まれます。

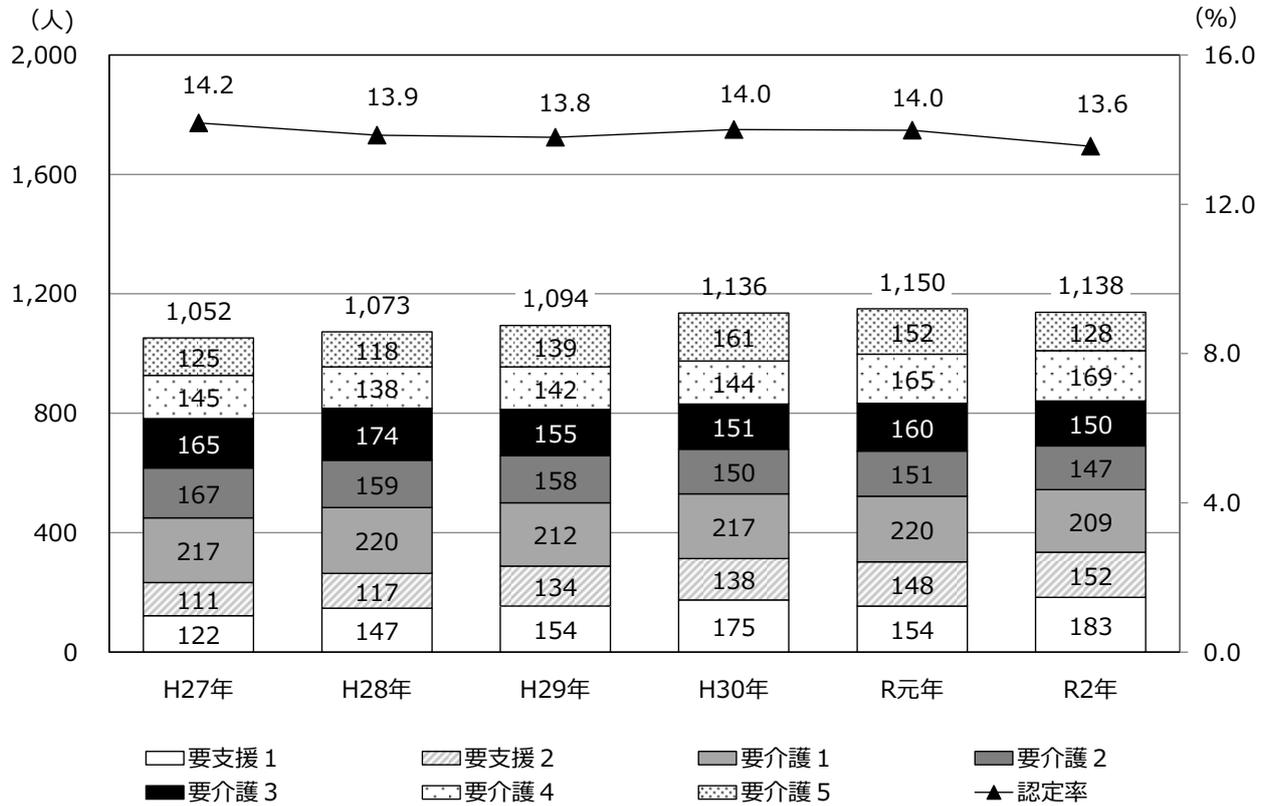


資料：国立社会保障・人口問題研究所

## 2 介護保険の利用状況

### (1) 要支援・要介護認定者数の状況（第1号被保険者）

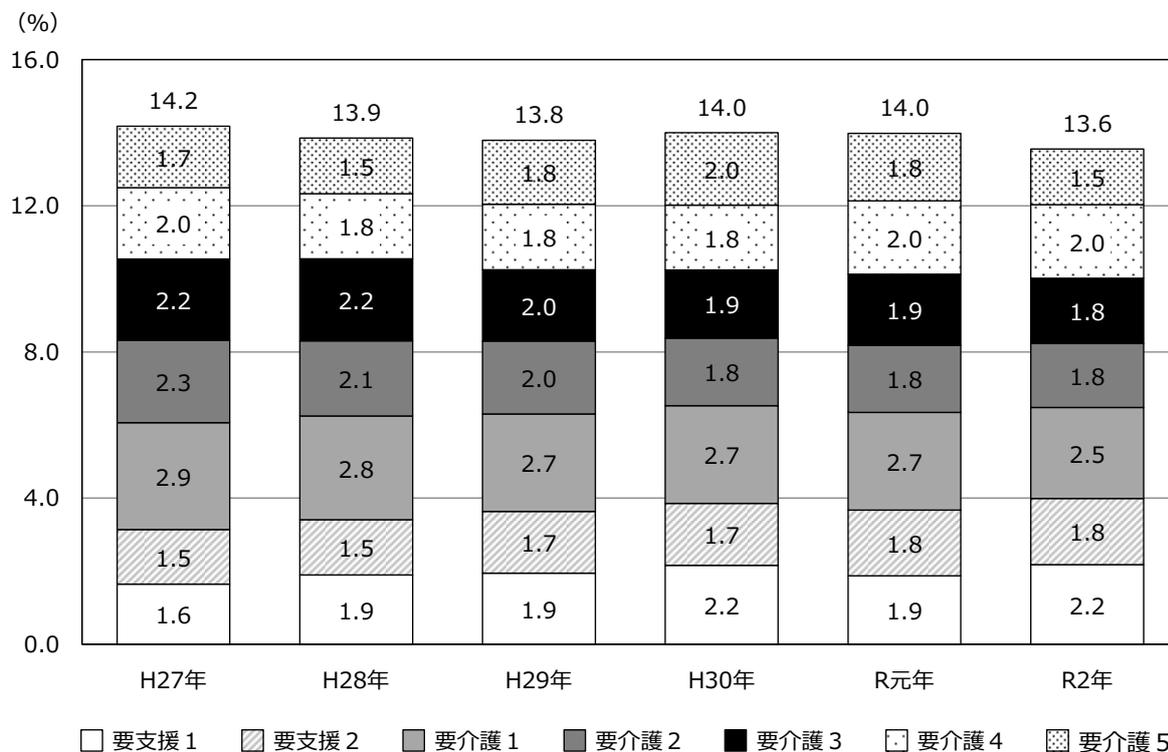
要支援・要介護認定者数は、令和元年から令和2年にかけて減少が見られたものの、ここ数年間では緩やかな増加傾向にあります。特に要支援1の認定者数は大きく伸びており、平成27年の122人から令和2年の183人と61人の増加となっています。



資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム

## (2) 要支援・要介護認定率の推移（第1号被保険者）

認定率は平成27年の14.2%から令和2年の13.6%と、0.6ポイントの減少となっており、おおむね横ばいが続いている状況です。

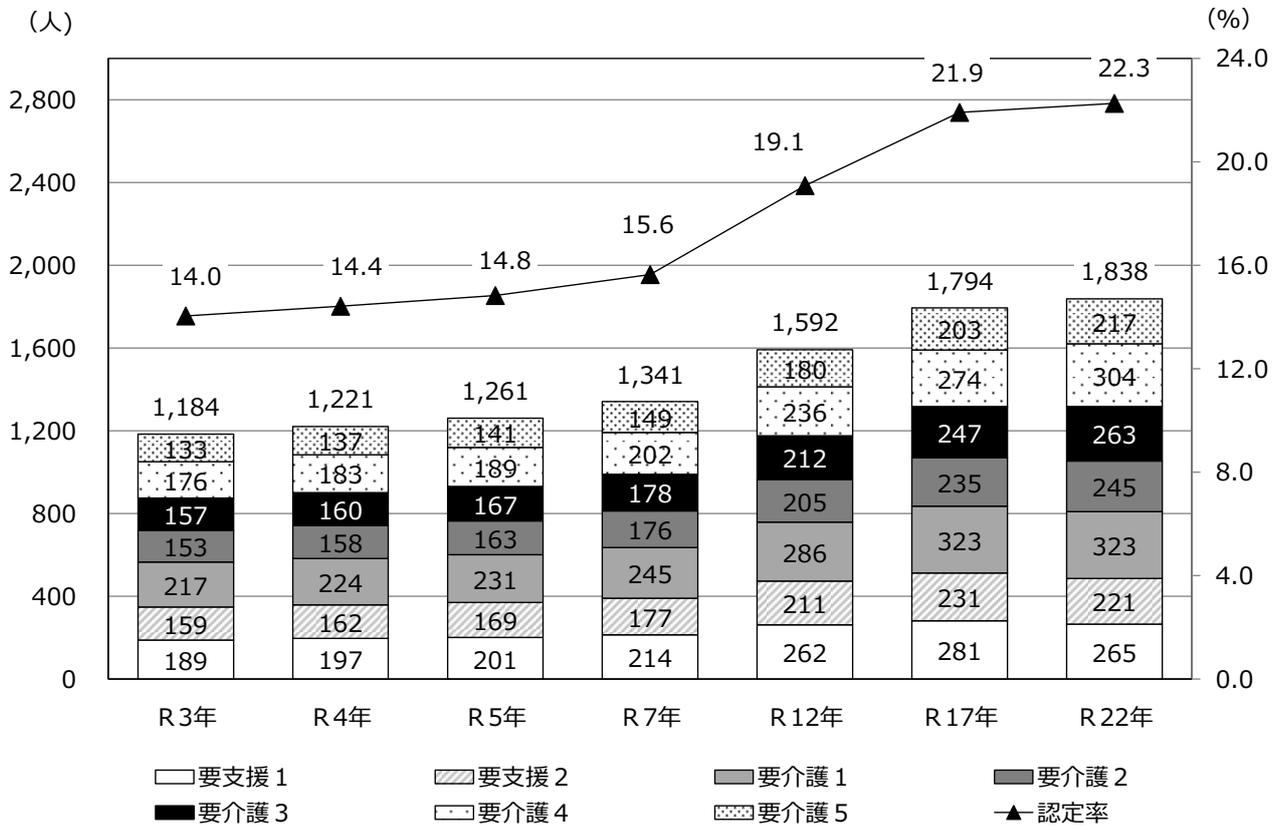


資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム

(3) 要支援・要介護認定者数の推計（第1号被保険者）

要支援・要介護認定者数の推計では、令和3年の1,184人から令和22年の1,838人と、約700人増加すると見込まれます。

認定率は令和3年の14.0%から令和22年の22.3%と、約8ポイントの増加が予想されています。

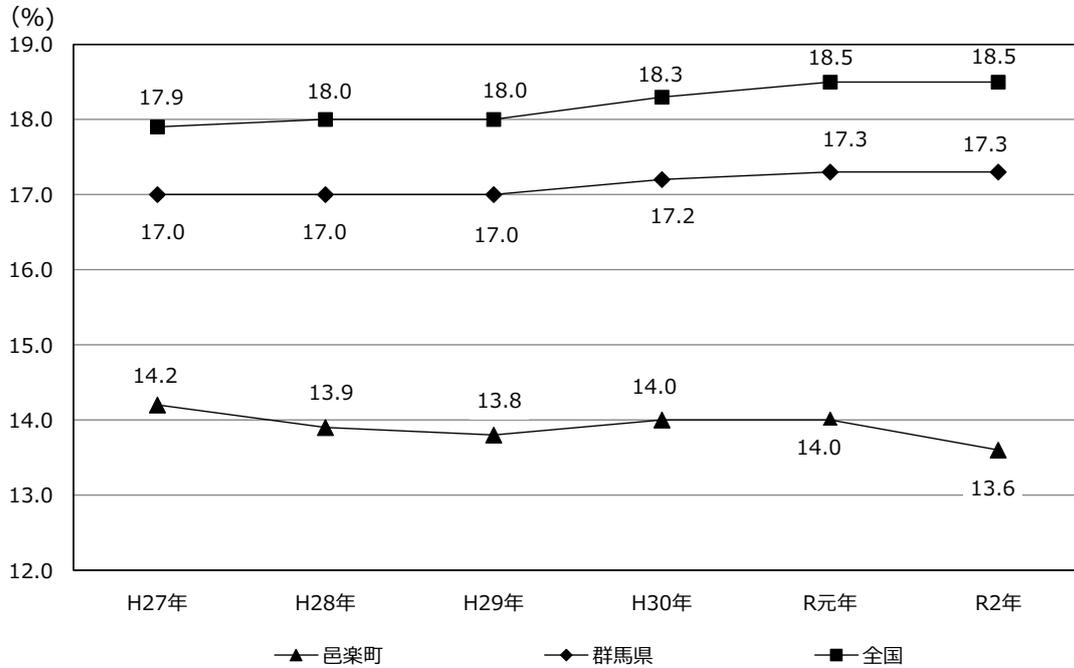


資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム

### (4) 要支援・要介護認定率の比較

#### ①群馬県・全国との比較

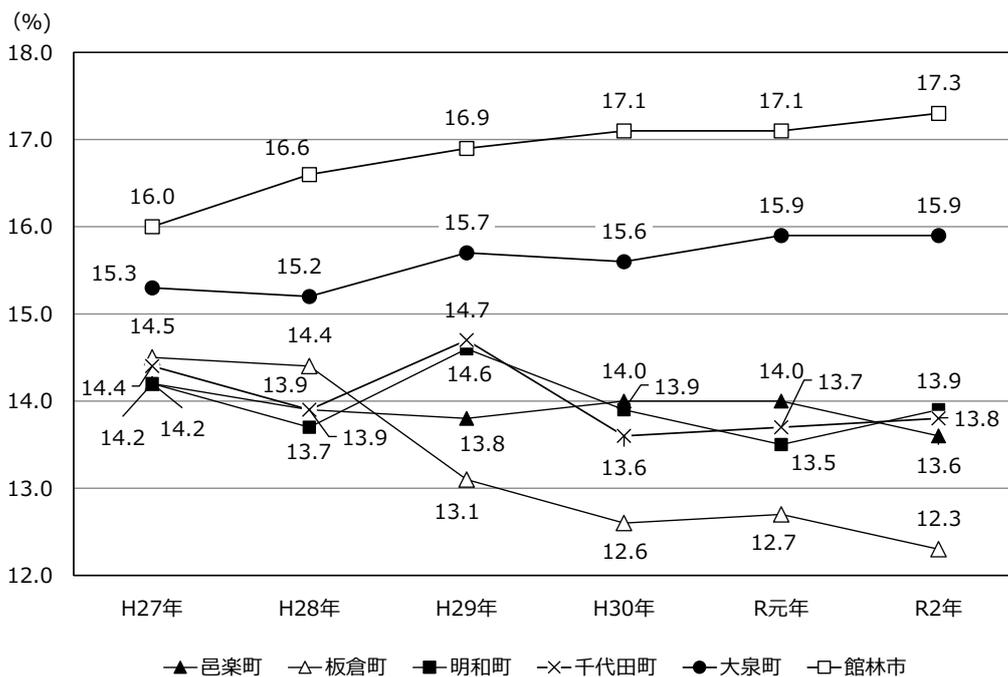
群馬県・全国との認定率の比較では、本町は群馬県及び全国と比較して低い数値で推移しており、令和2年では、国からは4.9ポイント、県からは3.7ポイント低くなっています。



資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム

#### ②近隣市町との比較

近隣市町との認定率の比較では、本町は近隣市町とおおむね同程度の認定率で推移しています。

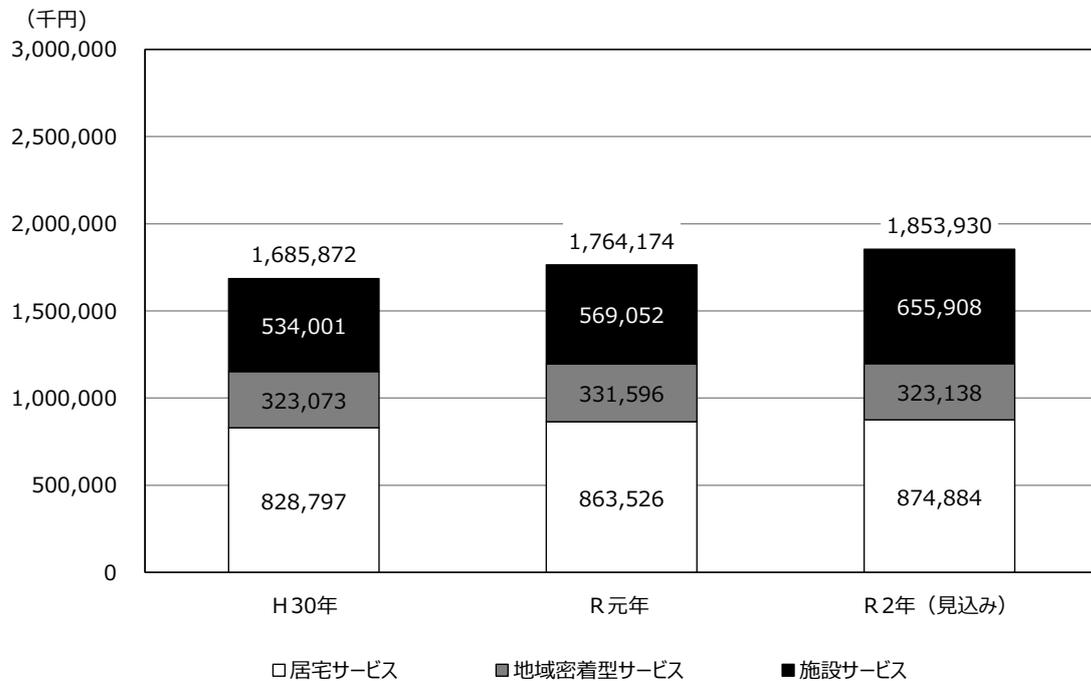


資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム

### (5) 介護給付費の状況

介護給付費の状況を見ると、平成30年の約16億8千6百万円から令和2年には約18億5千4百万円と約1億6千8百万円増加しています。

特に、施設サービス<sup>※</sup>が平成30年の約5億円から令和2年には約6億円と大きく増加しています。



資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム

※居宅サービス：自宅で生活する人を対象とした介護サービス。

※地域密着型サービス：住み慣れた地域で生活を継続できるように身近な市町村で提供するサービス。原則サービスを提供する施設・事業所のある市町村に住んでいる人が利用できる。

※施設サービス：介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院（介護療養型医療施設）の介護保険3施設。

### 3 アンケート調査結果からみる現状

#### (1) 調査概要

調査区分	対象	配布数	有効回収数	有効回収率
介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	65歳以上の高齢者	2,000通	1,439通	72.0%

■調査方法：郵送配布・郵送回収

■実施期間：令和2年1月15日～令和2年1月31日

調査区分	対象	配布数	有効回収数	有効回収率
在宅介護実態調査	要支援・要介護認定を 受けている人	192通	172通	89.6%

■調査方法：認定調査員による聞き取り

■実施期間：令和元年10月1日～令和2年3月31日

#### (2) アンケート調査結果の抜粋

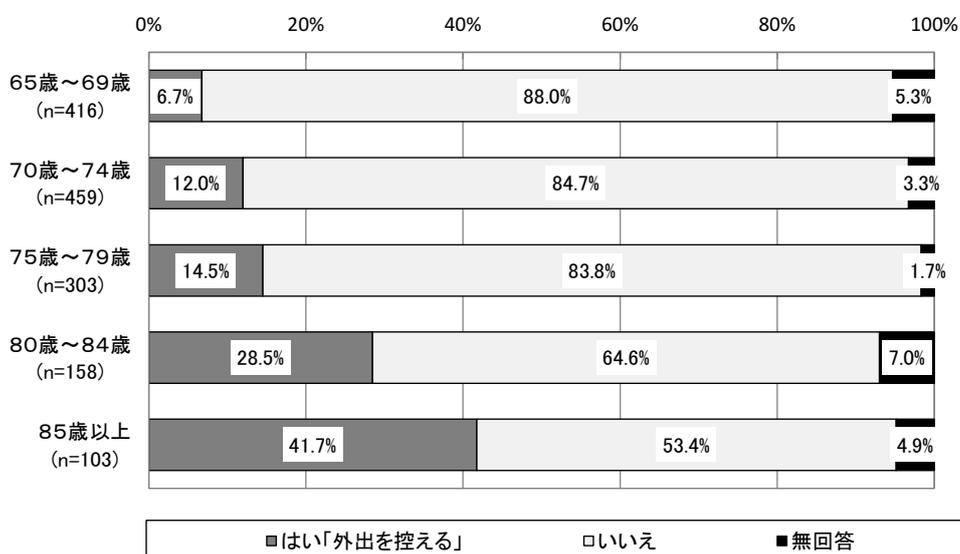
##### ①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

(注) n=回答者数

##### ★外出について

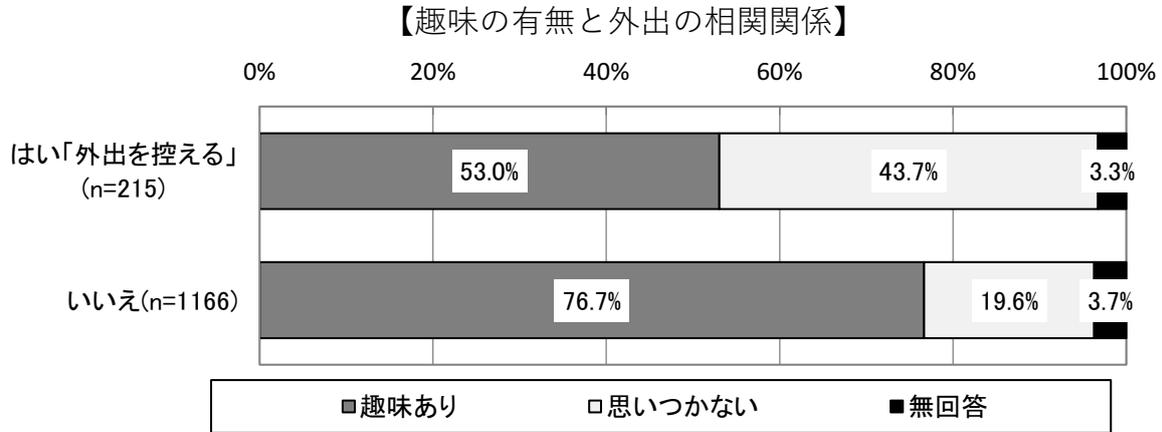
年齢と外出の相関関係について、65歳～69歳と85歳以上を比較すると、「外出を控える」と回答した割合が30ポイント以上増加しており、年齢が上がるにつれて外出を控えている人の割合が増加していることがわかります。

【年齢と外出の相関関係】

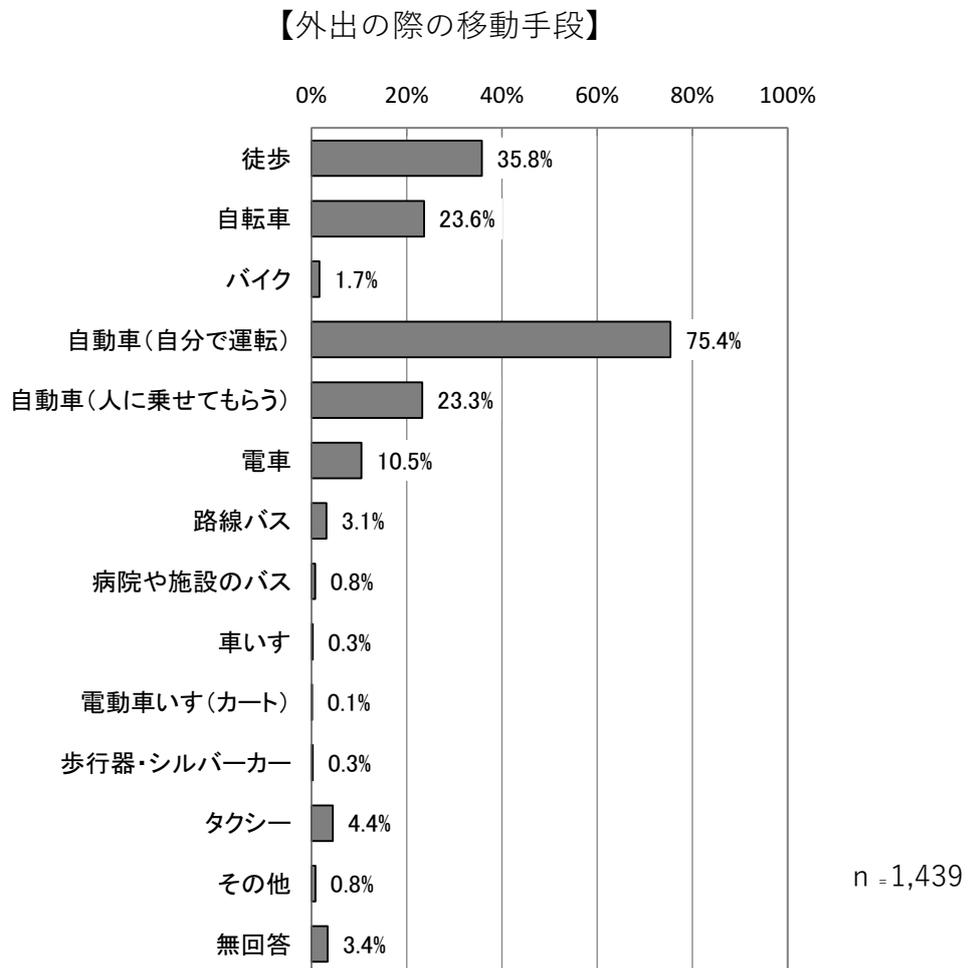


(注) 小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

趣味の有無と外出の相関関係では、「趣味がある」と回答した人では約8割の人が外出していると回答しており、外出を控えている人と比較すると20ポイント以上の差があります。

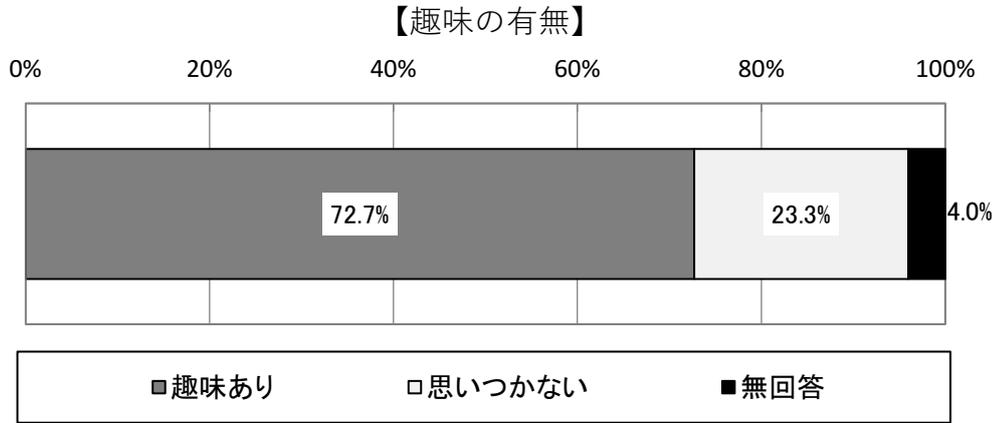


外出の際の移動手段では、「自動車（自分で運転）」が約8割と最も多く、次に徒歩が約4割となっています。



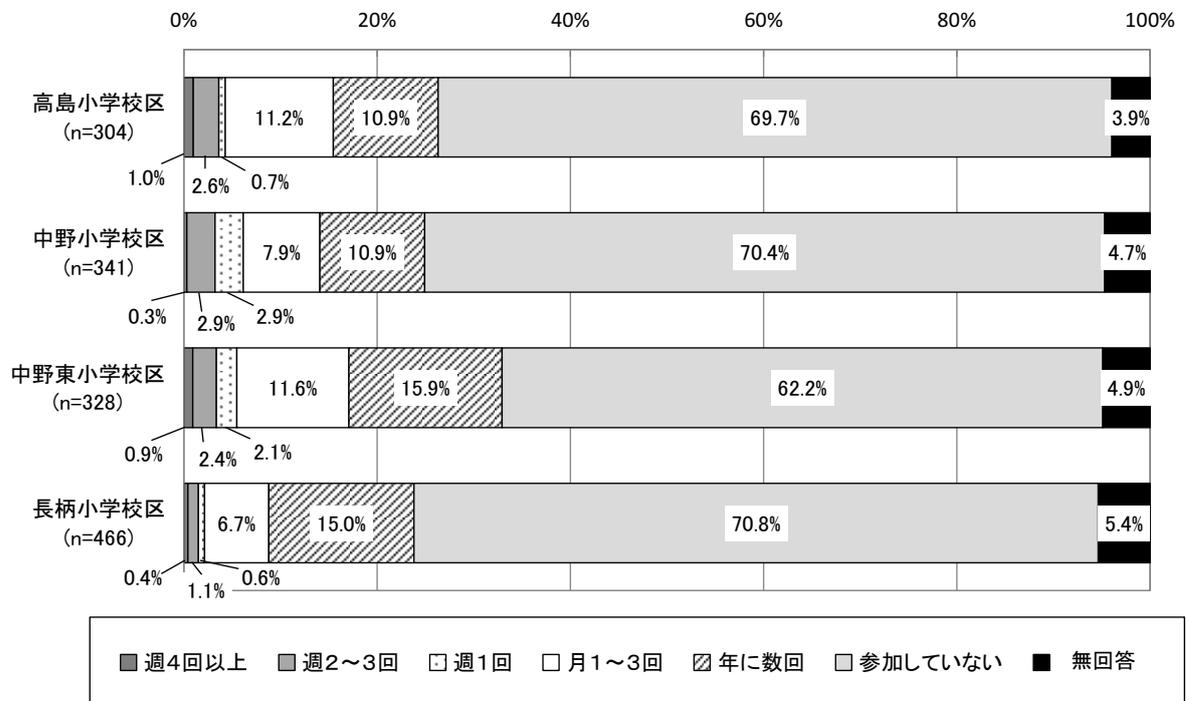
★趣味の有無や地域での活動について

趣味の有無では、「趣味あり」が約7割、「思いつかない」が約2割となっています。



ボランティアへの参加状況を地区別にみると、中野東小学校区の参加頻度が最も高く、次に高島小学校区となっています。

【地区別にみたボランティアの参加状況】

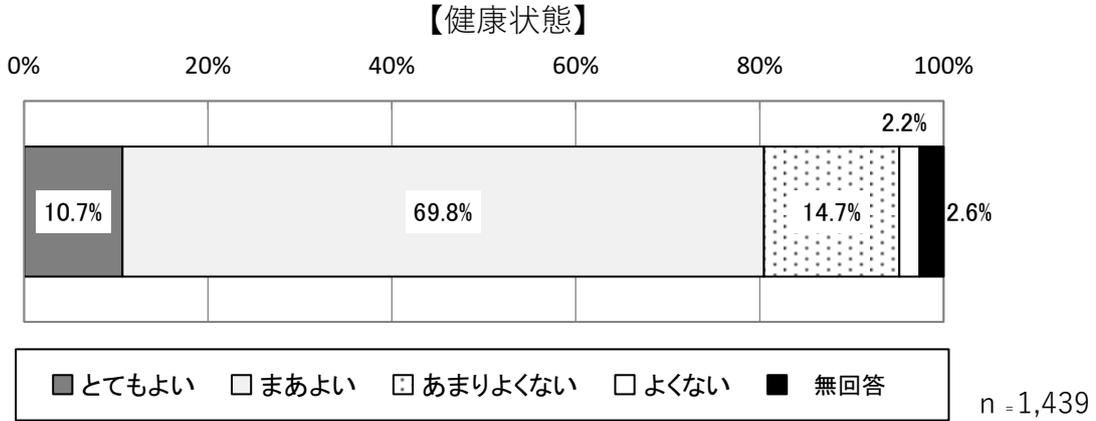


(注) 小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が 100.0%にならない場合があります。

★健康について

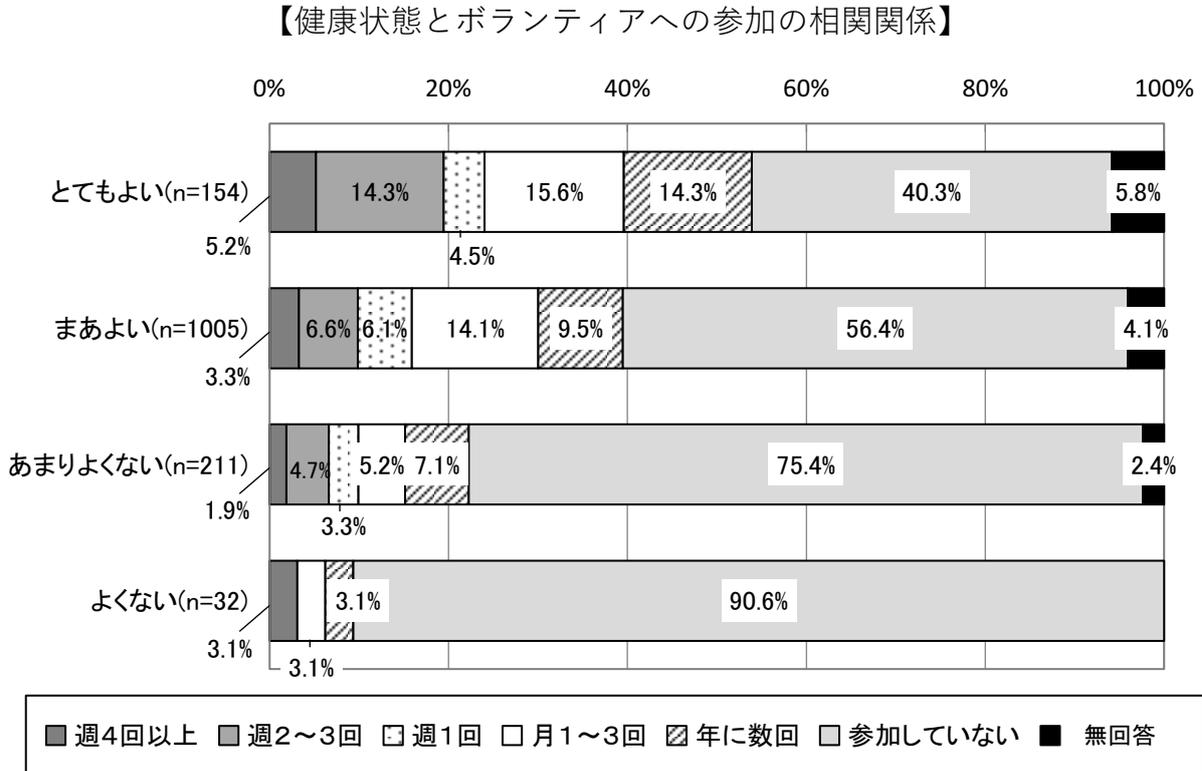
健康状態では、「とてもよい」が約1割、「まあよい」が約7割となっており、8割の人が健康状態はおおむねよいと回答しています。

また、健康状態は「あまりよくない」「よくない」と回答した人は約2割となっています。



健康状態とボランティアへの参加の相関関係では、「とてもよい」、「まあよい」と回答した人ほどボランティアへの参加をしていることがうかがえます。

また、不参加の割合を、健康状態で比較すると、「とてもよい」では約4割なのに対し「よくない」では約9割となっており、5割の差がでていることが見てとれます。

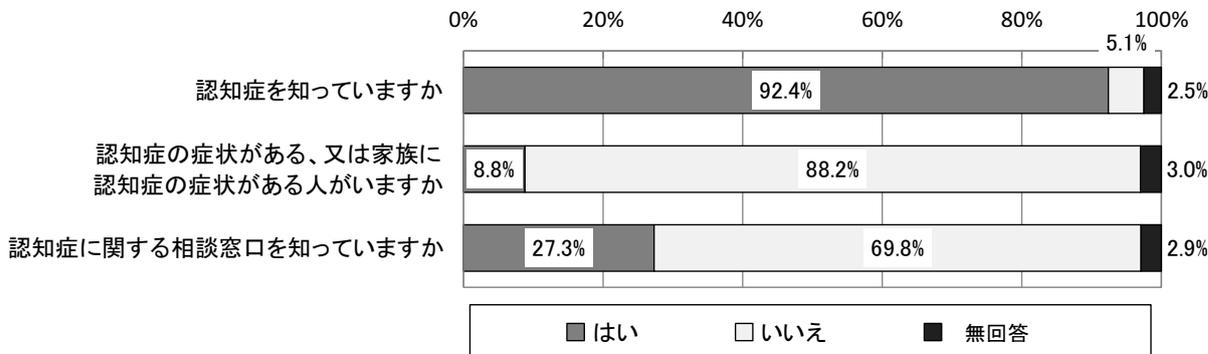


(注) 小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が 100.0%にならない場合があります。

★認知症について

認知症については約9割の人が「知っている」と回答しており、「自身や家族に認知症の症状がある」と回答した人は約1割となっています。

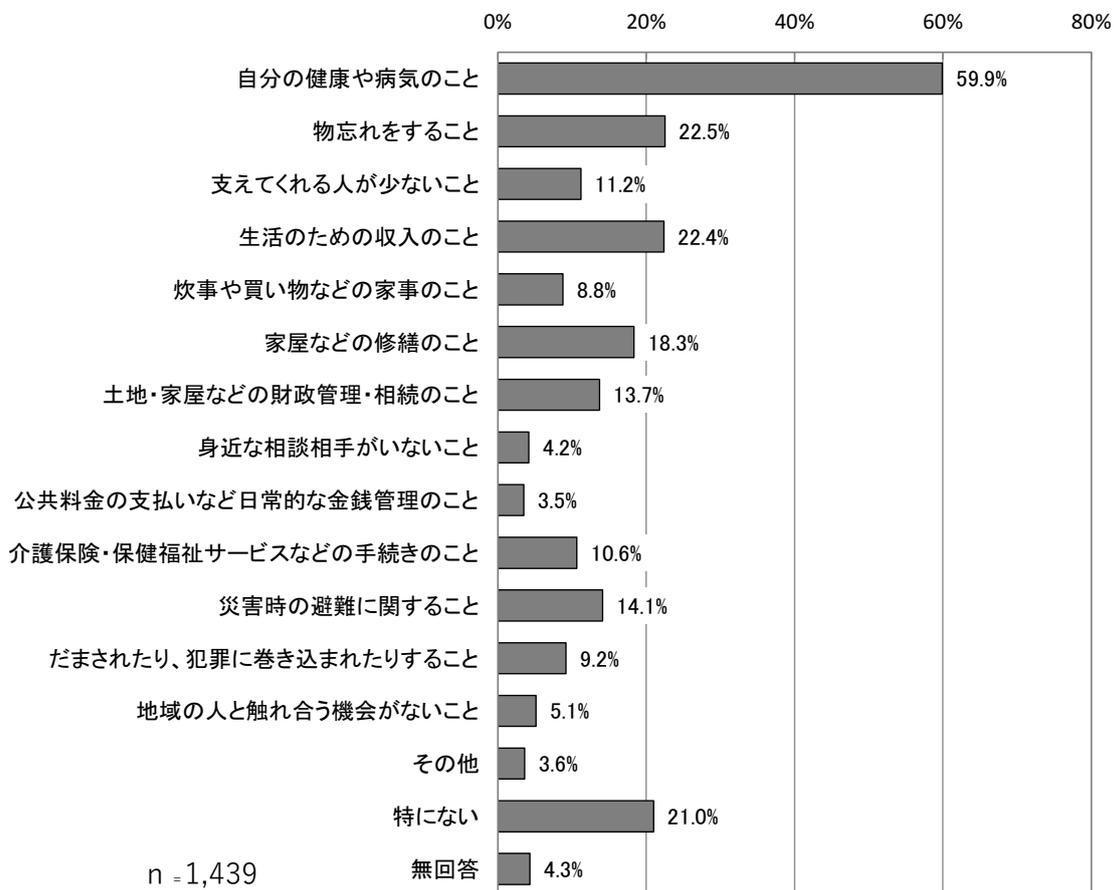
また、認知症に関する相談窓口の認識では約7割の人が「知らない」と回答しています。



★今後の生活について

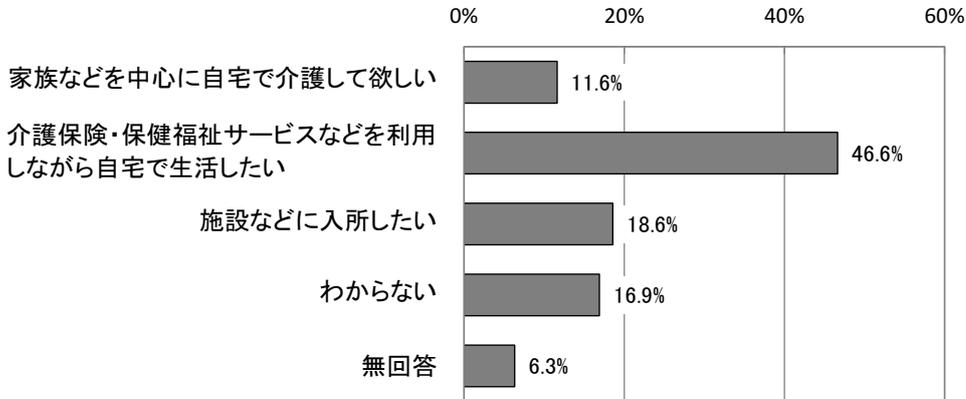
現在の心配事については、約6割の人が「自分の健康や病気のこと」と回答しており、次に「物忘れをすること」や、「生活のための収入のこと」と回答しています。

【現在心配していること】



介護が必要になった際の意向は、「介護保険・保健福祉サービスなどを利用しながら自宅で生活したい」が約5割、「施設などに入所したい」が約2割となっています。

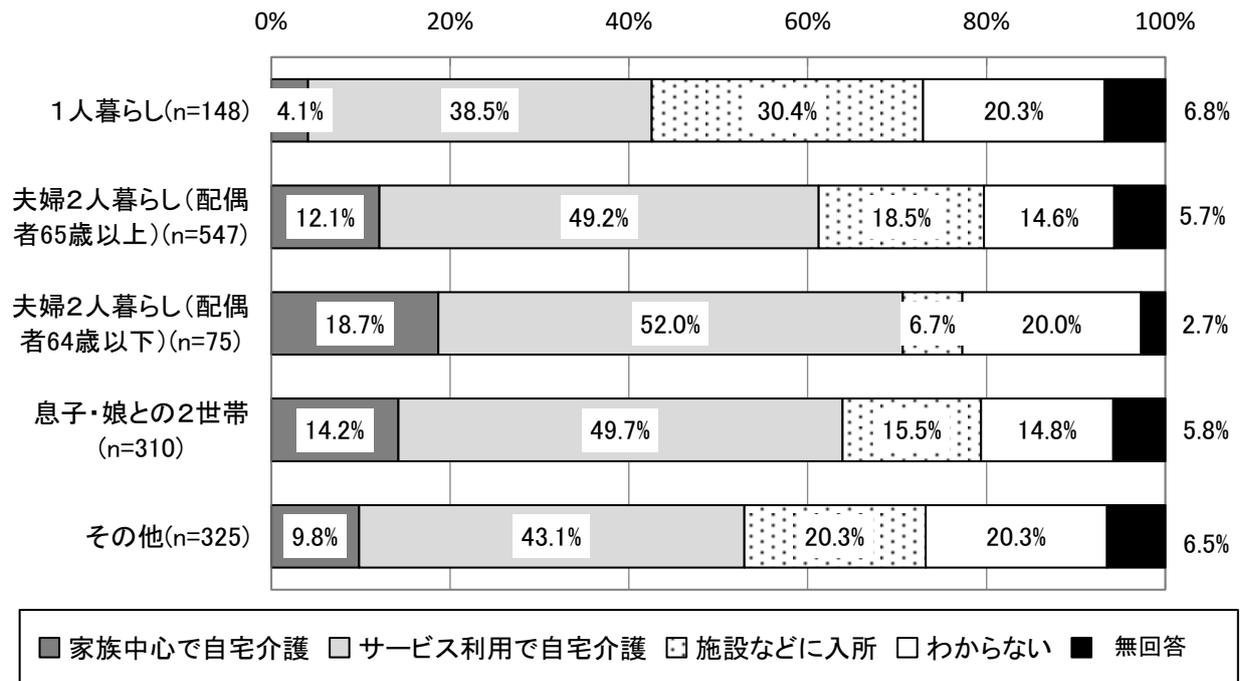
【介護が必要になった際の意向】



n = 1,439

介護が必要になった際の意向と回答者の世帯構成をみると、一人暮らしをしている人では、「施設などに入所」を希望する人の割合が、ほかの世帯構成と比較すると高くなっており、夫婦2人暮らし（配偶者64歳以下）では、「家族中心で自宅介護」を望んでいる人の割合が、ほかの世帯構成と比較すると高くなっています。

【介護が必要になった際の意向と世帯構成】

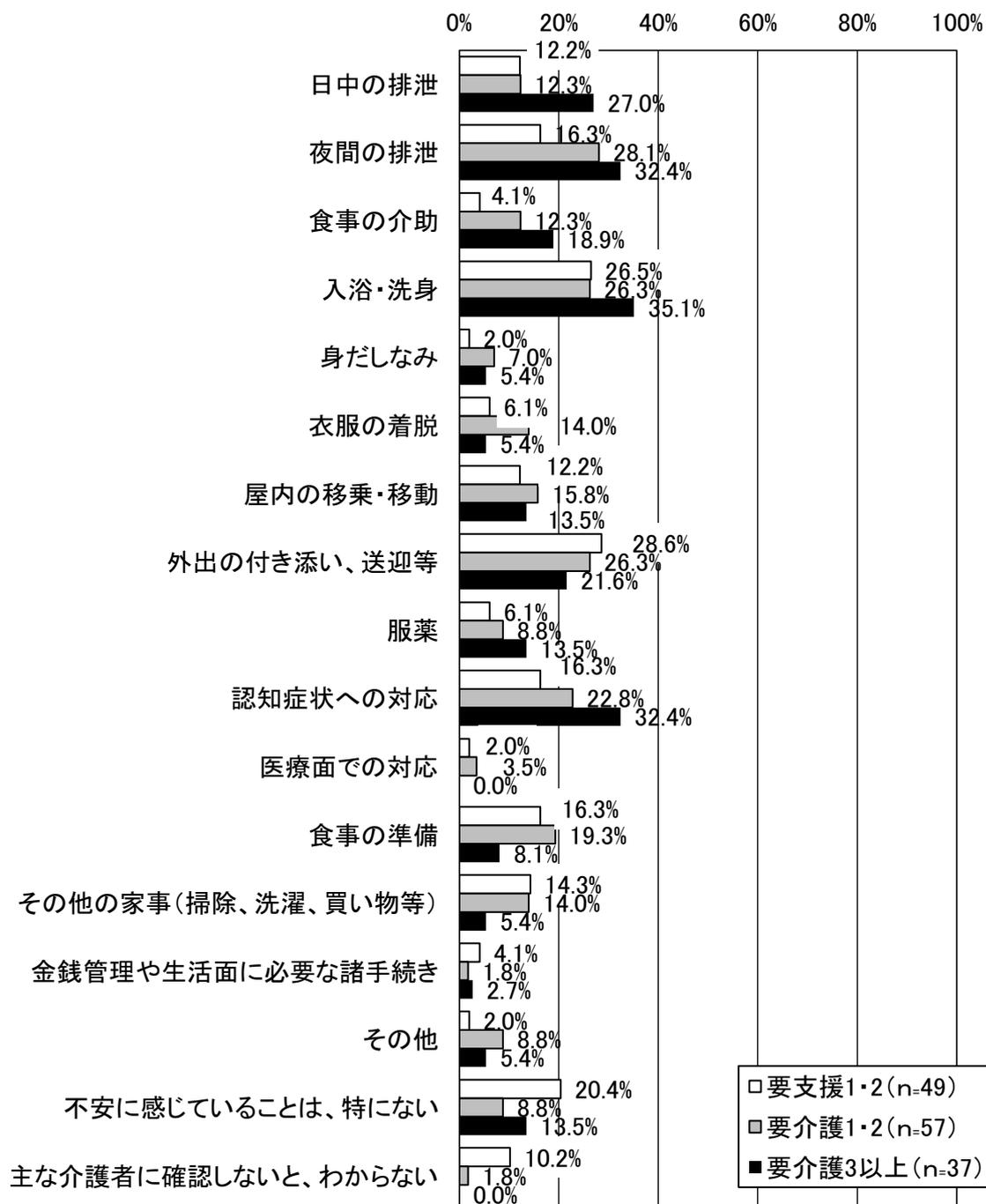


(注) 小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が 100.0%にならない場合があります。

②在宅介護実態調査

★介護度別にみた介護者が不安に感じる介護について

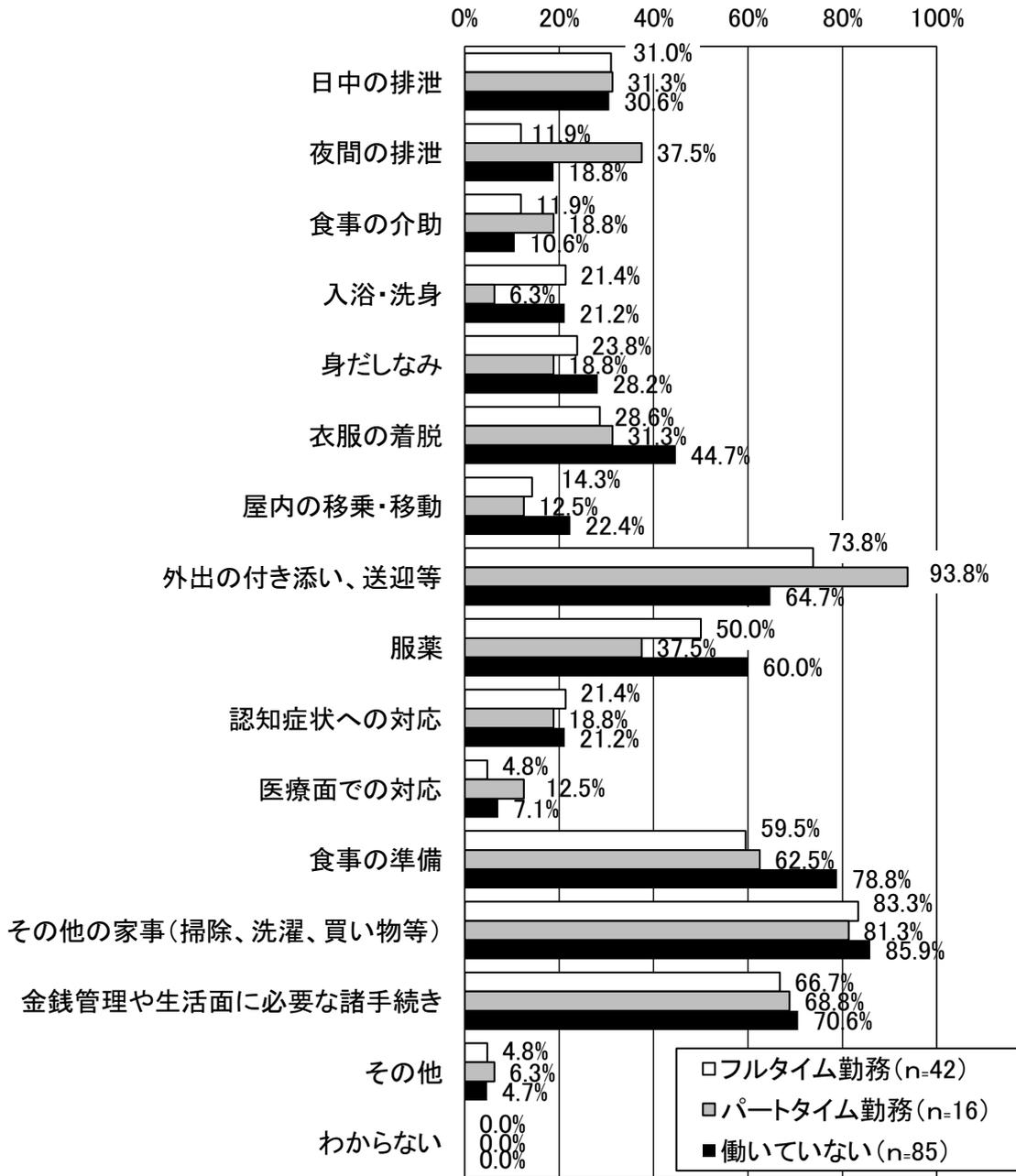
介護者が不安に感じる介護を介護度別にみると、要支援1・2では「外出の付き添い、送迎等」が最も多く、要介護1・2では「夜間の排泄」、要介護3以上では「入浴・洗身」となっています。



★勤務形態別にみた介護者が行っている介護について

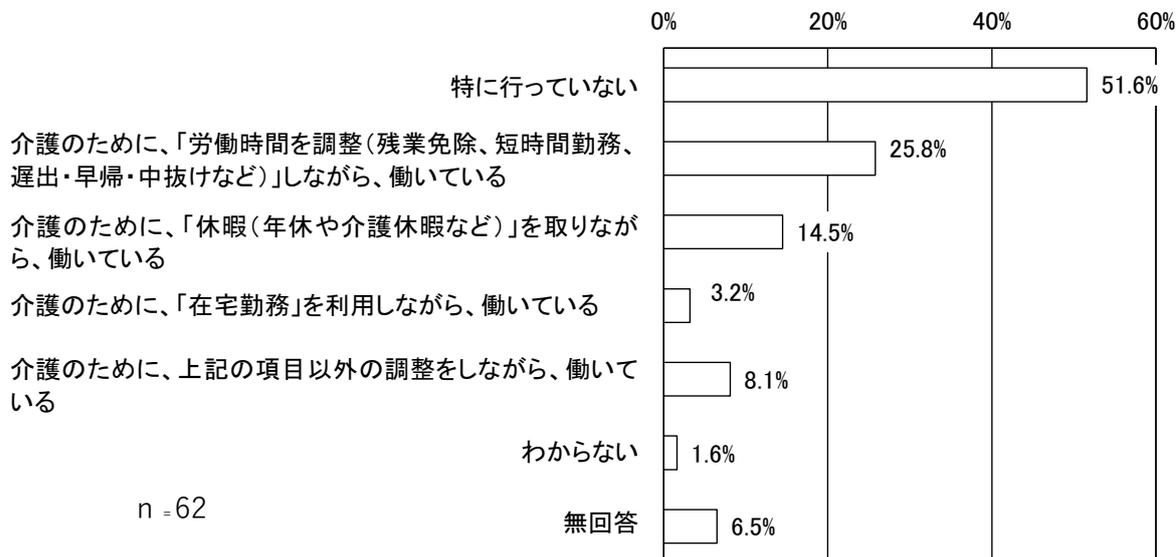
介護者が行っている介護については、「外出の付き添い、送迎等」や、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が多くなっています。

それ以外の項目をみると、フルタイム勤務、パートタイム勤務では「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」、働いていない人では「食事の準備」が多くなっています。



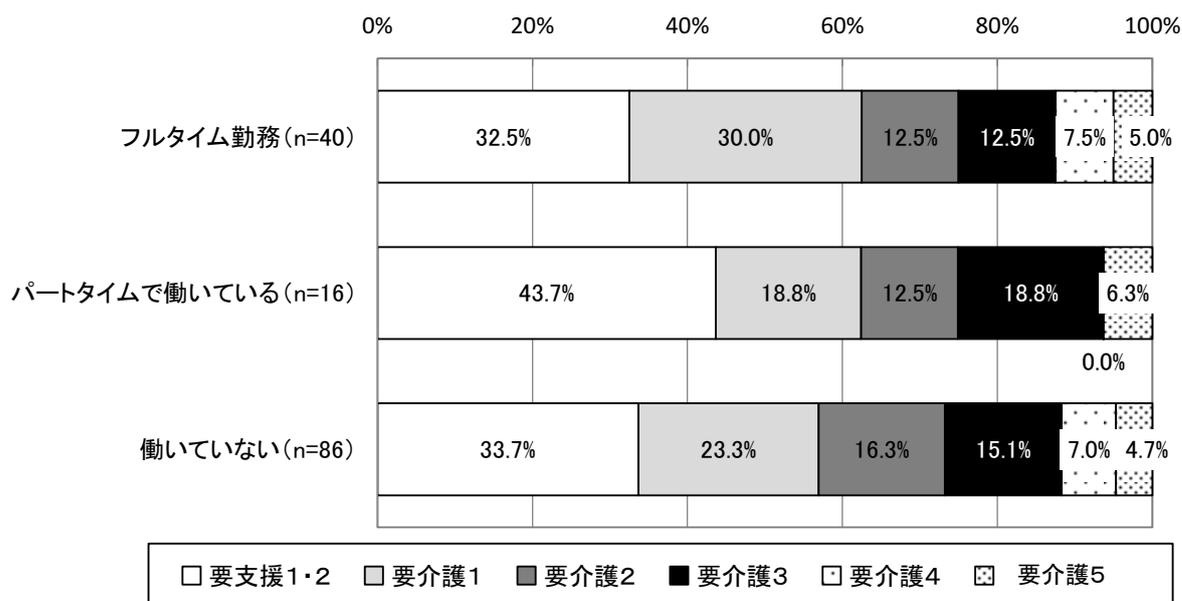
★介護にかかわる働き方の調整

介護をするにあたって、働き方の調整をしているかどうかでは、「特に行っていない」が約5割となっており、「労働時間の調整をしながら働いている」と回答した人が約3割となっています。



★介護者の勤務形態別の介護度

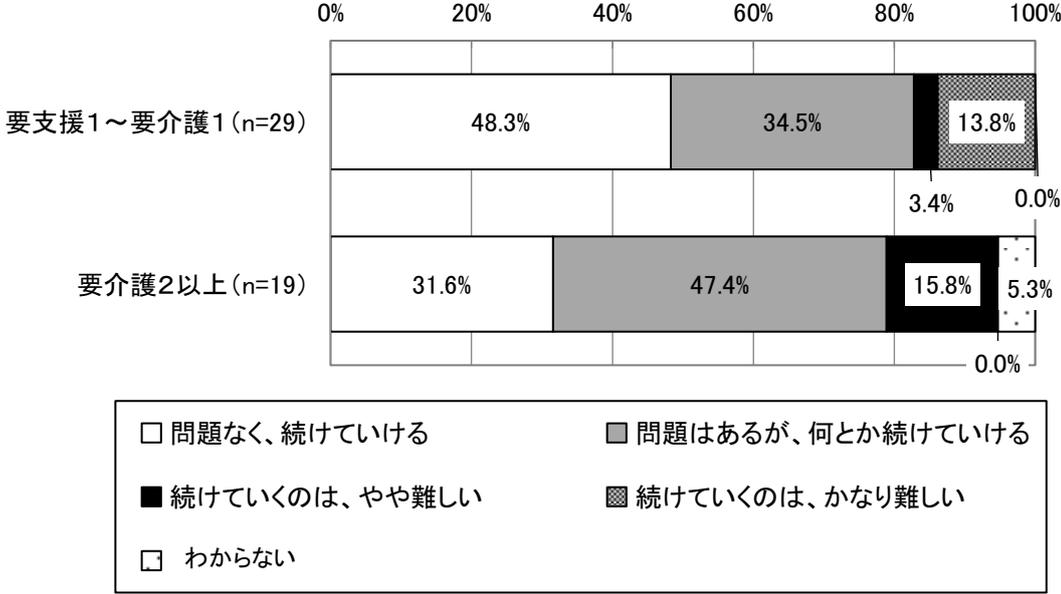
介護者の勤務形態別に介護度をみると、要介護2以上に関してはどの勤務形態においても大きな差はありませんが、フルタイム勤務では要介護1の割合がほかの項目に比べると多くなっています。



(注) 小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が 100.0%にならない場合があります。

★介護度別にみた就労の継続

介護者が就労を継続することについて、介護度別にみると、要支援1～要介護1については約5割の人が「問題なく続けていける」と回答していますが、要介護2以上では、約3割にまで減少しており、介護度が高くなるにつれて、負担が増加していることがわかります。



(注) 小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が 100.0%にならない場合があります。

## 4 町が取り組むべき課題

### ◆高齢者の健康づくりと生きがいづくり

本町の高齢化率は国や群馬県と比べて高く、今後も増加していくことが見込まれています。64歳以下の人口が年々減少している一方で、65歳以上の人口は年々増加しており、すでに町内の約半分もの世帯が、高齢者がいる世帯となっています。

高齢になると体力の衰えや新しいことに対する意欲が減退し、人との繋がりや交流が減ることで閉じこもりになるケースが増えています。閉じこもりになった高齢者は運動不足により身体機能が低下したり、社会的に孤立し生きがいのない生活に陥ることが多いため、ボランティア活動などを通じた社会参加の機会を提供することにより、元気で健康的に過ごせる環境づくりをしていくことが課題です。

### ◆認知症対策の推進

認知症は早期発見によりその進行を遅らせることができます。そのためには、自身や周囲の人が認知症ではないかと不安になった際、すぐに相談できる体制づくりが重要です。

アンケート調査の結果では、「周囲に認知症の人がいる」と回答した人は1割程度でしたが、相談窓口を知らないという回答が約7割となっており、本町としても早急かつ積極的な「認知症相談窓口」の周知が必要です。

今後、高齢者の増加に伴って認知症の高齢者が増えていくことが予想されるため、令和元年6月に認知症施策推進関係閣僚会議で取りまとめられた「認知症施策推進大綱」を踏まえた認知症対策を推進することが重要な課題といえます。

### ◆高齢者の在宅生活サポートの充実

アンケート調査の結果から、介護が必要になった際には「介護保険・保健福祉サービスを受けて自宅で生活したい」と回答した人が多く、世帯構成の相関関係を見ても同様の回答が多く見受けられました。

在宅生活においては、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」や「金銭の管理・行政の諸手続き」といった日常生活に密着した支援が求められます。高齢者自身が希望する自宅での生活をサポートするために、公的な支援はもちろん地域住民も含めた社会全体での協力が不可欠です。

高齢者が住み慣れた地域で生活していくためには、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される仕組みを強化する必要があります。

### ◆介護者支援体制の拡充

高齢者の日常の生活介護をしている家族等の介護者に対して、介護にかかる経済的負担に対するサポートはもちろんのこと、身体的・精神的なサポートが大切です。

介護者が行っている介護内容は「外出の付き添い、送迎等」や「夜間の排泄」、「入浴・洗身」など多岐にわたっており、要介護・要支援の重度化が進むほど介護者への負担は大きくなります。さらに、介護にあたって労働時間の調整や在宅勤務などを取り入れて働いている人が約5割となっており、この割合はさらに増えていくと予想されます。

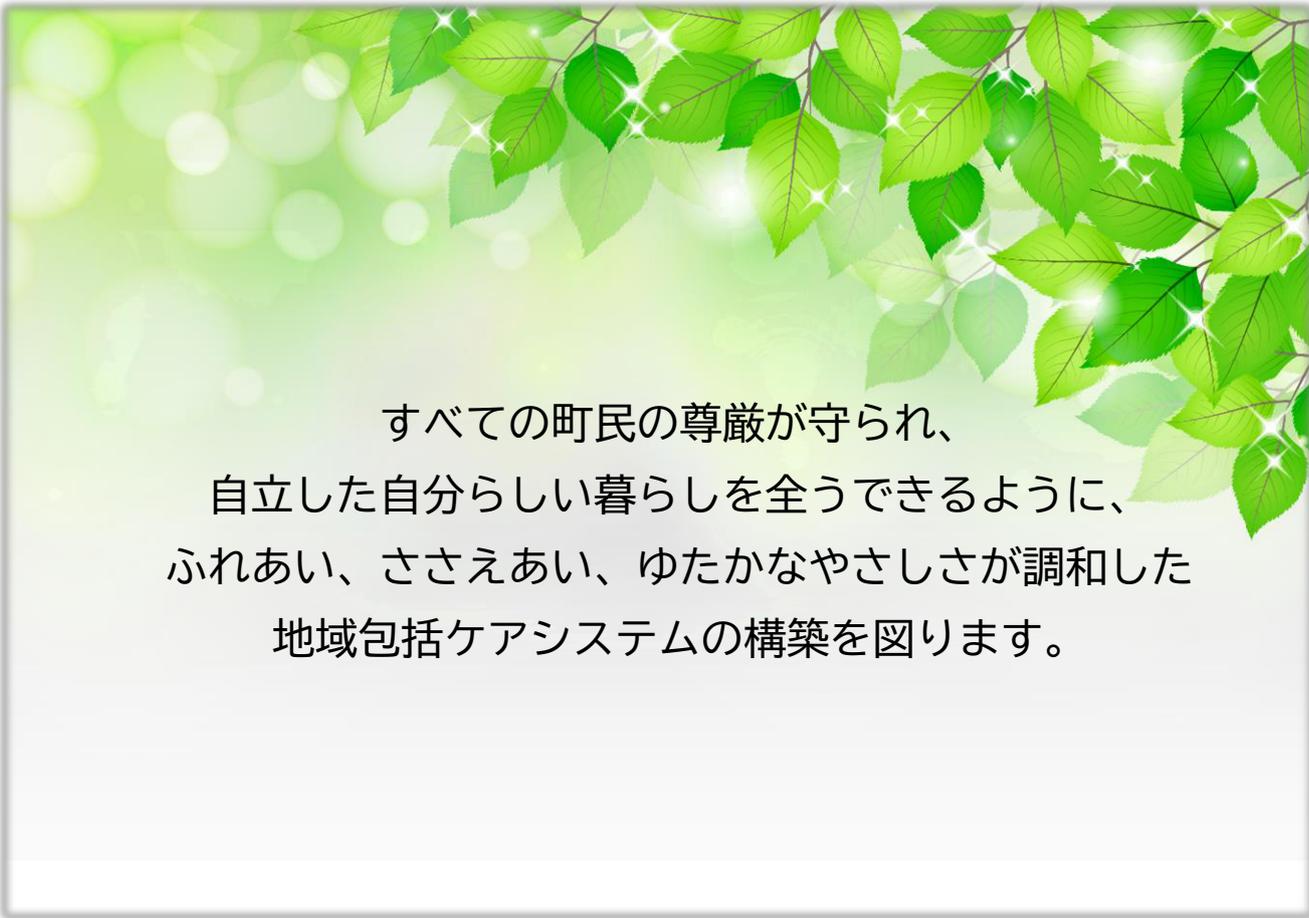
今後も介護者が無理なく高齢者に寄り添っていくためにも、地域住民・行政・民間事業者が連携し、充実した介護者支援体制を確立することが重要です。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

地域で暮らす高齢者の一人一人が自らの意思に基づき、自立した質の高い生活を送ることができ、かつ介護が必要な状態になっても、安全な環境の中で安心して暮らし続けられる地域社会の実現が望まれています。

本町がこれまで取り組んできた高齢者福祉の方向性の継承とさらなる発展を図るとともに、医療や介護などの専門的なケアだけでなく、地域住民や地域で活動する組織・団体等との連携・協働を図りながら、計画を推進していきます。高齢者が自分に合った暮らしをしていけるよう包括的な取組を目指すため計画の基本方針を以下のとおりとします。



すべての町民の尊厳が守られ、  
自立した自分らしい暮らしを全うできるように、  
ふれあい、ささえあい、ゆたかなやさしさが調和した  
地域包括ケアシステムの構築を図ります。

## 2 計画の基本方針

### 基本方針Ⅰ 地域福祉活動の継続と発展

すべての町民が、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、多様な主体の参加と協力による地域包括ケアシステムにつながる地域福祉活動の発展を図ります。

### 基本方針Ⅱ 地域とつながり、孤立を防ぐ

すべての町民が、いつでも、どこでも孤立することなく、地域社会とつながりを持ちながら、自らの経験や知識・能力を活かして、共に支え合い、生きていく共生社会の実現を目指します。

### 基本方針Ⅲ 介護予防・重度化防止の重視

すべての町民が、できる限り健やかに、自立した暮らしを送れるように、保健・医療・福祉の連携による総合的かつ体系的な施策を推進し、健康づくりや疾病予防、介護予防・重度化防止対策に取り組めます。

### 基本方針Ⅳ 尊厳ある暮らしへの支援

すべての町民が、重度な要介護状態になっても自分らしく、尊厳を持った暮らしを全うできるように、関係機関と連携しながら介護サービスの充実を図り、介護保険制度の持続可能性を高めます。

### 3 計画の基本目標

#### 基本目標 1 地域包括ケアシステムに向けて地域一体で取り組むまち

後期高齢者の急増や一人暮らし高齢者の増加等により、地域社会が大きく変化することを見据えて、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを安心して送れるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

そのため、すべての町民が福祉の担い手であることを認識し、地域福祉活動への積極的な参加を促し、活発な地域福祉活動が展開される地域社会の形成を目指します。

#### 基本目標 2 地域とつながりながらいきいき暮らせるまち

高齢者自身がこれまで培ってきた経験や知識・能力を活かし、地域を支える担い手となって活躍していけるように、高齢者の社会参加の支援や活躍の場の拡充に努めます。

また、生きがいつくりの取組支援や、高齢者の孤独感を解消するための集いの場を提供するなど、多様な社会参加の促進を図ります。

#### 基本目標 3 健やかに自立した暮らしを送れるまち

年を重ねても健やかに、自立した生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉の分野の関係機関が連携しながら、地域の課題や特性を踏まえて、疾病予防や健康づくりの取組、介護予防・重度化防止対策などを推進します。

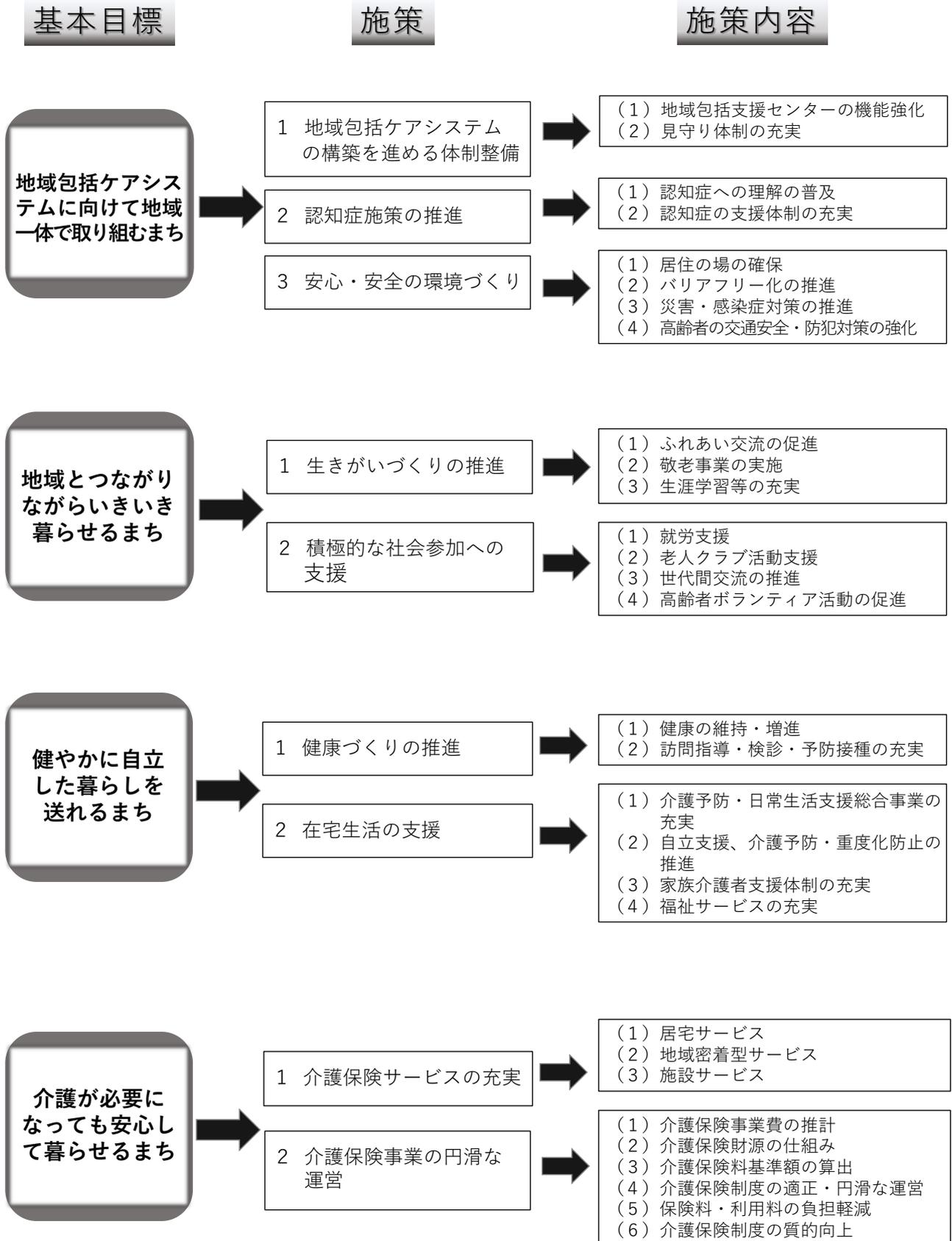
また、増加・多様化する高齢者のニーズに対応できるように、多様な主体の参加と連携による地域の社会資源を活かした支援やサービスの充実を図ります。

#### 基本目標 4 介護が必要になっても安心して暮らせるまち

要支援・要介護認定者や家族が安心して介護サービスを利用しながら暮らしていけるように、持続可能な介護保険制度に向けた取組を推進します。

また、要介護状態の重度化防止や介護者の介護負担軽減につながるように、質の高い介護サービスが適切に利用できるように努めます。

## 4 施策の体系



## 5 日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、身近な地域に保健・医療・福祉・介護等の基盤が整備され、サービスを利用しやすくすることが大切です。そのため、「日常生活圏域」を設定して圏域ごとにサービス基盤等の整備を進めることが求められています。

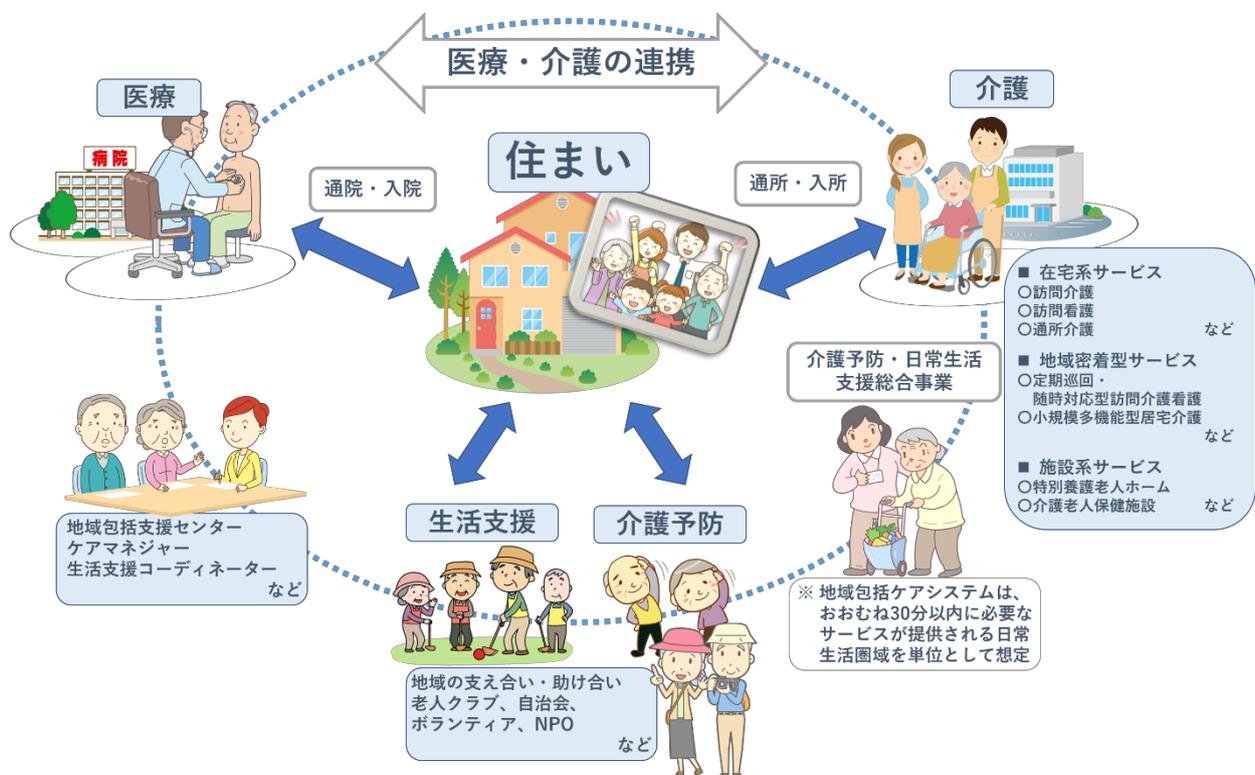
本町では、町の総面積、人口、交通環境、サービス提供事業所等の立地などの状況を考慮して、前計画の考え方を継承し、全町域を1圏域と設定することとします。

# 第4章 地域包括ケアシステムに向けて地域一体で取り組むまち

## 1 地域包括ケアシステムの構築を進める体制整備

住み慣れた地域で安心して暮らし、だれもが尊厳ある生活を継続するためには、介護サービスを含めた包括的な支援・サービス提供体制の整備が必要です。

そのため本町では、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援の5つが包括的に提供されるネットワークを構築するとともに、人や資源、世代や分野を超えて、地域を共に創っていく地域包括ケアシステムを構築するための体制整備に努めます。



## (1) 地域包括支援センターの機能強化

### ①地域包括支援センターの運営

事業概要	本町では平成18年度から高齢者の保健・医療・福祉に関する必要な援助・支援を包括的に行う中核機関として、地域包括支援センターを設置しています。 高齢者一人一人の状況やその変化に応じて適切に対応できるように、地域包括支援センターでは、職員のスキル向上のための研修会等への参加や、関係機関との連携強化などに取り組んでいます。
取組状況	情報の公開や地域包括支援センターの周知、研修会等の参加により、関係機関とつながりをつくり連携できるよう取り組んでいます。
課題	保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の基本的な職員配置のほか、高齢化と業務量増に応じた専門職や事務職の配置が必要になります。さらに、指導的な役割を担う職員の育成・資質向上を図る必要があります。
今後の方針	運営方針の明確化、情報公表、業務に必要な専門的知識や技術の習得など、研修会に参加し、資質の向上に努めます。また、地域包括ケアシステムの構築に係る地域ケア会議（多職種が協働して個別ケースの支援内容等を検討する会議）を開催するなど、医療や介護、地域住民などの関係機関との連携に努めます。

### ②相談支援体制の充実（総合相談事業）

事業概要	地域包括支援センターにおいて総合相談事業を実施しており、高齢者本人や家族、民生委員・児童委員※、地域住民等からの相談を受け付け、相談内容に即したサービスまたは制度等につなげられるよう取り組んでいます。 高齢者の身近な相談窓口となるように、地域サロンへの参加や、民生委員・児童委員及び各種団体を通じて相談支援事業の周知に努めています。
取組状況	65歳到達時に地域包括支援センターのパンフレットを配布しました。また、邑多福まつりや地域サロンなどに参加し、地域住民や民生委員・児童委員、各種団体を通じて地域包括支援センターの周知を行いました。相談を受けた際には、迅速に対応し、関係機関と連携をとり、早期解決に取り組んでいます。
課題	ニーズ調査結果を踏まえて、認知症を含む高齢者の相談窓口としての周知を図る必要があります。
今後の方針	高齢者の身近な相談窓口となるよう、地域サロンなどへの参加や各種広報媒体等により、地域包括支援センターの認知度を高めていきます。また、適切な支援が行えるよう、医療や介護などの関係機関と連携を深めていきます。

※民生委員・児童委員：民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。地域住民の生活状態の把握や、要援助者の自立への相談・助言・援助、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所そのほかの関係行政機関の業務への協力を行う人。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされている。

【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
相談件数(件)	208	246	280	280	300	300

③情報の共有及び連携体制の向上（地域ケア会議）

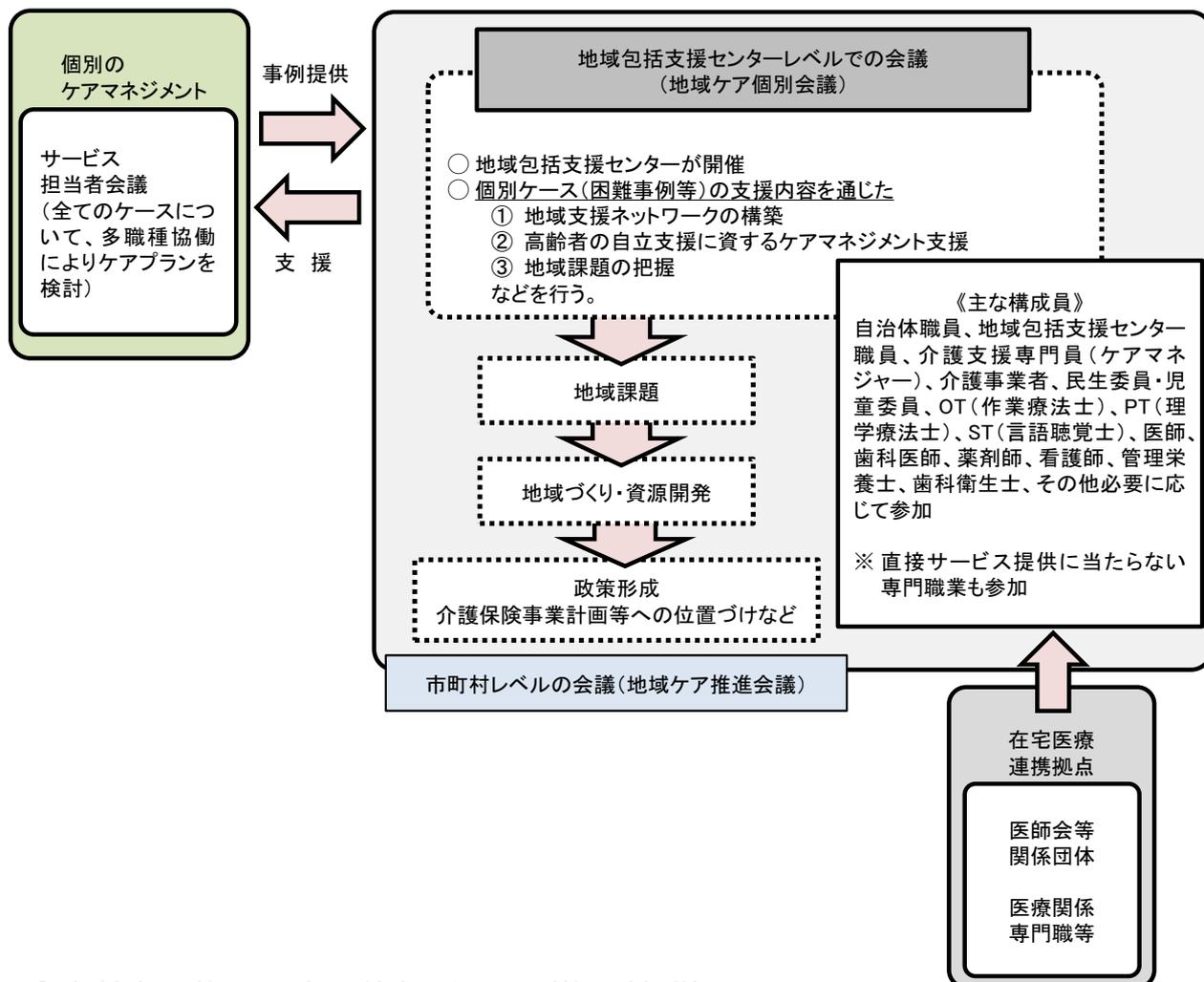
事業概要	個別事例の検討を通じて高齢者個人に対する支援の充実と社会基盤の整備を同時に進める事業として、地域の多職種協働によるケアマネジメント※支援や課題の把握・解決のための会議を行っています。また、自立支援・重度化防止の取組として自立支援型地域ケア会議を行っています。
取組状況	困難事例の解決を行う地域ケア個別会議を開催し、支援案についてフィードバックを行うとともに、地域課題についての話し合いを行う地域ケア推進会議を開催しています。令和元年度から自立支援型地域ケア会議も始めています。
課題	地域ケア会議から地域課題の把握や支援に向けた活動につなげていくことです。多様な職種や機関との連携、協働による地域での支援体制の構築を進める必要があります。
今後の方針	多職種協働による地域ケア会議を開催し、介護予防・重度化防止につながるケアマネジメントの実施や洗い出された地域課題の集約を行い、必要な課題については施策への反映を行っていきます。

【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
地域ケア推進会議（回）	1	1	-	1	1	1
地域ケア個別会議（回）	3	2	1	2	2	2
自立支援型地域ケア会議（回）	-	2	2	2	2	2

※ケアマネジメント：主に介護等の福祉分野で、福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法のこと。

【地域ケア会議の概要】



④高齢者の権利を守る体制づくり（権利擁護）

事業概要	地域包括支援センターでは、高齢者の権利擁護のため、本人はもとより、家族、地域住民、介護支援専門員、民生委員・児童委員等を通じて寄せられた相談に対して、必要な支援を行っています。
取組状況	権利擁護についてのパンフレットの配置のほか、相談を受けた際には迅速に対応し、必要な機関につなぐなど支援を行っています。
課題	権利擁護に関して、高齢者やその家族への周知が十分ではないため、啓発活動に取り組む必要があります。
今後の方針	成年後見制度や高齢者虐待防止、消費者被害防止に関する講演会や出前講座を開催し、権利擁護についての周知及び理解を深めてもらえるよう努めます。また、早期に問題を把握し、支援につなげていけるよう民生委員・児童委員や医療、介護などの関係機関と協力し連携を強めていきます。

【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
相談件数(件)	16	65	66	50	52	55

## ⑤成年後見制度の利用促進

事業概要	成年後見制度は、心身の障がいや疾病などにより判断能力が不十分な方が、日常生活を営む上で契約や財産管理について不利益を被ることがないように、家庭裁判所が本人や親族の申し立てに基づいて、本人の代理をする権限を持った「成年後見人」などを決める制度です。 本町では制度利用にかかる費用負担が困難な方を対象に費用の全部または一部を助成し、利用を支援しています。
取組状況	高齢者及びその家族からの成年後見制度を利用するための相談対応や、申し立て困難者には町長申し立ての手続きを行い、利用の支援を行いました。
課題	高齢化の進行や生活形態の変化により、当該制度の必要性が高まってきているため、成年後見制度利用支援事業を引き続き行う必要があります。
今後の方針	成年後見制度利用のための相談や申請、費用負担が困難な高齢者に対しての支援を行っていきます。

## 【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用者数(人)	1	3	2	3	3	4
継続支援(人)	-	1	-	2	2	3

## ⑥高齢者の虐待の対応

事業概要	高齢者の虐待防止に向けて、講演会等を通じた啓発活動や、関係機関との協力体制の構築を図っています。
取組状況	虐待防止講座の開催や、パンフレット等を配置し町民向けに周知を行っています。警察などからの情報提供については、現状確認を行い、関係者と連携しながら支援を行っています。
課題	高齢者にかかわる人達に虐待とは何かを理解してもらい、虐待の早期発見や対応を図れる仕組みづくりが必要です。
今後の方針	介護関係者や町民に向け、パンフレットの配布や講演会等の開催を通じて虐待防止のための環境づくりに努めます。

【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
相談件数(件)	3	6	24	20	15	10

⑦包括的・継続的ケアマネジメント支援の推進

事業概要	<p>利用者のニーズに応じた適切なケアマネジメントを行えるように、地域包括支援センターにおいて、相談や同行訪問等を行っています。地域ケア会議においても、困難ケースなどを事例とした地域の課題の検討を行っています。</p> <p>また、ケアマネジメントに関する情報提供や意見交換の場として、「介護支援専門員等研修会」を開催しています。</p>
取組状況	<p>相談や必要に応じて同行訪問を行うなど、適切なケアマネジメントが行えるよう支援をしました。また、介護支援専門員等研修会を開催し情報提供や資質の向上に努めました。</p>
課題	<p>高齢者のニーズが多様化・複雑化するなか、支援が困難な事例等には他の分野との連携が必要です。</p>
今後の方針	<p>同行訪問や相談、研修会を開催します。また、地域ケア会議における困難ケースなどの事例検討や自立支援に資するケアプラン作成の支援など、介護支援専門員の支援を引き続き行います。</p>

【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
困難事例 相談件数(件)	36	40	20	50	50	50
研修会(回)	2	3	2	3	3	3

## ⑧在宅医療・介護連携の推進

事業概要	<p>館林市邑楽郡医師会と1市5町※との委託契約による「在宅医療介護連携相談センターたておう」を中心に、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を行っています。また、館林邑楽地域在宅医療・介護連携推進会議等を開催し、在宅医療・介護連携に取り組んでいます。</p> <p>また、館林邑楽地域における「退院調整ルール」の手引きに基づき、退院前から医療と介護が連携し、退院後の生活や療養を支えることができるように、広報や学習会を開催し、情報提供に努めています。</p>
取組状況	<p>在宅医療介護連携相談センターたておうと1市5町で協力し、在宅医療介護連携推進事業の8項目（「地域の医療・介護資源の把握」や「切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進」など）を取り組みました。医療と介護が必要な高齢者が地域で暮らしていけるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、医療と介護の専門職が連携できる体制づくりを行っています。</p>
課題	<p>地域包括ケアシステムの構築にあたっては、医療と介護の連携が不可欠ですが、本町及び周辺地域では、在宅医療を担う医療機関や診療科目が少ないため、救急時や看取りなど、医療面に不安を感じている高齢者も少なくありません。そのため、県と連携を図りながら中長期的な視野にたって、医療環境の充実に取り組んでいく必要があります。</p>
今後の方針	<p>医療機関の不足については、県と連携しながら解決に向けて取り組んでいきます。切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を目指し、現状分析から課題の抽出を行い、この地域の課題に応じた医療・介護関係者への支援を行っていきます。</p> <p>「退院調整ルール」を活用し、医療的なケアと介護が必要な高齢者等についてスムーズな入退院支援ができるよう医療と介護関係者との連携体制を推進します。また、保健、医療の担当係と情報を共有し、町民が安心して暮らしていけるよう支援します。</p>

※1市5町：館林市及び邑楽郡5町（板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）。

⑨生活支援等サービスの体制整備（生活支援体制整備事業）

事業概要	生活支援コーディネーターを配置するとともに、地域づくりのための話し合いの場として第1層協議体及び第2層協議体を設置し、地域の課題や地域活動の状況などの情報を共有し、支え合いや助け合いの活動を進めるための意見の交換を行っています。
取組状況	第1層協議体の通称「邑助けネットワーク」では、第2層協議体を立ち上げるための活動や見守り支援マニュアルの作成、町内協議体の活動状況についての情報交換会の企画、協議体の活動の周知、町外の協議体との交流など町全体について考えた取組を行いました。 身近な地域で地域づくりを進めていくため、小学校区ごとに第2層協議体を4か所立ち上げ、生活支援コーディネーターを配置しました。協議体ごとに地域の情報交換をし、見守りや買い物支援など生活支援の取組を行っています。
課題	協議体の活動を進めるため、構成員間の積極的な情報交換や目指す方向性についての共通理解を深めていく必要があります。また、地域の支え合いや助け合いの活動を広げ、持続させていくために高齢者のみを対象とした視点でなく、多世代の地域住民や民間企業などの関係機関を含めて連携ができるよう、活動の周知や参加促進、支援の担い手の養成を図っていくことが重要です。
今後の方針	「みんなで助け合い支え合う町おうら」を目指す地域の姿として、第1層協議体（邑助けネットワーク）では生活圏の課題や資源開発について協議していきます。また、小学校区単位に設置した第2層協議体では、より身近な地域の課題や困りごとについて話し合い、支え合いや助け合いの仕組みを考えていけるよう町として支援していきます。構成員が課題や支え合いの仕組みについて共通理解を図り、活動ができるよう、協議体とともに生活支援体制整備事業についての勉強会の開催や協議体同士の意見交換の機会を設けていきます。民間企業など関係機関への活動の周知や資源の開発のための協力依頼、新たな人材の発掘のための情報収集に努め、協議体の活動を支援していきます。

## ⑩介護人材の確保・質の向上

事業概要	<p>介護人材を育成するために、県や関係団体等と連携を図り、研修体制の充実と介護の質の向上を目指しています。</p> <p>介護現場のハラスメントに対する相談対応を行い、また、利用者にハラスメント防止の案内等をして、介護現場におけるハラスメントを減らして介護人材の確保を図ります。</p>
取組状況	<p>介護職員向けにパンフレットを配置するなど情報提供を行っています。介護支援専門員などを対象に研修会を行い、質の向上に努めました。また、地域包括支援センターで社会福祉士の相談援助実習生の受入れを行いました。</p> <p>介護現場の介護職員に対しては、ハラスメントの相談窓口の紹介をチラシ及びホームページで行い、介護事業所にはハラスメントの対策マニュアル等の周知をチラシ及びホームページで行い、利用者には要介護認定時に、ハラスメントの防止を啓発するチラシを送付しました。</p>
課題	<p>安定的に介護サービスを提供していくために、介護人材の確保は不可欠です。また、介護ニーズが多様化・複雑化していることから研修会などを行い質の向上に努める必要があります。</p> <p>介護現場でのハラスメントは利用者側の理解力の問題もあり、本人が自分のしていることがハラスメントだと認識できない場合があるので、どうやって理解を求めていくのかが検討課題です。</p>
今後の方針	<p>介護職員向けにパンフレットなどを設置し、研修会などの情報提供を行います。また、ボランティア活動や職場体験を通じて介護職について理解を深めてもらうよう努めます。</p> <p>介護現場にはハラスメントの相談窓口の周知を引き続き行い、利用者には要介護認定時と介護給付費通知送付時に、ハラスメントの防止を啓発するチラシを定期的に送付します。</p>

### ⑪情報提供体制の充実

事業概要	介護保険制度や各種サービスに関する情報提供については、町の広報紙やホームページに掲載しているほか、役場の窓口や介護支援専門員等を通じてサービス利用に関する各種情報を提供しています。
取組状況	パンフレットの配置や広報紙、ホームページを活用して、介護保険制度や各種サービスに関する情報の提供を行いました。また、相談時には必要に応じた情報提供を行っています。
課題	介護保険制度が多様化・複雑化しているため、高齢者やその家族に向けた情報提供体制の充実を図る必要があります。
今後の方針	パンフレットや広報紙、ホームページを活用し、介護保険制度や各種サービスに関する情報の提供を行います。多くの町民が情報を手にすることができるように、役場窓口や公共施設、町内店舗などにパンフレットを配置していきます。

### ⑫家族等の介護者への支援体制の充実

事業概要	家族等の介護者への支援については、地域包括支援センターにおいて、介護者への相談対応のほか、介護者のリフレッシュや介護者同士が情報交換等を行えるように介護者サロンも開催しています。また、介護サービスとともに福祉サービスにおいても、在宅で介護を行う介護者への各種支援を行っています。
取組状況	講座を開催し、介護者同士の交流を行いました。また、介護や福祉サービスなど適切な支援ができるようパンフレットや広報等で周知を図っています。
課題	高齢者のみの世帯が増えていることや、全国的に介護離職の問題も深刻化しており、在宅介護を行う家族等の介護者への心身の負担軽減を図ることが重要な課題です。
今後の方針	広報紙やパンフレットなどを活用し、介護や福祉サービスなど介護者の支援につながる情報提供を行います。介護をする家族が感じている心理的負担や孤独感の軽減のため、介護者サロンの定期的な開催を行います。

## (2) 見守り体制の充実

事業概要	<p>民生委員・児童委員や見守り配食事業の利用を通じた配達員、邑助けネットワークの協議体構成員による見守りや安否確認を行っています。また、民間事業者・団体と協定を結び、地域の高齢者等の見守り活動を推進しています。</p> <p>自治会、ボランティアグループ、老人クラブ等においても、高齢者の見守りや声かけなどを行っています。消費生活センターとの連携により、消費者被害の早期発見と未然防止を目的に、高齢者等の消費生活の見守り等を行っています。</p>
取組状況	<p>民生委員・児童委員や見守り配食事業の利用を通じた見守りや安否確認のほか、邑助けネットワークの協議体構成員、協定を結んだ民間事業者による地域の高齢者の見守りを行っています。また、消費生活センターと連携して、高齢者の消費生活の見守りや消費者被害防止のための声かけ等も行っています。</p>
課題	<p>高齢者が地域から孤立することがないように、一人暮らし高齢者等の把握や緊急時における対応等、地域の支え合い体制の強化が求められています。</p>
今後の方針	<p>支援を求める高齢者を早期に発見して、適切な相談窓口につなげられるよう地域包括支援センター、社会福祉協議会、消費生活センター、事業者、民生委員・児童委員、地域住民等との連携強化や、見守り活動に協力できる民間企業の拡大などに努めます。</p>

## 2 認知症施策の推進

認知症は誰でもなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「認知症施策推進大綱」を踏まえた「共生<sup>※</sup>」と「予防<sup>※</sup>」についての施策を推進していきます。

### (1) 認知症への理解の普及

#### ①認知症ケアパス<sup>※</sup>の普及

事業概要	認知症に関する相談窓口の周知や、認知症の進行状況に応じたサービスなどを一体的に紹介する認知症ケアパスを作成し、活用を図っています。
取組状況	邑多福まつりにて頭の元気度測定会を行い認知症ケアパスを配布しました。また、相談を受ける際にも認知症ケアパスを活用しています。認知症に関するパンフレットを提供し、相談窓口など情報の周知を行っています。
課題	認知症に関する理解を深め、認知症の早期発見・早期治療につながるように、認知症ケアパスの普及を図る必要があります。
今後の方針	認知症に関する情報コーナーを設置し、相談窓口など情報の周知を行います。認知症ケアパスを研修会などで配布するなど普及を図ります。随時、内容についても見直していきます。

認知症施策推進大綱での共生と予防

※共生：認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会とともに生きるということ。

※予防：「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」ということ。

※認知症ケアパス：認知症の人やその家族が、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の状態に応じた支援や医療、介護サービスを一体的に紹介するガイドブック。

## ②認知症サポーター※の養成

事業概要	認知症になっても安心して暮らせるまちを目指し、地域における認知症高齢者の見守り体制を構築するため、認知症キャラバンメイト※の協力により「認知症サポーター養成講座」を開催しています。
取組状況	日中や夜など時間帯や開催場所をかえて認知症サポーター養成講座を開催しました。また、町内の銀行や店舗に講座の開催通知を発送し参加への呼びかけを行いました。平成30年度から小学生、中学生を対象に認知症サポーター養成講座を行うなど、認知症サポーターの拡大に取り組んでいます。
課題	認知症に関して正しい理解を深めてもらうために、より多くの認知症サポーターを町内に増やしていく必要があります。
今後の方針	認知症サポーター養成講座を多くのかたが受講できるよう、時間帯や実施場所などを検討しながら実施していきます。小学校や中学校においても認知症サポーター養成講座の開催に努めます。

## 【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
認知症サポーター 養成者数(人)	920	1,166	1,200	1,256	1,339	1,422

## ③認知症予防の推進

事業概要	高齢化が進む中、認知症患者数の増加が懸念されており、本町においても、健康づくりや介護予防等を通じて、認知症予防の取組を推進しています。
取組状況	認知症予防のための運動教室の開催や行政区サロン等への講師を派遣など、介護予防や認知症予防の取組を行っています。また、サロン運営ボランティア養成講座の中で認知症予防について学んでもらい、サロン等で実践してもらえるよう支援しています。
課題	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、物忘れが多いと感じている方が多いことから、認知機能が維持できるよう認知症予防に関する取組を行っていく必要があります。
今後の方針	運動不足の改善や社会参加による孤立の解消、通いの場における活動などをすすめる、認知症になるのを遅らせる、進行を緩やかにする取組を行います。

※認知症サポーター：認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中で支援する人。

※認知症キャラバンメイト：認知症サポーター養成講座の講師役となる人。

## (2) 認知症の支援体制の充実

### ①認知症初期集中支援チームの配置

事業概要	<p>認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるように、医療機関と連携し、認知症の人やその家族に早期にかかわる「認知症初期集中支援チーム」（以下「支援チーム」という。）を設置しています。</p> <p>また、支援チーム員研修を修了した職員2名を地域包括支援センターに配置しています。</p>
取組状況	<p>支援チームをつつじメンタルホスピタルに配置し、支援チーム員と認知症地域支援推進員が情報交換会を行うなど、早期診断・対応に向けた支援を行えるよう体制づくりをしています。支援チーム検討委員会を配置し、支援チームの活動について検討を行いました。</p>
課題	<p>支援チームにつなげるかどうかの判断が難しいため、地域の医療機関との連携が必要です。医療機関への受診に抵抗があるケースや支援につなげるまでの手順がスムーズに移行しにくい状況があります。また、支援チームによる対応が終了となった場合や医療・介護サービスにつながらなかった場合も、関係機関につなぐ、生活の様子を見守るなどの支援が必要となる場合があります。</p>
今後の方針	<p>支援チーム員やサポート医、地域の医療機関と連携し、早期診断、対応に向けた支援が行えるよう体制づくりをしていきます。</p>



②認知症地域支援推進員の配置

事業概要	認知症に関する医療・介護等の連携の推進役として、医療や介護における専門的知識や経験を有する認知症地域支援推進員を配置しています。
取組状況	認知症地域支援推進員が中心となり認知症各種施策を展開しています。町民からの相談を受けるほか、認知症サポーターステップアップ講座の開催（令和元年度実施。参加者20名）や認知症ケアパスの普及を行いました。令和2年度までに認知症カフェを2か所開所しました。
課題	高齢化に伴う認知症の人の増加に向け、認知症があってもなくても同じ社会でともに生活していけるよう、認知症になっても進行をゆるやかにできるように取組を進める必要があります。（認知症施策推進大綱）
今後の方針	「共生」と「予防」を基本に認知症各種施策を展開していきます。地域の支援機関間の連携づくりに取り組み、認知症カフェを令和5年度までに3か所設置し、認知症ステップアップ講座を隔年（令和3年度・5年度）に開催し、チームオレンジ※やチームオレンジ・コーディネーター※の配置などを行っていきます。また、介護事業所などと連携し、令和5年度までに認知症地域支援推進員4名の配置を目指します。さまざまな認知症の人に対応できるよう認知症疾患医療センターと連携し活動していきます。

※チームオレンジ：認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぎ、認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりの具体的活動。

※チームオレンジ・コーディネーター：チームオレンジの整備を推進していくための中核的な役割を担う。

### 3 安心・安全の環境づくり

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加による町民の生活スタイルの変化に対応するため、高齢者が自宅で安心して住み続けることができるバリアフリー※化などの住環境支援を進めます。また、外出に不便のある高齢者でも安心して暮らしていける公共交通サービスの支援や、地震や台風・豪雨といった災害へ備えるため、町民の安否確認や災害時の避難支援等の協力体制の構築を推進していきます。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行により、高齢者が犠牲となるケースも相次いで報告されているため、状況に応じた迅速な対応を実施し、高齢者の体調管理や安全確保に努めます。

#### (1) 居住の場の確保

事業概要	本町では、介護（予防）保険サービスにおける住宅改修などを通じて、高齢者が安心して住み慣れた家で暮らせる支援を行っています。
取組状況	高齢者の身体状況に合わせた改修を実施するために、住宅改修相談や情報提供を行っています。 施設の入所希望者にはサービス付き高齢者向け住宅等の情報提供を行っています。
課題	一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれる中で、介護と医療が連携して高齢者を支援するサービスを提供する住宅を確保することが重要になってきています。
今後の方針	引き続き、住宅改修相談や情報提供を行い、自立した生活の支援をします。施設の入所希望者にはサービス付き高齢者向け住宅等、様々な住まいの情報提供をしていきます。

※バリアフリー：住宅建築用語としては、段差などの物理的な障壁の除去をいうが、福祉的にはより広く高齢者や障がい者などの社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

## (2) バリアフリー化の推進

### ①バリアフリーのまちづくり

事業概要	高齢者が安全・快適に生活できるよう、道路と歩道との段差の解消や、ユニバーサルデザイン※製品の採用などに努めています。
取組状況	歩道や側溝を新設する際に、ユニバーサルデザイン製品を採用しています。
課題	道路関係のユニバーサルデザイン製品は、安全面及び維持管理の観点から採用する箇所が限られます。
今後の方針	費用対効果や安全性を考慮し、今後もユニバーサルデザイン製品の採用推進を図ります。

#### 【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
施行距離(m)	15	0	392.6	166.9	108.1	0

※ユニバーサルデザイン：できる限りすべての人が利用できるように、製品や建物、サービスなどを設計・デザインすること。年齢、性別、身体、国籍など人々が持つ様々な特性や違いを超えて、はじめから誰もが利用しやすいデザインを取り入れておこうとする考え方。

## ②交通弱者への公共交通の対応

事業概要	<p>集落が散在している本町では、主な交通手段は自動車が大部分を占めていますが、徒歩や自転車以外に交通手段を持たない、いわゆる交通弱者（高齢者や子ども等）においては移動手段の確保が不可欠なため、公共路線バスの運行維持に努めています。</p>
取組状況	<p>循環型バスネットワークの一助とすべく、平成30年4月1日から館林・邑楽・千代田線を経路変更し、町の公共バス2路線【邑楽～太田線と館林・邑楽・千代田線】を邑楽町役場で結節させました。また、路線変更により、おうら病院をはじめ11の停留所を新設させ利便性向上を図りました。</p> <p>町の公共バス2路線【邑楽～太田線】と【館林・邑楽・千代田線】の運行事業者へ運行補助を行い運行維持を図りました。また、持続可能な交通ネットワークを目指し「館林都市圏地域公共交通計画」策定に向けて公共交通に関する住民アンケート及び地域懇談会を実施し、町民意向などの基礎調査を行いました。</p> <p>構成自治体と協議を重ね、持続可能な交通ネットワークの構築のため、「館林都市圏地域公共交通計画」を令和3年3月に策定予定です。</p> <p>停留所まで行くことができない高齢者には、福祉タクシー券の交付を行いました。</p>
課題	<p>公共バスは、2路線が結節されましたが、広域での公共交通ネットワークの形成を目指す館林都市圏地域公共交通計画に基づき、町内の結節点、経路等の見直しを図る必要があります。</p> <p>館林都市圏では、人口減少及び少子高齢化が地域全体で進展しており、公共交通においても広域で一体的な対策を講じる必要があります。</p>
今後の方針	<p>公共バスの維持を図るため、運行事業者への支援を継続して行います。</p> <p>バス車内へのポスター展示、バスの乗り方教室等を行うことで、公共バスの利用促進を図ります。</p> <p>広域での公共交通ネットワークの形成を目指す館林都市圏地域公共交通計画に基づき、町内路線についても、結節点、経路等の改善を図ります。</p> <p>館林都市圏地域公共交通計画に基づき、まとまりのあるまちづくりと一体となった持続可能な新たな公共交通ネットワークの形成を図ります。</p> <p>地域住民、民間ボランティア団体等の互助による輸送だけでなく、民間企業が行う工場への送迎バス、福祉タクシー等を活用し、地域全体で新たな移動手段の確保を目指します。</p>

### (3) 災害・感染症対策の推進

#### ①地域における防災対策の推進

事業概要	災害時に一人で避難することが困難な要介護高齢者や障がい者等を対象に避難行動要支援者名簿を作成しています。また、町防災訓練への参加促進を図るとともに、要支援者対策として、車いすでの避難等の訓練を行っています。
取組状況	避難時に支援が必要な方を対象に、避難行動要支援者名簿を毎年更新し、関係機関と共有しています。また、町総合防災訓練への参加促進を図るとともに、要請に応じて、要支援者が通う施設等での防災講話も実施しています。
課題	避難行動要支援者名簿に登載された方への支援方法や防災訓練への更なる参加促進方法等を検討する必要があります。
今後の方針	避難行動要支援者名簿登載者への支援方法について研究を進めるほか、要支援者施設と連携し、防災講話の開催などを通じて防災意識の高揚に努めます。

#### ②介護事業所等の災害・感染症対策の推進

事業概要	介護事業所に対して、防災や感染症対策等の情報について周知啓発するとともに、防災訓練や自主点検の実施を促します。 また、介護事業所における災害や感染症の発生時に必要な物資について、関係部署と連携し備蓄や調達を整備を行います。 平時よりICT※を活用した会議の実施等による業務のオンライン化を推進します。
------	--

※ICT：「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

## (4) 高齢者の交通安全・防犯対策の強化

事業概要	<p>交通安全対策については、警察及び交通安全協会、女性ドライバークラブ等の協働により、高齢者交通教室の開催や、全国及び県民交通安全週間における街頭指導を行っています。また、交通指導員による定期的な街頭指導も行っています。</p> <p>防犯対策については、安全安心まちづくり推進協議会主催により老人クラブ連合会が構成団体として参加する防犯講座を開催しています。また、消費生活センターとの協力による防犯講座や、安全安心まちづくり推進協議会主催のあいさつ運動を展開しています。</p>
取組状況	<p>警察等の関係機関と協働し、高齢者を対象に交通教室を開催しているほか、四半期ごとの交通安全運動を中心として街頭指導等を実施しています。また自動車誤発進防止装置設置費に対する補助制度を創設し、高齢者の自動車事故防止に努めています。</p> <p>防犯対策については、消費生活センター等の関係機関と協働した防犯講座を開催するほか、町お知らせメールを使用した防犯情報の提供や、特殊詐欺対策機器購入費に対する補助制度を創設し、高齢者の犯罪被害を未然に防ぐ取組を進めています。</p>
課題	<p>高齢者の関係する事故への対策を進めるほか、防犯対策について、特殊詐欺被害への対策を継続する必要があります。</p>
今後の方針	<p>補助制度の活用や町民に対する啓発をさらに進めることで、高齢者の関係する事故の減少及び犯罪被害の低減に努めます。</p>

## 第5章 地域とつながりながらいきいき暮らせるまち

### 1 生きがいづくりの推進

一人一人がいきいきと生活していくためには、心身共に元気で健やかであることが必要です。そのために、高齢者が気軽に人とのつながりや交流を図れる施策を推進し、地域での見守りの下で生きがいを持って過ごせる取組を拡充します。また、学習意欲のある高齢者の希望にこたえるような学習講座等を展開し、高齢者が生涯を通じて学ぶ意欲を促進する支援を行います。

#### (1) ふれあい交流の促進

##### ①ふれあい地域づくり事業「行政区サロン」(社会福祉協議会)

事業概要	高齢者同士が交流をすることで、地域からの孤立を防ぎ、助け合い、支え合いながら暮らしていけるように、行政区単位で高齢者が地区公民館等に集い、健康教室や会食等を行い、交流を深めています。
取組状況	2020年においては、計画では28行政区がサロン実施予定でしたが、コロナ禍で多くの行政区で中止となっています。生活支援体制整備事業における第2層協議体の設置により、サロン実施行政区が毎年増えています。
課題	内容のマンネリ化、役員の高齢化と担い手不足が課題です。また、ひきこもりがちな高齢者をどのように参加につなげられるかが課題です。
今後の方針	全行政区のサロン開催を目指していますが、助成金の確保が困難であり、行政と連携していく必要があります。

#### 【実績値と目標値】

区分	第7期(実績値) ※R2年度見込み			第8期(目標値)		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用者数(人)	6,000	6,027	400	6,500	6,600	6,700
実施地区	26	27	5	29	30	31

②高齢者の生きがいと健康づくり推進事業「みちくさの広場」（社会福祉協議会）

事業概要	各地区で行われている「行政区サロン」とは異なる趣向で、一人暮らし高齢者等が元気に生活し要介護状態にならないよう、屋外散歩や手指の訓練、頭の体操、健康教室等、幅広い活動を行っています。
取組状況	散歩、軽体操、手指や頭の体操等、幅広い活動を実施し、高齢者が元気で生きがいを持てるような活動を行っています。
課題	後期高齢者の参加が多く前期高齢者の参加が少ない等、参加者の年齢層に偏りがあります。
今後の方針	取組内容の見直しを図り、前期高齢者が関心を持てるような内容の企画を行います。

【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用者数(人)	528	507	200	550	550	550
実施地区	30	26	34	34	34	34

③福祉センター管理運営事業（社会福祉協議会）

事業概要	高齢者の健康の増進や教養の向上、レクリエーションのための施設として活用されており、相談及び教養講座等も実施しています。
取組状況	高齢者の健康増進や教養向上につながるような教室開講のほかに、レクリエーション施設として活用しています。
課題	入館者の減少及び前期高齢者の利用増加対策を模索しています。
今後の方針	教室の拡充だけでなくカラオケ大会、文化祭等、高齢者が活躍できる場所の提供を図ります。

【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用者数(人)	43,310	34,293	13,000	45,000	45,000	45,000

④生きがい活動支援通所事業「よっていがっせ」「悠遊会」

事業概要	家に閉じこもりがちな一人暮らし高齢者の居場所づくりとして、「よっていがっせ」及び「悠遊会」の2か所で教養講座や趣味活動、食事の提供などを実施しています。
取組状況	事業者より利用者の状況について毎月町に報告し情報共有に努めており、安定した利用者数にて推移しています。 新型コロナウイルス感染症の影響により閉鎖していた時期にどのような対応をしていくか等事業継続のため共に検討しました。
課題	新型コロナウイルス感染症の影響により、閉じこもりがちとなってしまった一人暮らし高齢者がいます。 他団体へ補助金等を交付している、ほかの同様な事業との整合性が確保されていません。
今後の方針	事業者と感染症対策について確認し、以前のように参加できるよう一人暮らし高齢者の居場所づくりに努めます。 令和3年度からはこの事業を見直し、ほかの団体との整合性を考え、どのようにして事業を進めていくことができるか協議していきます。

【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
延べ利用者数 （人）	3,606	3,081	3,000	3,200	3,400	3,600

## (2) 敬老事業の実施

### ①敬老祝金支給事業

事業概要	町内に住む高齢者の長寿を祝福し、祝い金（77歳 10,000円、88歳 20,000円、99歳 30,000円、100歳 100,000円）を支給しています。
取組状況	77歳、88歳、99歳については、敬老の日にあわせて民生委員・児童委員へ配付依頼を行っています。100歳については、100歳を迎えた日に慶祝状等とあわせて支給しています。
課題	将来的に、該当者が増えていくことが見込まれるため、比例して予算執行額が増加していきます。継続して高齢者の長寿を祝うことができるよう予算の確保に努めていく必要があります。
今後の方針	今後も該当する高齢者の人数等を考慮しながら、継続していきます。

#### 【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
該当者数(人)	442	461	557	510	460	680

### ②敬老祝式典事業

事業概要	米寿と金婚式を迎える方を対象に記念式典を開催し、慶祝状と記念品を贈呈しています。
取組状況	米寿・金婚者数とも増加傾向にありますが、邑楽町中央公民館開館に伴い、より広い会場にて記念式典を開催しています。しかし、令和2年度の記念式典については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、中止としました。
課題	対象者数は増加していく見込みであり、その分、式典の時間も長くなります。記念式典を開催するにあたり、人が多く集まるため、様々な感染症リスクが高まります。
今後の方針	新型コロナウイルス感染症の終息時期が見えない状況下であり、参加者数も年々増加していくことが見込まれるため、式典の開催方法について見直しをしていきます。

#### 【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
米寿者数(人)	98	110	122	130	140	150
金婚者数(組)	46	53	51	55	55	60

### (3) 生涯学習等の充実

#### ①生涯学習事業

事業概要	高齢者が地域社会でいつまでも元気に活躍できるよう、教室や講座などを通してさまざまな学習支援を行っています。また、高齢者が主体的に事業に関われるよう、参加者の意見を反映した事業内容を心がけています。
取組状況	高齢者が学習活動を通じて心身の健康や社会参加を実現できるように、公民館等で行われる高齢者教室で、郷土史や健康づくり、手工芸、特殊詐欺対策など、多様な学習内容の教室・講座を開催しています。
課題	生活様式の変化や地域コミュニティの希薄化、趣味の多様化などにより参加者の固定化が見られます。また、その多くが女性のため、男性の参加者を増やすことが課題です。
今後の方針	ますます高齢化が進んでいくにあたり、元気に地域の中で活動・活躍できる高齢者を増やしていきます。また、元気で資格や技術を持った高齢者が講師になり、地域の中で活躍できるように応援していきます。また公民館事業終了後に自主サークルが発足できるよう支援していきます。

②図書貸出事業

事業概要	移動図書館「はくちょう号」を使い、毎月2回（第2・4木曜日）町内の高齢者福祉施設を巡回し、図書館まで本を借りに来ることが困難な高齢者に本の貸出を行っています。
取組状況	「はくちょう号」に積載している資料だけではなく、訪問した時やファックス等で要望を確認し、本館の資料の中から選択し持参することで、必要な資料などを確実に届けることができますようにしています。
課題	図書館に直接来館することが困難な高齢者等に対し、職員が直接本等を届ける「配本サービス」を実施しておりますが、利用が少ない状況にあります。どのような周知方法が適切なのかが課題となっております。
今後の方針	巡回サービスは、高齢者から好評を得ています、また、読みやすい大活字本なども充実しつつあります。 文字に接することは、脳の活性化に大いに役立つため、高齢者のニーズに応えられるように工夫検討していきます。

【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
巡回回数	24	22	23	24	24	24

### ③スポーツ・レクリエーション活動

事業概要	生涯の各時期に応じた健康・体力づくりを推進しており、高齢者対象では、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ、新卓球、パタンク※、ユニカール※等のニュースポーツがあります。特に、グラウンド・ゴルフの団体及び愛好家は多数おり、高齢者の社会参加・健康増進につながっています。
取組状況	町民の誰もが生涯にわたって心身の健康を維持できるように、スポーツ・レクリエーション活動に取り組むことのできる環境づくりを推進しており、多くの高齢者が、グラウンド・ゴルフや新卓球などを楽しんでいます。また、高齢者の社会参加・健康増進につなげるために、参加しやすいスポーツ教室を実施しています。
課題	自発的にスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことで、健康で生き生きとした生活を送ることができるように、体力や年齢、ライフスタイルに合わせた環境整備が必要です。
今後の方針	行政区や高齢者団体と連携を図りながら、気軽に参加できる教室や出前講座などを実施することで、スポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会の充実を図ります。

※パタンク：地面に描いたサークルから目標球に向けてボールを投げ、相手より目標球に近づけることで得点を競う球技。

※ユニカール：カーリングを屋内で手軽に楽しめるように考案された競技。氷の代わりに滑りやすい専用カーペットの上で、取手のついた合成樹脂製のストーンを使用してゲームを行う。教室や会議室など屋内で平坦な床の上なら、どこでもプレイすることが可能な競技。

## 2 積極的な社会参加への支援

高齢者がこれまで培ってきた知識・経験・能力を活かした就労支援やボランティア活動といった社会参加支援を推進します。健康づくり活動や世代間交流といった地域活動を行っている高齢者主体の団体等への支援を継続して行い、高齢者活力センターを中心に地域の担い手となっていただくよう活動のあり方を見直し、支え合いの活動を推進していきます。

### (1) 就労支援

#### ① 高齢者活力センター運営事業（社会福祉協議会）

事業概要	高齢者の能力を活用し、活力ある地域社会づくりを進めるため、社会福祉協議会に助成し、高齢者活力センター運営事業を行っています。 高齢者活力センターでは、高齢者の生きがいと地域社会への貢献を目的に、働く意欲のある高齢者の登録に努めるとともに、受注に応じて会員登録者に希望する仕事をあっせんしています。
取組状況	高齢者の生きがいと地域社会への貢献を目的に、働く意欲のある高齢者の登録に努めるとともに、受注に応じて会員登録者に希望する仕事をあっせんしています。
課題	会員の高齢化率が増加傾向にある中、若年層の会員の増員が課題です。また増員を図るにあたり、就業機会拡充が不可欠となります。
今後の方針	若年層の会員の増員及び会員の能力にあった作業受注を確保していきます。

#### 【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
会員登録者数 （人）	107	113	115	120	120	120
受注件数 （件）	911	926	900	1,100	1,100	1,100

## (2) 老人クラブ活動支援

### ①老人クラブ助成事業（社会福祉協議会）

事業概要	老人クラブ活動により地域での交流を深め、高齢者の生きがいや健康づくりを推進します。そのためグラウンド・ゴルフ大会、芸能発表大会や作品展等を開催します。また、世代間交流事業にも積極的に取り組んでおります。
取組状況	老人クラブ活動により、地域での交流を深め、高齢者の生きがいや健康づくりを推進しています。
課題	若年層や新規会員の確保、役員を選出が課題です。
今後の方針	若年層の会員の確保と地域貢献活動の活性化をします。多くの会員に参加してもらえるよう行事内容の工夫や見直しを行います。

#### 【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
クラブ数	16	16	15	16	17	18
会員数(人)	993	979	877	900	950	1,000

## (3) 世代間交流の推進

事業概要	人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていける地域共生社会の実現を目指した取組を行います。
取組状況	子どもから高齢者・障がい者等が交流できる場として、健康と福祉をテーマとした邑多福まつりを開催しました。また、認知症の正しい知識を持って、地域や職場で認知症の人や家族を手助けできるよう認知症サポーターの養成を行いました。
課題	世代を超えた交流ができる機会や場所を増やしていく必要があります。
今後の方針	邑多福まつりの開催や認知症サポーターの養成、交流ができる通いの場の支援を行います。

## 【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
邑多福まつり 来場数(人)	5,000	5,000	—	6,000	6,000	6,000

#### (4) 高齢者ボランティア活動の促進

事業概要	<p>高齢者による社会参加及び社会貢献活動を通じて、高齢者の介護予防と生きがいづくりを促進するとともに、高齢者が地域の支え手として活躍できる地域社会づくりを推進することを目的として、邑楽町介護支援ボランティア事業を実施しています。</p> <p>これは、あらかじめ指定されているボランティア受け入れ先において、地域のごみ捨て支援や介護予防の教室の講師など、介護支援にかかるボランティア活動を行った場合に「ポイント」が貯められ、それに応じて換金を行えるようにする事業です。</p>
取組状況	介護支援ボランティア事業（群馬はばたけポイント）を活用した支援の周知を行いました。
課題	地域ボランティア等の担い手が不足しています。
今後の方針	高齢者の地域活動や社会参加の促進は、健康づくりや介護予防につながり、生活の質の向上にもつながることから、介護支援ボランティア事業の周知を図り、高齢者の地域活動を促進していきます。

#### 【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
介護支援ボランティア登録者数 （人）	25	39	40	42	44	46

## 第6章 健やかに自立した暮らしを送れるまち

### 1 健康づくりの推進

疾病の早期発見・早期治療等を実現するため、各種健康診査やがん検診を推進することや疾病の重症化予防のための予防接種等の実施、生活習慣病による要介護状態の悪化を防止していくための生活習慣病等予防といった取組を強化していきます。また、高齢者が自ら健康づくりに関心を持って実践できるように、栄養教室などを通じた情報提供や健康づくりに関する知識の普及啓発に努め、健康づくりを実践する機会と場所の提供を強化します。

#### (1) 健康の維持・増進

##### ①健康診査及び各種検診事業

事業概要	健康診査及び各種検診事業を通じて、生活習慣病の予防に取り組んでおり、各種がん検診は70歳以上を無料にし、受診しやすい体制をとっています。また、国保特定健診及び後期高齢者健診は集団健診だけではなく、医療機関にも委託し、受診しやすい環境づくりに努めています。
取組状況	生活習慣病予防を目的に実施している、若年者を対象としている生活習慣病健診の対象年齢を30歳以上から19歳以上に拡大しました。 平成30年度から新規事業としてヘルスワンポイント(健康マイレージ事業)を実施し、各種検(健)診の受診率向上を目指しました。
課題	各種検(健)診の受診率が伸び悩んでいます。特に40・50歳代の受診率が低いことが課題です。 大腸がん検診や胃がんリスク検診の精密検査者で未受診が多くみられます。
今後の方針	今後も集合健診として、特定健診(後期高齢者健診)とがん検診を同日開催し、受診しやすい環境づくりに努めます。また、胃内視鏡検診(胃カメラ)などの医療機関での個別検(健)診も推進します。

#### 【実績値と目標値】

区分	第7期(実績値) ※R2年度見込み			第8期(目標値)		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
後期高齢者 健診受診率 (%)	45.67	44.42	38.14	50.0	55.0	60.0

②運動教室

事業概要	健康増進関係では、「ウォーキング」や「ヨガ」以外にも「ロコモ※予防教室」なども定着しています。高齢者向けでは、「ますます元気教室」等の介護予防教室の充実に取り組んでいます。
取組状況	介護予防を目的として実施している「ますます元気教室」は対象者からも好評です。生活機能が低下しはじめた高齢者を予防事業につなげました。
課題	各種教室は年間を通しての開催が困難で、開催日も平日に限られています。 教室参加者の固定化がみられます。 各種教室修了者の自主グループ化が課題です。
今後の方針	「ますます元気教室」などの自主グループ化や高齢者サロン等、町民の主体的な活動の場への支援につなげます。

【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
参加者数(人)	92	104	90	100	105	110

※ロコモ：ロコモティブシンドローム（運動器症候群）。ロコモティブシンドロームとは、骨・関節・筋肉などの運動器の衰えにより、要介護状態になったり、要介護状態になる危険度の高い状態。

## ③栄養教室

事業概要	生涯骨太クッキング教室の開催や、シニア料理教室、男性の料理教室等を開催し、高齢者の低栄養予防や減塩の普及啓発に努めています。
取組状況	自宅でも簡単に実践できるよう、乳製品を使ったカルシウムたっぷり料理教室や、低栄養予防のための料理教室を行いました。
課題	栄養教室は年間を通しての開催が困難で、教室参加者の固定化もみられます。教室修了者の会（フォロー教室）等の活動が年々減少しています。超高齢社会により、フレイル※対策を広く普及させることが求められています。
今後の方針	フレイル対策として、低栄養防止のための料理教室を開催するなど、充実を図ります。また、邑多福まつりなどを通じて減塩についても引き続き普及啓発します。

## 【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
参加者数(人)	56	50	20	50	60	70

※フレイル：「フレイル」とは学術的な定義はまだ確定しておらず、一般的には「加齢とともに、心身の活力が低下し、要支援・要介護の危険が高い状態」をいう。高齢者の健康づくりを推進する上で重要な課題であり、フレイルを放置すれば要介護状態に移行し、早期に介入することにより、再び健康な状態に回復するといわれる。また、フレイルには「身体的な要因」「精神的な要因」「社会的な要因」等の多面性があり、互いに影響しあう性質を持つ。

④健康教育

事業概要	高齢者向けの健康教育では、保健センターだけでなく地域の集会所や公民館、福祉センター寿荘等に出向き、ロコモ予防や低栄養の予防・改善、熱中症予防等の健康管理の内容充実に努めています。
取組状況	ウォーキングやロコモ予防教室以外にも、ヨガ教室や女性を対象とした骨盤底筋体操などの教室を開催し、町民のニーズに合わせて内容の充実を図りました。
課題	高齢者に理解しやすく、また簡単で継続可能な運動など、健康を維持するための習慣の定着が求められています。 健康無関心層や閉じこもりがちの高齢者へのアプローチが課題です。
今後の方針	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めながら、教室内容を検討します。地区の高齢者サロンや「みんなの講座」にも出向き、健康教室を開催します。また、健康増進を推進する人材や地域での活動支援を図ります。

【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
参加延人員 （人）	2,916	3,845	2,500	2,550	2,600	2,650

## ⑤健康相談

事業概要	定期的な健康相談を、乳幼児から高齢者まで幅広く実施します。定期健康相談以外にも、窓口への来所や電話等、乳幼児から高齢者まで随時相談に応じています。
取組状況	広報紙やホームページ等を通して、健康相談を周知しています。 健診結果の見方なども含め、各種健康相談を実施しました。 インボディ（体成分分析装置）の導入により、インボディの結果に対する健康相談も増加しました。
課題	ストレス社会における心の病や、超高齢社会に伴う認知症患者の増加、介護問題等の新たな健康課題が発生し、それらに対応すべきマンパワーが不足しています。 一般の健康相談や精神科医師によるこころの健康相談、整形外科医師による相談等、相談内容の周知を徹底させることも必要です。
今後の方針	乳幼児から高齢者まで幅広く相談に応じます。また、必要に応じて関係機関につなげます。 こころの健康づくりを推進し身体だけにとどまらず、こころの健康相談にも対応します。

## 【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
人員数(人)	935	912	940	950	960	970

## (2) 訪問指導・検診・予防接種の充実

### ①訪問指導

事業概要	健診の結果について保健師や管理栄養士が家庭を訪問し、家庭の状況を把握しながら生活習慣病予防（糖尿病重症化予防）等、保健指導を行っています。また、配食サービスの訪問調査時に必要な方に対しては栄養指導を行います。 高齢者に対しての訪問では、介護保険係や地域包括支援センターとの協働による訪問も実施しています。
取組状況	各種検（健）診結果を持参し、家庭訪問を実施しました。また、糖尿病の未受診・未医療者に受診勧奨するなど重症化予防に視点を置き、訪問しました。 高齢者の配食サービス調査の訪問の際、栄養指導も行いました。
課題	未受診・未医療の健康状態不明者対策（訪問）は、状態把握から行い、必要な支援に結びつけることが課題です。 高齢者への訪問は健康上の問題だけに限らず、生活環境の調整等、包括的なアプローチが求められています。
今後の方針	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を目的とし、フレイル予防の視点から対象者を絞り込み、訪問指導を実施します。

### 【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
指導者数 （人）	223	197	200	210	215	220
活動延日数 （日）	83	104	110	120	125	130

## ②骨粗しょう症検診

事業概要	40歳から70歳の節目年齢の女性を対象に骨粗しょう症検診を実施します。また、検診（骨密度測定）後には、結果の説明会を開催するとともに、転倒や骨折予防等の普及啓発に努めています。
取組状況	検診（骨密度測定）後すぐに、結果を配布し、結果説明会を開催しました。結果の見方とともに、栄養指導、転倒や骨折予防の啓発に努めました。 骨粗しょう症検診対象者と、乳がん検診のクーポン対象年齢が一部重なるため、検診を同日開催し、受診しやすい環境を整えました。
課題	精密検査未受診者も多く（28.5%）みられます。 骨折が高齢者の入院医療費の1位であることや、寝たきりの原因になっているという周知が足りません。 骨粗しょう症が及ぼす影響を若年層にも周知が必要です。 検診機会を逃すと次回が5年後の検診になってしまいます。
今後の方針	検診後の事後指導を引き続き充実させ、転倒から骨折ひいては寝たきりにならないよう啓発させます。 骨粗しょう症が及ぼす影響を若年層にも啓発し、邑多福まつり等でも骨密度の測定ができることを周知します。

## 【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
受診者数(人)	463	501	810	510	520	530
受診率(%)	34.3	37.6	30.5	38.0	39.0	40.0

③高齢者予防接種

事業概要	予防接種法に基づき、高齢者にインフルエンザの予防接種費用を助成するとともに接種勧奨を行い、発症・重症化の防止、更には医療費の軽減を図ることを目的として実施しています。
取組状況	予診票配布時に接種上の注意点や副反応等について説明書等を同封し、接種勧奨を行いました。
課題	高齢者予防接種の対象者には、説明書類を添付しますが、接種機会を逃す人もいます。 住所地に予診票等を送付しますが、居住実態のない人もみられます。
今後の方針	高齢者肺炎球菌予防接種については75歳以上の未接種者に対して一部助成を継続します。 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、やむを得ず接種機会を逃した場合は、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種期間を延長するなどの対応を図ります。

【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
インフルエンザ 接種者数(人)	4,395	4,729	4,820	4,930	5,045	5,070
インフルエンザ 接種率(%)	53.5	56.9	57.2	57.5	57.8	58.1
肺炎球菌 接種者数(人)	844	323	330	340	350	360
肺炎球菌 接種率(%)	44.5	27.9	30.0	30.9	31.8	32.7

## 2 在宅生活の支援

要支援・要介護認定者数の推計をみると、要支援・要介護認定者は今後増えていくと見込まれており、自宅で介護をしている家族介護者も今後ますます増えていくと考えられます。在宅介護を進めるためには、介護をする家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図ることが重要であり、介護支援専門員（ケアマネジャー）<sup>※</sup>や介護サービス事業所との連携や、利用者とその家族に適した在宅福祉サービスの充実を目指します。また、高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を在宅で安心して過ごしていくための自立支援も強化します。

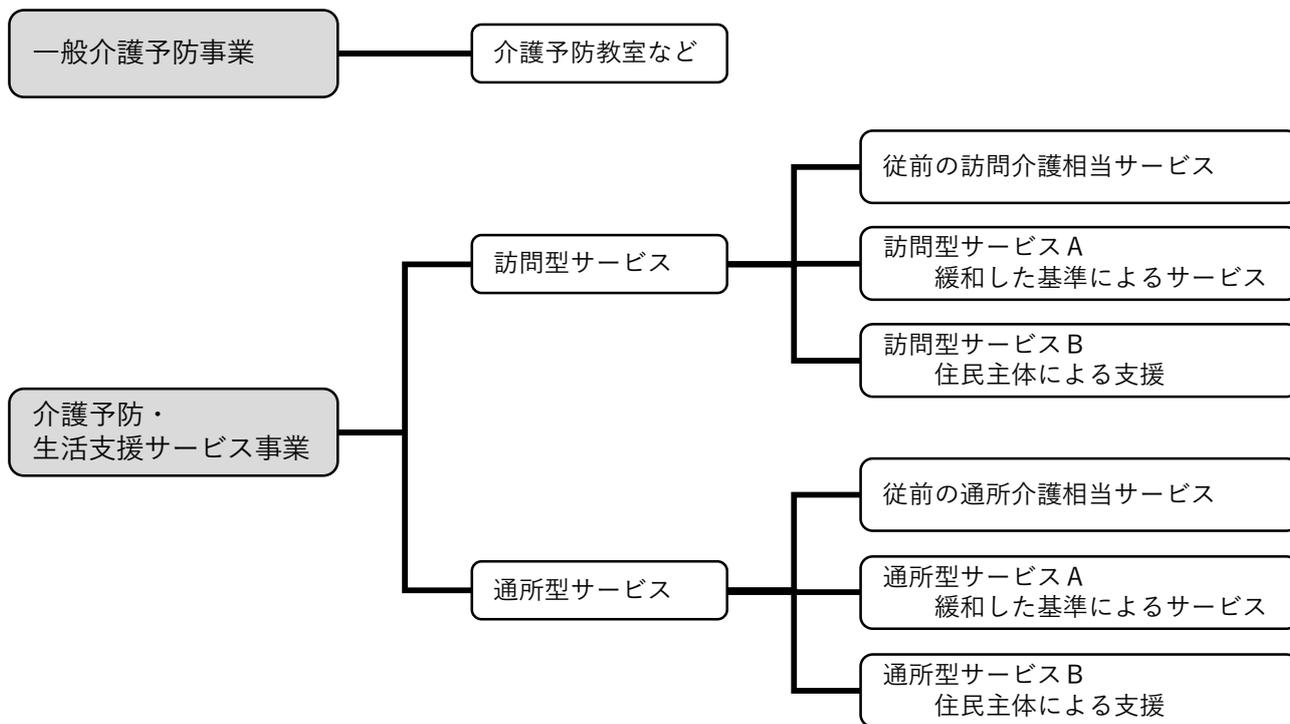
### （1）介護予防・日常生活支援総合事業の充実

#### ①サービスの充実

事業概要	平成28年3月より介護予防・生活支援サービスが開始され、事業対象者（基本チェックリスト <sup>※</sup> により生活機能の低下が確認された高齢者）や要支援者を対象に、これまでの予防給付の訪問介護及び通所介護に相当するサービスを実施しており、緩和した基準による訪問型サービスA、通所型サービスA、訪問型サービスB、通所型サービスBについても開始に向けて検討、準備を行っています。
取組状況	介護事業所などに訪問し意見等を聴取し、サービスについて検討した結果、訪問型サービスA、通所型サービスAについては開始には結びついていませんが、訪問型サービスB、通所型サービスBについては令和3年度から開始します。
課題	介護予防・生活支援サービスとして開始していますが、十分に認知されていないため、より周知に努める必要があります。 住民主体による訪問型サービスB、通所型サービスBは担い手の確保・育成が必要になってきます。
今後の方針	地域の実情とニーズを踏まえ、介護や福祉関係者と連携し、自立支援や重度化防止につながる多様なサービスの提供について、検討・協議をしていきます。 住民主体による訪問型サービスB、通所型サービスBの担い手の確保・育成に努め、サービスの提供に結びつく支援を行い、多様なサービスの展開を図ります。

※ケアマネジャー（介護支援専門員）：要介護（要支援）認定者からの介護サービスの利用に関する相談を受け、適切な居宅サービス・施設サービスを利用できるよう、ケアプランの作成やサービス事業者等との連絡調整を行う人。

※基本チェックリスト：65歳以上を対象に介護予防のチェックのために実施する質問表のこと。介護の原因となりやすい生活機能低下の危険性がないかどうか、という視点で運動、栄養、口腔、物忘れ、うつ症状、閉じこもり等の全25の項目にわたる質問表。



【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
訪問型サービス利用者数(人)	933	872	984	1,000	1,000	1,000
通所型サービス利用者数(人)	1,557	1,591	1,440	1,500	1,550	1,600

②介護予防ケアマネジメント事業

事業概要	要支援者及び事業対象者を対象に介護予防ケアプランを作成し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるよう地域包括支援センターにおいてケアマネジメントを行っています。
取組状況	介護予防ケアプランを作成し、介護サービス等が適切に行えるよう支援を行っています。
課題	「邑楽町ケアマネジメントに関する基本方針」を基に、自立支援・重度化防止の視点を重視したケアプランの作成の支援が必要です。
今後の方針	高齢者の自立支援・重度化防止に向けたケアプランの作成につながるよう、地域包括支援センターと連携し、介護支援専門員に対する支援と情報提供に努めます。自立支援型地域ケア会議で多職種協働による課題分析を行い、自立支援に資する質の高い介護予防ケアマネジメントに取り組めるよう支援します。

## (2) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

## ①介護予防把握事業

事業概要	民生委員・児童委員からの情報の収集や、地域包括支援センターへの相談、訪問活動から得た情報などから、要介護状態になるおそれの高い高齢者の把握に努めています。
取組状況	区長や民生委員・児童委員など地域で見守りをしている方達やふれあいサロン、保健事業担当者等からの情報により、高齢者の把握を行っています。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で、高齢者の実態把握を行いました。
課題	保健事業で行っている訪問や、様々な関係機関からの情報を収集し生かしていく必要があります。
今後の方針	民生委員・児童委員や地域で見守りをしている方たちや、健診などの結果により保健事業が行っている訪問などから情報を収集し、要介護状態になるおそれの高い高齢者の把握に努めます。

## ②介護予防普及啓発事業

事業概要	介護予防に関する基本的な知識を得てもらうため、パンフレットの配布や講座等を開催し、行政区サロン支援など介護予防のための活動を支援します。
取組状況	町で行っている「ますます元気教室」や、民間企業と連携した介護予防教室を実施、ふれあいサロンなどに講師を派遣して、介護予防についての知識の普及を行いました。
課題	介護予防に関するニーズを把握し、地域の実情をふまえた介護予防について周知していく必要があります。介護予防教室やサロンなどに参加しない方へ介護予防について取り込んでもらえるかが課題です。
今後の方針	身近な地域で自主的に介護予防活動ができるよう環境づくりに努めていきます。パンフレットによる情報の周知、サロン等への講師派遣を行い、運動機能や口腔機能の維持や栄養に関すること、認知症予防など生活機能の維持につながる情報の提供に努めます。

## 【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
普及啓発事業参加者数(人)	2,771	3,466	50	700	2,000	2,500
サロン支援回数(回)	76	86	5	50	70	85

③地域介護予防活動支援事業

事業概要	介護予防にかかわるボランティア等の人材を育成するための研修や、介護予防にかかわる地域活動組織の育成、活動支援等を行う事業です。本町では、介護予防サポーター※の育成や、介護予防を目的とした自主的な活動を支援しています。
取組状況	介護予防サポーター講習会やサロン等運営ボランティア養成研修を行い、人材の育成に努め、自主グループの活動について支援しています。介護支援ボランティアポイント事業（群馬はばたけポイント）の周知を行い、活動の支援を行っています。
課題	人材の発掘と育成した人材が活動できる場所の提供が必要です。
今後の方針	地域で自主的に介護予防に取り組む高齢者を支援できるよう、介護予防サポーターの養成や介護支援ボランティア事業の周知を行います。また、運動指導や情報提供などの支援を行います。

【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
介護予防サポーター 受講者数(人)	28	8	0	20	30	30

※介護予防サポーター：高齢者の健康づくりや、介護予防の支援を行う人。

## ④一般介護予防事業評価

事業概要	介護予防事業を効果的かつ効率的に実施するため、介護予防事業の実施状況に関する評価を定期的に行うものです。
取組状況	1年ごとに事業の自己評価を行い、次年度の事業内容について見直しを行っています。
課題	介護予防事業への参加状況や参加者の意識の変化の把握等に努めていく必要があります。
今後の方針	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証と、事業に関する評価を行い、今後の事業計画に生かしていきます。

## ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

事業概要	介護予防の取組を機能強化するため、地域ケア会議や通いの場などで、リハビリ専門職等が指導や助言を行う事業です。
取組状況	邑多福まつりで身体機能の評価を行う健康寿命延伸教室や、ふれあいサロン講師派遣や地域ケア会議に参加してもらい、リハビリ専門職として助言をいただきました。
課題	日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促せるよう「心身機能※」「活動※」「参加※」のそれぞれの要素に働きかける必要があります。
今後の方針	地域ケア会議等において、リハビリ専門職からの助言や指導を生かし自立支援や重度化防止の取組につなげていきます。

## 【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
自立支援型地域 ケア個別会議 事例数(件)	—	4	4	4	4	4

※心身機能：体の動きや精神の動き

※活動：ADL(日常生活動作)・IADL(手段的日常生活動作)・職業能力といった生活行為全般のこと

※参加：家庭や社会生活で役割を果たすこと

⑥重度化予防の推進

事業概要	高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、高齢者の保健事業と介護予防事業等の一体的な実施を行い、疾病予防・重症化防止の促進や健康寿命の延伸を図っています。
取組状況	後期高齢者医療保険・国民健康保険・介護予防・健康づくり等担当課で連携し、一体的な取組について検討を行いました。身近な場所でフレイル予防ができるよう行政区サロン等への講師派遣や、保健センターで行っている運動教室に参加してもらい、低栄養の改善、運動機能や口腔機能が維持できるよう介護予防に関する取組を行っています。
課題	身近な地域でフレイル予防ができるよう、通いの場等を増やしていく必要があります。
今後の方針	後期高齢者医療保険・国民健康保険・介護予防・健康づくり等担当課でもつ様々な情報を共有し連携しながら、高齢者に関する支援やフレイル予防についての対策を検討し、一体的に取り組んでいきます。また、交付金を活用し、栄養指導訪問を行い低栄養防止など保健事業に取り組めます。

## (3) 家族介護者支援体制の充実

## ①在宅ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業

事業概要	排せつ行為に支障のある在宅のねたきり高齢者等を対象に、在宅での介護を支援するため、1か月に紙おむつ2袋、または紙おむつ1袋と尿とりパット2袋を支給します。
取組状況	ここ数年減少傾向にありますが、申請者からの需要度は高いです。県の補助金を充当し事業を行っています。
課題	令和2年度までは県より補助金（補助率1/2）を財源として事業を行ってきましたが、介護保険制度（市町村特別給付）で実施可能であることから、令和3年度以降、県補助金が廃止されます。
今後の方針	今後は、財源の一部である県補助金がないため、一般会計での事業継続が困難となります。よって、介護保険特別会計で事業継続を行っていきます。

## 【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
申請者数(人)	86	72	60	60	60	60

## ②在宅ねたきり高齢者等出張理・美容サービス事業

事業概要	理容または美容の出張サービスを行い、ねたきり高齢者が衛生的で快適な生活を維持できることを目的に、年間で2,500円券を4枚交付します。
取組状況	横ばい傾向にありますが、申請者からの需要度は高いです。県の補助金を充当し事業を行っています。
課題	令和2年度までは県より補助金（補助率1/2）を充当し事業を行ってきましたが、介護保険制度（市町村特別給付）で実施可能であることから、令和3年度以降、県補助金が廃止されます。
今後の方針	今後は、財源の一部である県補助金がないため、一般会計での事業継続が困難となります。よって、介護保険特別会計で事業継続を行っていきます。

## 【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
申請者数(人)	24	25	25	25	25	25

### ③在宅ねたきり高齢者等介護慰労金支給事業

事業概要	ねたきりで1年以上在宅生活をしている高齢者の介護をしている方を対象に、労をねぎらうため、慰労金を支給します。
取組状況	横ばい傾向にありますが、平成27年度より支給額を上限20万円に引き上げたこともあり申請者からの需要度は高いです。県の補助金を充当し事業を行っています。
課題	県からの補助金を充当し事業を行ってきましたので、今後も事業を継続していくために予算の確保に努めていく必要があります。
今後の方針	今後も該当する高齢者の人数等を考慮しながら継続していきます。

#### 【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
申請者数(人)	30	35	29	30	30	30

### ④介護用品貸出事業（社会福祉協議会）

事業概要	現在の福祉制度や介護保険で対応できない場合、利用者が快適に利用できるよう点検を行いながら、ギャッジベッド、車椅子、ポータブルトイレ等の貸し出しを無料で行います。
取組状況	福祉制度や介護保険では対応できない場合に、利用者が安全に利用できるよう点検をし、ギャッジベッド・車椅子・ポータブルトイレの貸出を行っています。
課題	長年使用しているものが多く、故障や衛生面に配慮しながらの貸与となります。
今後の方針	現在の福祉制度や介護サービスで適応されない方へ引き続き対応し、今後も事故など危険が及ばないよう点検を行い、貸出を実施していきます。

#### 【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用者数(人)	56	50	50	50	50	50

## ⑤介護用車両購入費等補助事業

事業概要	ねたきりの高齢者を同乗させて外出することができるよう介護用車両の購入や改造に要する費用の一部を補助します。
取組状況	年度により申請のばらつきがあり申請件数も少なくなっています。介護家族の負担軽減に寄与しています。
課題	令和2年度までは県より補助金（補助率1/2）を充当し事業を行ってきましたが、令和3年度以降、県補助金が廃止されます。
今後の方針	今後、町単独事業にて継続していきます。

## 【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用者数(人)	4	0	3	2	2	2

## (4) 福祉サービスの充実

### ①老人日常生活用具給付等事業

事業概要	住民税非課税世帯である一人暮らし高齢者を対象に、日常生活の便宜を図るため、自己が所有する住宅に住宅用火災警報器が未設置の場合に給付しています。
取組状況	申請件数がないため令和元年度より事業内容を見直し、対象となる機器を火災報知器のみとし、一人暮らし高齢者宅の設置状況を確認するよう民生委員へ依頼しています。
課題	事業内容の周知をしていく必要があります。
今後の方針	ここ数年申請がないため、民生委員・児童委員に協力してもらい対象となり得る人に声かけをし、設置の拡充に努めていきます。

#### 【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用者数(人)	0	0	50	50	40	40

### ②高齢者等緊急通報装置設置事業

事業概要	一人暮らし高齢者等を対象に、急病や災害発生時の緊急事態に対する不安の解消や安全を守るため、緊急通報装置を貸与します。緊急事態発生時には、館林地区消防組合や民生委員・児童委員等の協力により迅速かつ正確な救護体制をとります。
取組状況	一人暮らしや疾病等生活に不安がある高齢者等が増えており、需要が増えています。現状は希望者全員に設置しています。
課題	今後、対象となる高齢者人口が増え、設置希望者が増加すると町保有台数が不足することが予想されます。
今後の方針	一人暮らし高齢者等の生活不安の解消や人命の安全を確保するため、今後も設置対象となる希望者全員に設置できるよう、台数の確保を図る必要があります。

#### 【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
設置台数(台)	118	125	140	150	160	170

## ③認知症徘徊高齢者位置情報探索事業

事業概要	認知症高齢者を介護する家族などの負担を軽減することを目的に、徘徊探知機器の貸し出しをしています。
取組状況	貸出可能台数を貸し出しています。
課題	機器保持者が行方不明となった場合の警察署等関係機関との連携を強化していく必要があります。
今後の方針	申請件数は少ないですが、在宅介護をする上で必要性がある人には、人命を救える手立ての一つであるため、迅速に貸出を行える体制を継続していく必要があります。行方不明者が発生した場合のみならず、警察署等関係機関との連携の強化及び確認をしていきます。

## 【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用者数(人)	1	2	2	2	2	2

## ④見守り配食事業

事業概要	見守りが必要で食事の確保が出来ない65歳以上の高齢者世帯を対象に、月曜日から土曜日（祝祭日を除く）までの希望日に、安否確認をしながら食事を配達します。
取組状況	安否確認を必要とし、日常の食生活に支障をきたしている一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などに、希望日に見守りを行いながら食事を配達することで、高齢者の自立した在宅生活を支援しました。
課題	今後、身寄りのない高齢者が増加することが見込まれるため、配達時の安否確認において、民生委員や社会福祉協議会等と協力し対応していくことが必要です。
今後の方針	利用者の安否確認としての役割が大きいため、事業を継続していきます。

## 【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用者数(人)	50	48	49	50	50	50
延べ配食数(食)	10,468	9,604	9,700	11,000	11,000	11,000

⑤要援護高齢者等給食サービス事業（社会福祉協議会）

事業概要	生活が困窮している高齢者で調理困難者を対象に、週2回昼食を無料で届けます。
取組状況	利用者は減少していますが、必要としている方がいるので継続しています。
課題	自ら申請がしにくい、個人情報観点などから、実際のニーズ把握が難しい状況です。
今後の方針	必要としている方がいる以上は事業を継続していく意向です。

【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用者数 （人）	6	4	3	10	10	10
延べ配食数 （食）	574	343	280	979	979	979

⑥生活管理指導短期宿泊事業

事業概要	要介護認定を受けていない高齢者等を対象に、居宅において世話をを行う介護者等が一時的にいないか、適切に行うことができないと認められる場合に、介護施設等において短期入所（原則7日間）を受け入れます。
取組状況	事業対象となる高齢者等を確認した場合、生命にかかわる可能性が高いため、速やかな対応をとれる体制を維持しています。
課題	短期間の入所が基本ですが、新たな入所先等を探す時間が必要となり長期化しています。
今後の方針	年に1人程度と少ないですが、必要となった場合は緊急性が高いため、対応について、関係機関との体制づくりを継続して確立していく必要があり、養護施設との連携を今後も強化していきます。 一時的に利用する事業のため、当事者にとって最も適当な事業へ繋げられるよう関係機関等の連携を強化していきます。

【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用者数(人)	0	1	1	1	1	1

## ⑦生活管理指導員派遣事業

事業概要	要介護認定を受けていない高齢者等を対象に、日常生活を支援することを目的として、ホームヘルパーを派遣し家事援助や生活相談等を行います。
取組状況	事業対象となる高齢者等を確認した場合、生命にかかわる可能性が高いため、速やかな対応をとれる体制を維持しています。
課題	対象事例が確認された際、速やかな対応をとれる体制を維持していく必要があります。
今後の方針	ここ数年申請者がいませんが、必要となった場合は緊急性が高いため、対応について、関係機関との体制づくりを継続して確立していく必要があります、関係事業者との連携を今後も強化していきます。 一時的に利用する事業のため、当事者にとって最も適当な事業へ繋がられるよう関係機関等の連携を強化していきます。

## 【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用者数(人)	0	0	0	1	1	1

## ⑧福祉タクシー推進事業

事業概要	一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等で移動手段がない方を対象に、1枚400円のタクシー券を1か月4枚年間48枚交付します。
取組状況	令和2年度から運転免許証を自主返納した者を対象者に追加するなど制度の拡充を図りました。
課題	タクシー券の交付対象者、交付金額および交付枚数の拡大を図る必要があります。
今後の方針	高齢者の社会参加を促進するため、福祉タクシー推進事業を拡充します。

## 【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
交付者数(人)	640	667	695	724	754	785

⑨外出支援サービス事業（社会福祉協議会）

事業概要	現在の福祉制度や介護サービスを利用できないケースにおいて、支援が必要な高齢者等の外出機会の確保を図っています。
取組状況	現在の福祉制度や介護サービスを利用できないケースにおいて、支援が必要な高齢者等の外出機会の確保を図ります。
課題	職員の確保が課題です。
今後の方針	ほかのサービスとの連携強化により安定した支援提供に努めます。

【実績値と目標値】

区分	第7期（実績値）※R2年度見込み			第8期（目標値）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用者数(人)	8	7	4	10	10	10
延べ回数(回)	67	44	15	50	50	50

## 第7章 介護が必要になっても安心して暮らせるまち

### 1 介護保険サービスの充実

#### (1) 居宅サービス

##### ①訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが要介護認定者宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話をを行います。

介護者支援を図る上でも重要なサービスであるため、利用者数の増加を見込むとともに、必要なサービスが提供できるように努めます。

区分	実績		見込	推計				
	H30年度	R元年度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
介護給付(回)	2,855	3,098	3,017	3,195	3,237	3,308	3,361	4,595
(人)	139	147	139	148	150	152	154	200

資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム  
回数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

##### ②訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

自宅において、浴槽での入浴が困難で、通所系サービスも利用できない要介護認定者・要支援認定者宅へ、事業者が浴槽を用意して訪問し、入浴の介護を行います。

要介護認定者については、利用者の動向を把握しながら、利用者数が増加した場合にも対応できるよう、体制の整備を図ります。

要支援認定者については、利用実績がないため、本計画のサービスは見込んでいませんが、利用希望があった場合には円滑に利用できるよう対応します。

区分	実績		見込	推計				
	H30年度	R元年度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
介護給付(回)	73	67	58	54	54	59	66	77
(人)	14	12	9	9	9	10	11	13
予防給付(回)	0	0	0	0	0	0	0	0
(人)	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム  
回数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

### ③訪問看護／介護予防訪問看護

医師の指示に基づき、看護師や理学療法士・作業療法士等が要介護認定者・要支援認定者宅を訪問し、療養上の世話または診療の補助を行います。

在宅生活を医療面から支える重要なサービスとして、利用者のニーズに合わせたサービスの提供に努めます。

区分	実績		見込	推計				
	H30年度	R元年度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
介護給付(回)	764	832	801	910	959	1,002	1,005	1,045
(人)	78	82	76	86	90	94	95	100
予防給付(回)	284	267	278	273	273	284	295	303
(人)	27	25	27	27	27	28	29	30

資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム  
回数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

### ④訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

医師の指示に基づき、理学療法士・作業療法士等が要介護認定者・要支援認定者宅を訪問し、心身機能の維持回復、日常生活の自立援助のための理学療法・作業療法等のリハビリテーションを行います。

自立支援・重度化防止の観点からも重要なサービスのため、利用者のニーズを把握し、必要なサービスを提供できるように努めます。

区分	実績		見込	推計				
	H30年度	R元年度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
介護給付(回)	61	87	94	89	100	100	111	132
(人)	6	8	8	8	9	9	10	13
予防給付(回)	17	13	25	34	34	34	34	34
(人)	3	2	4	4	4	4	4	4

資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム  
回数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

## ⑤居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が要介護認定者・要支援認定者宅を訪問し、療養上の管理と指導を行います。

在宅生活の継続に重要な意味を持つサービスであるため、必要なサービスを提供できるように努めます。

区分	実績		見込	推計				
	H30年度	R元年度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
介護給付(人)	71	89	100	105	110	115	120	135
予防給付(人)	8	6	14	17	19	19	20	20

資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム  
人数は1月当たりの利用者数

## ⑥通所介護（デイサービス）

要介護認定者が特別養護老人ホームやデイサービスセンター等に通り、入浴、排せつ、食事等の介護を受けるとともに、レクリエーションや機能訓練を行います。

地域密着型通所介護と合わせて考えると利用者数は増加しており、今後も増加傾向が続くものと見込んでいます。また、利用者の意向を把握し、必要なプログラムが提供されるよう、サービス提供事業者と連携を図り、サービスの確保に努めます。

区分	実績		見込	推計				
	H30年度	R元年度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
介護給付(回)	3,263	3,460	3,784	4,053	4,238	4,413	4,457	4,677
(人)	266	272	265	280	292	304	309	325

資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム  
回数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

⑦通所リハビリテーション（デイケア）／介護予防通所リハビリテーション

医師の指示に基づき、要介護認定者・要支援認定者が介護老人保健施設や医療機関等に通い、心身機能の維持回復、日常生活の自立援助のための理学療法・作業療法等のリハビリテーションを行います。

自立支援・重度化防止の観点からも重要なサービスのため、利用者のニーズに合わせたサービスの提供に努めます。

区分	実績		見込	推計				
	H30年度	R元年度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
介護給付(回)	636	578	427	533	533	533	533	533
(人)	71	67	51	67	67	67	67	67
予防給付(人)	18	20	22	22	22	22	22	22

資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム  
回数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

⑧短期入所生活介護（ショートステイ）／介護予防短期入所生活介護

要介護認定者・要支援認定者が特別養護老人ホーム等の施設に短期間入所し、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話と機能訓練が受けられます。

利用者数が増加する見込みのため、円滑に利用できるよう対応していきます。

区分	実績		見込	推計				
	H30年度	R元年度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
介護給付(日)	1,145	1,084	851	1,131	1,170	1,199	1,226	1,419
(人)	81	81	64	81	83	85	88	100
予防給付(日)	29	36	33	33	33	33	33	36
(人)	4	5	5	5	5	5	5	6

資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム  
日数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

## ⑨短期入所療養介護（医療型ショートステイ）／介護予防短期入所療養介護

要介護認定者・要支援認定者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話と機能訓練が受けられます。

要介護認定者については利用者の動向を把握しながら、利用者数が増加した場合にも対応できるよう、体制の整備を図っていきます。

要支援認定者については利用実績がないため、利用希望があった場合には円滑に利用できるように対応します。

区分	実績		見込	推計				
	H30年度	R元年度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
介護給付(日)	67	51	70	84	84	84	84	84
(人)	7	6	8	8	8	8	8	8
予防給付(日)	0	2	0	0	0	0	0	0
(人)	0	1	0	0	0	0	0	0

資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム  
日数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

## ⑩福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

要介護認定者・要支援認定者の日常生活の自立を助けるための用具や、機能訓練のための用具を貸し出します。

要介護認定者・要支援認定者ともに利用者数が増加する見込みのため、体制の整備を図っていきます。

区分	実績		見込	推計				
	H30年度	R元年度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
介護給付(人)	290	308	292	310	315	320	325	340
予防給付(人)	85	92	108	115	118	123	130	143

資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム  
人数は1月当たりの利用者数

⑪特定福祉用具購入／特定介護予防福祉用具購入

要介護認定者・要支援認定者が福祉用具のうち、トイレ、入浴関連等の福祉用具を購入した場合にその費用の一部を支給します。

利用者の動向を把握しながら、利用者数が増加した場合にも対応できるよう、体制の整備を図っていきます。

区分	実績		見込	推計				
	H30年度	R元年度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
介護給付(人)	4	4	3	3	3	3	3	5
予防給付(人)	1	1	1	1	1	1	1	1

資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム  
人数は1月当たりの利用者数

⑫住宅改修／介護予防住宅改修

要介護認定者・要支援認定者の居宅での自立した生活や介護を支援するため、段差の解消や手すりの取り付け、引き戸等への扉の取り替えなど、小規模な住宅改修を行った場合、費用の一部を支給します。

利用者の動向を把握しながら、利用者数が増加した場合にも対応できるよう、体制の整備を図っていきます。

区分	実績		見込	推計				
	H30年度	R元年度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
介護給付(人)	3	4	1	2	2	2	2	4
予防給付(人)	1	2	2	2	2	2	2	3

資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム  
人数は1月当たりの利用者数

## ⑬特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設（有料老人ホーム、ケアハウス等）に入居している要介護認定者・要支援認定者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護や、その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。

利用者の動向を把握しながら、利用者数が増加した場合にも対応できるよう、体制の整備を図っていきます。

区分	実績		見込	推計				
	H30年度	R元年度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
介護給付(人)	17	18	20	20	20	20	20	20
予防給付(人)	5	5	6	6	6	6	6	6

資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム  
人数は1月当たりの利用者数

## ⑭居宅介護支援／介護予防支援

要介護認定者・要支援認定者が居宅において適切な介護サービスを受けられるよう、居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所が心身の状況や置かれている環境、本人や家族の意向等を踏まえ、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。

要介護認定者の利用者数については、横ばいですが、利用者の動向を把握しながら、利用者数が増加した場合にも対応できるよう、体制の整備を図っていきます。

区分	実績		見込	推計				
	H30年度	R元年度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
介護給付(人)	468	478	442	473	494	514	522	468
予防給付(人)	118	119	136	139	146	148	150	118

資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム  
人数は1月当たりの利用者数

## (2) 地域密着型サービス

### ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護認定者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行います。

現在、町内にサービス提供事業者はありませんが、利用ニーズの動向や地域特性を考慮して、今後検討していきます。

区分	実績		見込	推計				
	H30年度	R元年度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
介護給付(人)	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム  
人数は1月当たりの利用者数

### ②夜間対応型訪問介護

夜間において定期的な巡回訪問もしくは通報を受けて、介護福祉士等によって入浴、排せつ、食事等の介護など、日常生活上の支援を行います。

現在、町内にサービス提供事業者はありませんが、利用ニーズの動向や地域特性を考慮して、今後検討していきます。

区分	実績		見込	推計				
	H30年度	R元年度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
介護給付(人)	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム  
人数は1月当たりの利用者数

## ③認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症の要介護認定者・要支援認定者がデイサービスセンター等に通り、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

現在、町内に2か所整備されています。

利用者の動向を把握しながら、利用者数が増加した場合にも対応できるよう、体制の整備を図っていきます。

区分	実績		見込	推計				
	H30年度	R元年度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
介護給付(回)	226	195	152	157	174	183	198	226
(人)	15	13	11	11	12	13	14	15
予防給付(回)	0	0	0	0	0	0	0	0
(人)	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム  
回数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

## ④小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

要介護認定者・要支援認定者が通所サービスを中心に訪問や泊まりを組み合わせ、本人の心身の状況や希望に応じ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練を行います。

現在、町内に2か所整備されています。

利用者の動向を把握しながら、利用者数が増加した場合にも対応できるよう、体制の整備を図っていきます。

区分	実績		見込	推計				
	H30年度	R元年度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
介護給付(人)	29	29	28	31	31	31	31	31
予防給付(人)	5	4	4	6	6	6	6	5

資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム  
人数は1月当たりの利用者数

⑤認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の要介護認定者・要支援認定者が共同生活を営む住居で、入浴、排せつ、食事等の介護、そのほかの日常生活上の世話と機能訓練を行います。

現在、町内に2か所整備されています。

要支援認定者の利用実績はありませんが、要介護認定者の利用者数は横ばいです。

利用者の動向を把握しながら、利用者数が増加した場合にも対応できるよう、体制の整備を図っていきます。

区分	実績		見込	推計				
	H30年度	R元年度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
介護給付(人)	38	37	34	36	36	36	36	36
予防給付(人)	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム  
人数は1月当たりの利用者数

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の特定施設（有料老人ホーム、ケアハウス等）に入居している要介護認定者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。

現在、町内にサービス提供事業者はありませんが、利用ニーズの動向や地域特性を考慮して、今後検討していきます。

区分	実績		見込	推計				
	H30年度	R元年度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
介護給付(人)	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム  
人数は1月当たりの利用者数

## ⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の介護老人福祉施設に入居している要介護者に対して入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。

現在、町内に1か所整備されています。

なお、地域密着型介護老人福祉施設については、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設として機能が重点化され、新規入所者は原則、要介護3以上となっています。

区分	実績		見込	推計				
	H30年度	R元年度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
介護給付(人)	27	27	29	29	29	29	29	29

資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム  
人数は1月当たりの利用者数

## ⑧看護小規模多機能型居宅介護

要介護者に対して、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを複合型事業所において組み合わせて提供するサービスです。

区分	実績		見込	推計				
	H30年度	R元年度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
介護給付(人)	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム  
人数は1月当たりの利用者数

⑨地域密着型通所介護

利用定員 18 人以下の小規模の通所介護で、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを日帰りで提供するサービスです。

平成 28 年度から通所介護より移行した新設サービスです。

通所介護とあわせて、利用者のニーズに対応できるように体制の整備を図ります。

区分	実績		見込	推計				
	H30 年度	R 元年度		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 7 年度
介護給付(日)	265	277	208	253	274	282	282	282
(人)	25	26	21	27	29	30	30	30

資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム  
日数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

### (3) 施設サービス

#### ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

入所定員が30人以上の施設で、常時介護を要する入所者に、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を行います。在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設として、新規入所者は原則、要介護3以上となっています。

区分	実績		見込	推計				
	H30年度	R元年度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
介護給付(人)	117	123	146	148	150	152	168	200

資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム  
人数は1月当たりの利用者数

#### ②介護老人保健施設

施設サービス計画に基づき、入所している方に看護、医学的管理下での介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話を行います。

現在、町内に1か所整備されています。

区分	実績		見込	推計				
	H30年度	R元年度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
介護給付(人)	54	61	59	62	64	66	69	78

資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム  
人数は1月当たりの利用者数

#### ③介護医療院（介護療養型医療施設含む）

新たな介護保険施設として創設された医療と介護の連携による施設です。日常的な医学管理や終末期の医療・看護・介護を行う看取り・ターミナル等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた施設となります。

区分	実績		見込	推計				
	H30年度	R元年度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
介護給付(人)	7	7	4	7	7	7	8	10

資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム  
人数は1月当たりの利用者数

## 2 介護保険事業の円滑な運営

### (1) 介護保険事業費の推計

#### ①介護予防サービス給付費の推計

(単位：千円)

サービス名称	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R22年度
(1) 介護予防サービス					
①介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
②介護予防訪問看護	10,291	10,297	10,688	11,079	11,437
③介護予防訪問リハビリテーション	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180
④介護予防居宅療養管理指導	1,463	1,635	1,635	1,727	1,727
⑤介護予防通所リハビリテーション	8,658	8,663	8,663	8,663	8,663
⑥介護予防短期入所生活介護	2,577	2,578	2,578	2,578	2,795
⑦介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0
⑧介護予防福祉用具貸与	10,573	10,822	11,303	11,951	13,112
⑨特定介護予防福祉用具購入費	226	226	226	226	226
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	5,660	5,664	5,664	5,664	5,664
(2) 地域密着型介護予防サービス					
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	5,352	5,355	5,355	5,355	5,355
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
(3) 介護予防住宅改修	2,573	2,573	2,573	2,573	3,980
(4) 介護予防支援	7,376	7,752	7,858	7,964	8,761
予防給付費計(小計)	55,929	56,745	57,723	58,960	62,900

資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム

(注) 千円以下を四捨五入しているため、合計数値が合わない場合があります。

## ②介護サービス給付費の推計

(単位：千円)

サービス名称	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R22年度
<b>(1) 居宅サービス</b>					
①訪問介護	103,239	104,984	107,288	109,019	150,418
②訪問入浴介護	6,988	6,992	7,596	8,507	9,876
③訪問看護	52,296	55,123	57,671	57,676	60,537
④訪問リハビリテーション	3,027	3,392	3,392	3,755	4,482
⑤居宅療養管理指導	9,526	10,009	10,481	10,870	12,238
⑥通所介護	383,313	402,386	419,341	420,601	441,159
⑦通所リハビリテーション	54,736	54,767	54,767	54,767	54,767
⑧短期入所生活介護	109,902	113,760	116,558	118,941	137,666
⑨短期入所療養介護（老健）	9,923	9,928	9,928	9,928	9,928
⑩短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
⑪福祉用具貸与	53,676	54,814	55,720	55,607	58,007
⑫特定福祉用具購入	854	854	854	854	1,420
⑬特定施設入居者生活介護	47,842	47,837	47,837	47,837	47,837
<b>(2) 地域密着型サービス</b>					
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0
②夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
③地域密着型通所介護	22,807	24,885	25,510	25,510	25,510
④認知症対応型通所介護	24,438	26,928	28,573	30,257	37,351
⑤小規模多機能型居宅介護	79,106	79,150	79,150	79,150	79,150
⑥認知症対応型共同生活介護	108,907	108,968	108,968	108,968	108,968
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	100,520	100,576	100,576	100,576	100,576
⑨看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
<b>(3) 住宅改修</b>	2,882	2,882	2,882	2,882	5,765
<b>(4) 居宅介護支援</b>	73,289	76,763	79,943	80,772	92,803
<b>(5) 施設サービス</b>					
①介護老人福祉施設	457,080	463,960	470,587	519,711	625,457
②介護老人保健施設	199,501	205,601	211,752	221,692	251,168
③介護医療院（介護療養型医療施設含む）	34,043	35,219	34,562	30,001	40,105
<b>介護給付費計（小計）</b>	<b>1,937,895</b>	<b>1,989,778</b>	<b>2,033,936</b>	<b>2,097,881</b>	<b>2,355,188</b>

資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム

(注) 千円以下を四捨五入しているため、合計数値が合わない場合があります。

③標準給付費と地域支援事業費の推計

(単位：千円)

	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 7年度	R 22 年度
標準給付費見込額	2,082,516	2,133,713	2,181,252	2,252,072	2,547,714
総給付費	1,993,824	2,046,523	2,091,659	2,156,841	2,418,088
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	51,979	49,442	50,809	54,010	73,629
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	30,377	31,190	32,046	34,060	46,269
高額医療・高額介護合算サービス費 等給付額	4,828	4,997	5,135	5,457	7,413
算定対象審査支払手数料	1,507	1,560	1,603	1,704	2,315
地域支援事業費	110,824	113,856	113,051	129,644	117,764
介護予防・日常生活支援総合事業費	73,095	75,732	74,506	73,612	63,433
包括的支援事業・任意事業費	31,439	31,723	31,923	45,609	43,907
包括的支援事業(社会保障充実分)	6,290	6,401	6,622	10,423	10,423

資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム

(注) 千円以下を四捨五入しているため、合計数値が合わない場合があります。



令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)

(標準給付費)                      (地域支援事業費)                      (合計見込み額)

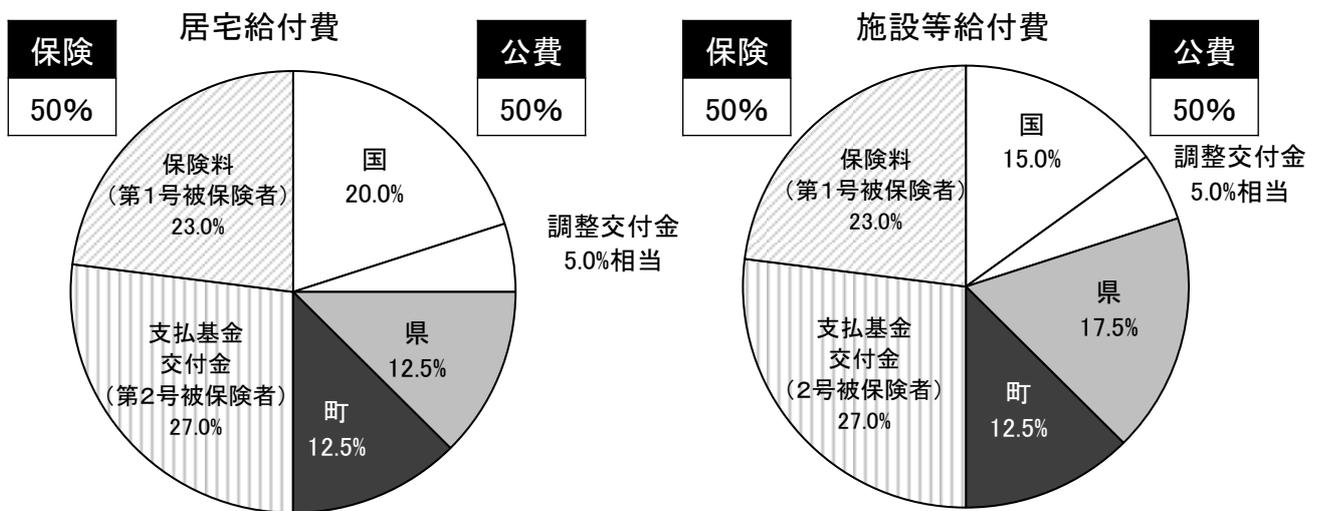
**6,397,480 千円 + 337,731 千円 = 6,735,211 千円**

## (2) 介護保険財源の仕組み

利用者の自己負担額を除いた介護給付費の財源については、50%を公費、残り50%を保険料で賄うこととなっています。

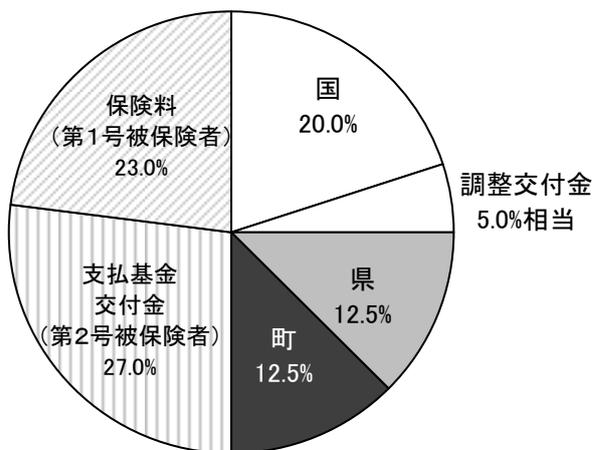
地域支援事業費の財源については、介護予防・日常生活支援総合事業は居宅給付費と同様の財源構成となりますが、包括的支援事業・任意事業は、第2号被保険者は負担せず、その分は公費で賄うこととなっています。

《介護給付費の負担割合》

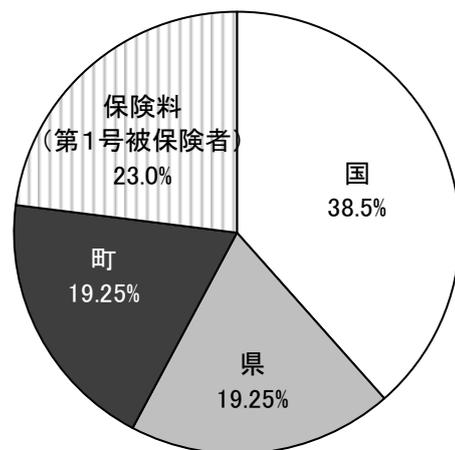


《地域支援事業費の負担割合》

### 介護予防・日常生活支援総合事業



### 包括的支援事業・任意事業



### (3) 介護保険料基準額の算出

#### ①介護保険料改定の経緯と第8期介護保険料の見込み

介護保険制度では、3年ごとに制度を見直し、介護報酬と保険料の改定が行われます。

本町では、第5期の介護保険料は4,900円、第6期は5,400円、第7期は5,500円となっています。

第8期は、6,072円となりますが、準備基金の取り崩しにより5,500円となります。

$$\text{(標準給付費+地域支援事業の合計)} \times \text{(第1号被保険者負担割合)}$$

$$6,735,211 \text{ 千円} \times 23 \%$$



$$\text{第1号被保険者負担分相当額 (3年間の合計金額)}$$

$$1,549,099 \text{ 千円}$$

+) 調整交付金相当額 (標準給付費等 <sup>※</sup> × 5%)	331,041 千円
-) 調整交付金見込額 (標準給付費等 × 調整交付金見込交付割合 <sup>※</sup> )	15,679 千円
-) 基金取り崩し予定額	180,000 千円
+) 市町村特別給付費	7,275 千円



$$\text{保険料収納必要額}$$

$$1,691,735 \text{ 千円}$$



$$\text{所得段階別加入割合}$$

$$\text{(保険料収納必要額)} \div \text{(保険料収納率)} \div \left[ \frac{\text{所得段階別加入割合}}{\text{補正後被保険者数}^{\ast}} \right] \div 12 \text{ か月}$$

$$1,691,735 \text{ 千円} \div 96\% \div 26,758 \text{ 人} \div 12 \text{ か月}$$

≒

**標準月額 5,500円**

※標準給付費等：令和3年度から令和5年度の給付費及び地域支援事業費の合計額。

※調整交付金見込交付割合：本町と全国との前期高齢者（65歳から74歳）と後期高齢者（75歳以上）の加入者の割合や、高齢者の所得状況の格差を調整した割合。

※所得段階別加入割合補正後被保険者数：基準額の割合によって補正した令和3年度から令和5年度までの被保険者数。

## ②第1号被保険者の保険料月額基準額の設定

所得段階	対象者	割合	保険料(月額)
第1段階	生活保護を受給している人 老齢福祉年金受給の人で本人及び世帯全員が町民税非課税の人 本人及び世帯全員が町民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下の人	0.50	2,750円
第2段階	本人及び世帯全員が町民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.75	4,125円
第3段階	本人及び世帯全員が町民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が120万円を超える人	0.75	4,125円
第4段階	本人が町民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下でかつ世帯に町民税課税者がいる人	0.90	4,950円
第5段階	本人が町民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円を超え、かつ世帯に町民税課税者がいる人	1.00 (基準額)	5,500円
第6段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	1.20	6,600円
第7段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	7,150円
第8段階	本人が町民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	8,250円
第9段階	本人が町民税課税で合計所得金額が320万円以上の人	1.70	9,350円

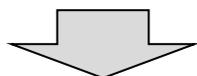
#### (4) 介護保険制度の適正・円滑な運営（邑楽町介護給付適正化計画）

第4期群馬県介護給付適正化計画に基づき適正化事業について取り組んでいます。

利用者に対する適切な介護サービスを確保することにより、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することで、適正で持続可能な介護保険制度の運営を目指します。

##### 方針

- 利用者の自立支援や要介護状態の軽減に必要な介護（介護予防）サービスが、適時・的確に給付されること。
- 不適切なサービス給付を削減し、介護給付費や保険料の増大を抑制すること。



##### 取組1 要介護認定の適正化（認定調査状況のチェック）

【内容】全認定調査票を点検し、疑問点については特に複数で確認していく。

【目標】全件実施

##### 取組2 ケアプランの点検

【内容】・自立支援に効果があるプランになっているかを検証する。  
・地域包括支援センター職員と連携し、ケアプランについて情報交換を行う。

【目標】1事業所1件

##### 取組3 住宅改修、福祉用具購入への点検

【内容】・着工前の写真で不明確な部分がある場合に、ケアマネジャーへの確認及び現地確認を実施する。  
・住宅改修後の様子を書面で確認する。  
・福祉用具の購入及び貸与は、身体状況と購入・貸与内容に疑義がある事案等についてケアマネジャーに確認する。

【目標】書面で確認し明確でない場合は全件実施

##### 取組4 医療情報との突合・縦覧点検

【内容】・医療担当と連携し、医療と介護の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの点検を行う。  
・介護報酬の支払い状況を確認し、算定回数・日数や提供されたサービス等に疑義がある場合は、事業所に確認する。

【目標】毎月確認

##### 取組5 介護給付費通知

【内容】介護保険給付費通知を発送し、給付状況について確認をしてもらう。

【目標】年3回発送

## (5) 保険料・利用料の負担軽減

本計画においても、一定の軽減措置を講じることができるよう、被保険者及び利用者の実情も踏まえながら、低所得者に配慮した対応を実施します。

### ①保険料の所得段階

本計画では前計画と同様に、被保険者の負担能力に応じた9段階の保険料率を設定します。

### ②支払負担の軽減

#### ○ 高額介護（介護予防）サービス費の支給

世帯内で同じ月に利用したサービスにかかる利用者負担額が限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

#### ○ 高額医療・高額介護合算サービス費の支給

介護保険と医療保険の上限額を適用した後に、世帯内で1年間の自己負担合計額が限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

#### ○ 居住費・食費の負担限度額の軽減

低所得者の施設利用が困難とならないよう、申請により居住費・食費は負担限度額までの自己負担となります。超えた分は公費で負担します（特定入所者介護サービス費）。

#### ○ 社会福祉法人等による介護保険サービスにかかる利用者負担軽減

社会福祉法人等が提供する介護保険サービスを利用する低所得者を対象に、利用者負担額の1/4（老齢福祉年金受給者は1/2）を減免します。

#### ○ 低所得の障がい者のための負担軽減

一定の要件を満たした方が障害者ホームヘルプサービスに相当するサービスを介護保険で利用する場合、利用者負担分が軽減されます。

## (6) 介護保険制度の質的向上

### ①広報体制の充実

高齢者やその家族に分かりやすい情報提供に努めます。介護保険をはじめとする各種サービスの利用促進を図るため、広報紙やホームページ等様々な広報媒体を活用し町民への制度周知に取り組みます。

### ②サービス事業者への指導・助言

介護サービスの質の向上を図り、利用者に対して適切なサービスが提供されるよう、保険者の立場から事業者に対する指導・助言を適宜行います。また、介護サービス事業者の法令遵守等の体制整備や事業者への立ち入り調査など不正への防止体制の構築を図ります。

### ③介護認定審査体制の充実

介護認定審査会は、公平・公正な認定を行うための重要な役割を担っています。そのため本町では、近隣市町と共同設置した「館林市外五町介護認定審査会」の充実に努め、認定審査会の委員の確保、公平な判定、認定事務の効率化を推進します。

### ④介護サービス基盤の整備

国が進める地域包括ケアシステムにおいては、在宅介護を中心とした支援の充実を図る方向にあるため、本町においても医療の充実や地域支援事業の充実により、在宅介護を基本としたサービスの展開を推進します。

### ⑤共生型サービス

訪問介護や通所介護（地域密着型を含む）、通所リハビリテーション、短期入所生活介護などについては、高齢者や障がい者（児）が共に共有できる「共生型サービス」として位置づけられています。本町においても地域の実情を踏まえながら、利用者の視点に立ったサービス提供体制の整備に努めます。

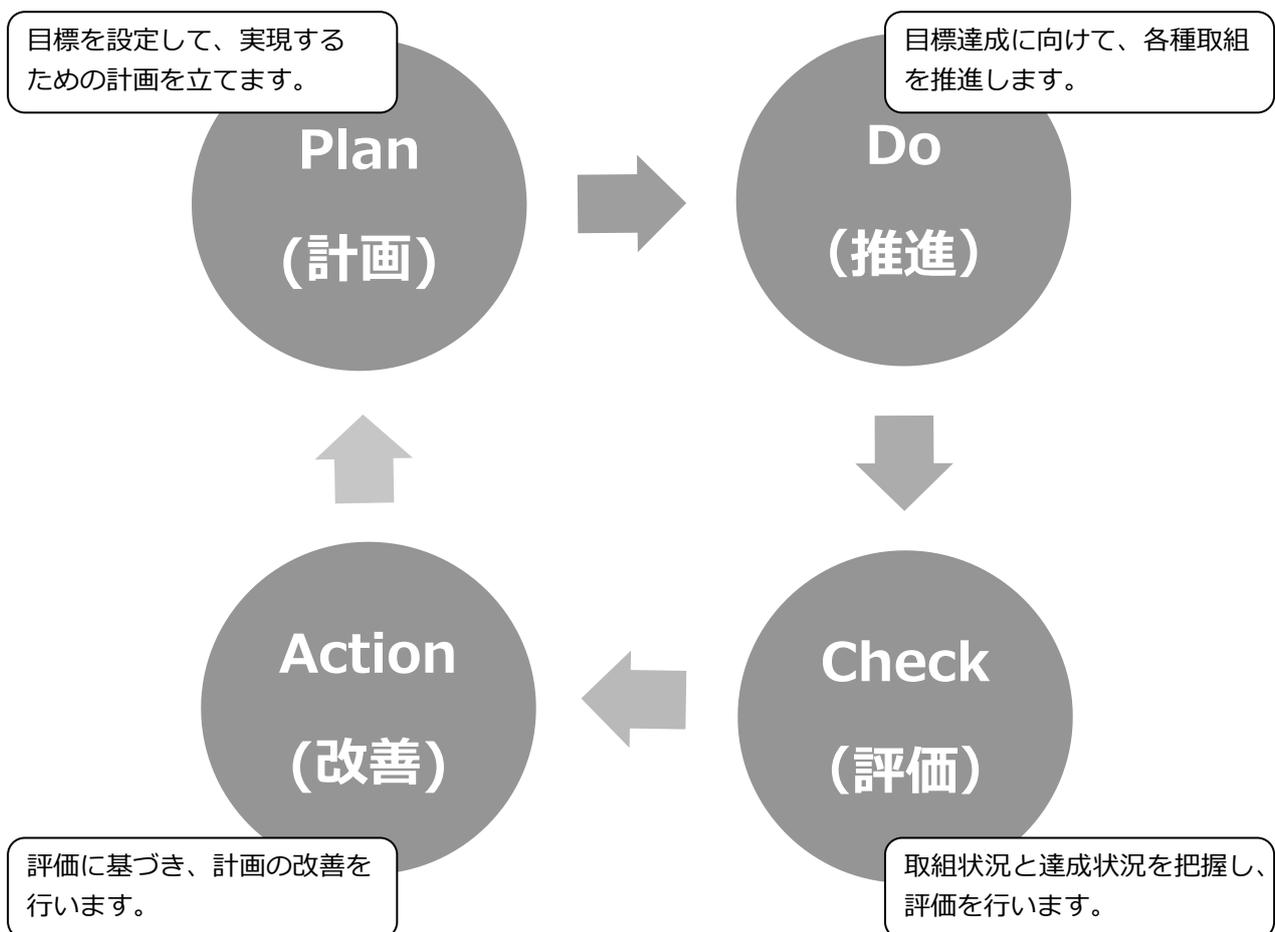
## 第8章 計画の推進と進捗管理

### (1) 計画の推進体制

保健・福祉・医療・介護等の各関係機関が連携し、支援を必要とする高齢者のニーズの把握や適切なサービスの提供を行うとともに、情報交換や各サービス等の調整を図ります。

### (2) 進捗管理

本計画の円滑かつ確実な実施を図るため、関係機関等との連携に努めるとともに、計画に定める事業推進方針や事業目標数値等の実施・進捗状況については、「邑楽町介護保険運営協議会」で点検・把握・評価を行っていくものとしています。



# 資料編

## 1 策定の経過

年月日	項目	主な内容
令和元年10月1日～ 令和2年3月31日	アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施</li> <li>・在宅介護実態調査の実施</li> </ul>
令和2年8月18日	第1回策定懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告について</li> <li>・第8期邑楽町高齢者保健福祉計画策定について（骨子案）</li> </ul>
令和2年11月24日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第8期邑楽町高齢者保健福祉計画（案）について</li> <li>・給付費推計について</li> </ul>
令和2年11月25日	第2回策定懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第8期邑楽町高齢者保健福祉計画（案）について</li> <li>・給付費推計について</li> </ul>
令和2年12月7日～ 令和3年1月6日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第8期邑楽町高齢者保健福祉計画（案）について町ホームページ等で意見の募集</li> </ul>
令和3年2月1日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第8期邑楽町高齢者保健福祉計画（最終案）について</li> <li>・第8期介護保険料について</li> </ul>
令和3年2月4日	第3回策定懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第8期邑楽町高齢者保健福祉計画（最終案）について</li> <li>・第8期介護保険料について</li> </ul>

## 2 邑楽町高齢者保健福祉計画策定懇談会

### (1) 設置要綱

#### (設置目的)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）により義務づけられた老人福祉計画の策定並びに介護保険法（平成9年法律第123号）により義務づけられた介護保険事業計画の策定に関し、町民からの幅広い意見を反映させる組織として、邑楽町高齢者保健福祉計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

#### (組織)

第2条 懇談会の委員は、次に掲げる委員15人以内の者をもって組織し、町長が委嘱する。

- (1) 被保険者を代表する者
- (2) 学識経験者又は識見を有する者
- (3) 介護サービス事業に従事している者
- (4) 公募による者

#### (協議事項)

第3条 懇談会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 邑楽町高齢者保健福祉計画策定に関する事項
- (2) 邑楽町介護保険事業計画策定に関する事項
- (3) その他、必要な事項

#### (任期)

第4条 委員の任期は、第3条の事項についての協議が終了した日までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長1人、副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

#### (会議)

第6条 懇談会は、会長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 懇談会には、必要に応じて事案に関係する者を出席させ、意見を聞くことができる。

#### (庶務)

第7条 懇談会の庶務は、健康福祉課において処理する。

### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## (2) 委員名簿

No	氏名	選出区分		備考
1	石原 美智子	1号委員	介護保険被保険者代表	
2	築比地 庸雄	1号委員	介護保険被保険者代表	副会長
3	寺田 都代子	1号委員	介護保険被保険者代表	
4	恩田 茂一	1号委員	介護保険被保険者代表	
5	寺内 政也	2号委員	学識経験者	
6	田部井 猛夫	2号委員	学識経験者	会長
7	増尾 榮一	2号委員	学識経験者	
8	猪之良 高明	2号委員	学識経験者	
9	高根沢 久江	3号委員	介護サービス事業従事者	
10	藤澤 富枝	3号委員	介護サービス事業従事者	
11	後藤 與四人	3号委員	介護サービス事業従事者	
12	重川 佐登美	3号委員	介護サービス事業従事者	
13	佐藤 眞由美	4号委員	公募委員	
14	森戸 久子	4号委員	公募委員	

任期：平成30年度から令和2年度（3年）  
（敬称略）

### 3 邑楽町高齢者保健福祉計画策定委員会

#### (1) 設置要領

##### (目的)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく介護保険事業計画の策定に関し、高齢者が地域の中で安心して生活できる社会の実現を目指した邑楽町高齢者保健福祉計画を策定するため、邑楽町高齢者保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

##### (構成)

第2条 委員会に委員を置く。

2 委員会の委員は、別表に掲げる者とする。

3 委員会に委員長を置き、町長がこれに当たる。

##### (策定事務)

第3条 委員会は、邑楽町高齢者保健福祉計画策定懇談会から意見を聴き、次に掲げる事項について策定事務を行う。

(1) 邑楽町高齢者保健福祉計画の原案策定に関する事項

(2) その他必要な事項

##### (会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

##### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

##### (雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成26年12月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成29年12月1日から施行する

## (2) 委員名簿

No	氏名	職名	備考
1	金子 正一	町長	委員長
2	半田 康幸	副町長	
3	藤江 利久	教育長	
4	関口 春彦	総務課長	
5	石原 光浩	議会事務局長	
6	橋本 光規	企画課長	
7	横山 淳一	税務課長	
8	松崎 嘉雄	住民課長	
9	山口 哲也	安全安心課長	
10	久保田 裕	子ども支援課長	
11	吉田 享史	農業振興課長	
12	小林 隆	商工振興課長	
13	齊藤 順一	都市建設課長	
14	築比地 昭	会計課長	
15	中繁 正浩	学校教育課長	
16	田中 敏明	生涯学習課長	
17	橋本 恵子	健康福祉課長	

## 4 アンケート調査票

### (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

# 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票

#### ご協力のお願い

日頃から、町行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

邑楽町では、地域の高齢者の皆様の課題を的確に把握し、今後の高齢者福祉行政に反映させるため、本調査「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施いたします。

また、この調査の結果は、令和3年度から令和5年度までを計画年度とした「邑楽町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定するときに、介護保険サービスや福祉サービスの種類や量を計画するための基礎資料となります。

お忙しいところ恐縮に存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ぜひご協力くださいますようお願いいたします。

令和2年1月

邑楽町長 金子 正一

調査票記入後は、3つ折りにして、同封の返信用封筒に入れて、令和2年1月31日（金）までに投函（切手不要）してください。

【問い合わせ先】 邑楽町 健康福祉課 介護保険係

電話：0276-47-5021（直通）

FAX：0276-88-3247

メール：welfare@swan.town.ora.gunma.jp

## 個人情報の取り扱いについて

個人情報の保護および活用目的は以下のとおりですので、ご確認ください。なお、本調査票のご返送をもちまして、下記にご同意いただいたものと見なさせていただきます。

### 【個人情報の保護および活用目的について】

- ◆この調査は、効果的な介護予防施策の立案と効果評価のために行うものです。本調査で得られた情報につきましては、邑楽町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定と効果評価の目的以外には利用いたしません。また、当該情報については、邑楽町役場で適切に管理いたします。
- ◆ただし、邑楽町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定時および効果評価時に本調査で得られたデータを活用するにあたり、厚生労働省の管理するデータベース内に集計結果を登録し、必要に応じて集計・分析することがあります。

## 記入に際してのお願い

1. この調査の対象者は、令和元年12月1日現在、邑楽町にお住まいの要介護認定（要介護度1～5）を受けていない65歳以上の方から、2,000名を無作為に抽出しています。
2. ご回答にあたっては、あて名のご本人についてお答えいただきますが、ご家族の方がご本人の代わりに回答されたり、一緒にご回答いただいても構いません。
3. ご回答にあたっては、質問をよくお読みいただき、該当する番号に○をつけてください。質問文にある、「1つのみ」や「いくつでも」など指示にしたがってご回答ください。  
また、数字を記入する欄は右詰め（例 

0	6	2
---	---	---

 kg）でご記入ください。
4. 質問の回答が、「その他」にあてはまる場合などは、（        ）内に具体的にご記入ください。

質問の該当する答えの番号に○をつけ、数字記入欄は数字を記入してください。

調査票を記入されたのはどなたですか。○をつけてください。

1. あて名のご本人が記入
2. ご家族が記入（あて名のご本人からみた続柄 \_\_\_\_\_）
3. その他

### 設問 1 あなたのご家族や生活状況について

- 問1 家族構成を教えてください（1つのみ）
1. 1人暮らし
  2. 夫婦2人暮らし（配偶者 65 歳以上）
  3. 夫婦2人暮らし（配偶者 64 歳以下）
  4. 息子・娘との2世帯
  5. その他

- 問2 あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか（1つのみ）
1. 介護・介助は必要ない ⇒問3へ
  2. 何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない ⇒問2-1へ
  3. 現在、何らかの介護を受けている ⇒問2-1、問2-2へ  
（介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む）

問2-1 介護・介助が必要になった主な原因はなんですか（いくつでも）

1. 脳卒中（のうそっちゅう脳出血・のうしゅっけつ脳梗塞など）
2. 心臓病
3. がん（悪性新生物）
4. 呼吸器の病気（はいきしゅ肺気腫・肺炎など）
5. 関節の病気（リウマチなど）
6. 認知症（にんちしょうアルツハイマー病など）
7. パーキンソン病
8. とうりょうびょう糖尿病
9. じんしつかん腎疾患（透析）
10. しかく視覚・ちようかくしょうがい聴覚障害
11. こっせつ骨折・てんどう転倒
12. せきついそんしょう脊椎損傷
13. 高齢によるすいじやく衰弱
14. その他（ \_\_\_\_\_ ）
15. 不明

問2-2 主にどなたの介護・介助を受けていますか（いくつでも）	
1. 配偶者（夫・妻）                      2. 息子                                      3. 娘	
4. 子の配偶者                              5. 孫    6. 兄弟・姉妹	
7. 介護サービスのヘルパー      8. その他（                              ）	
問3	現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか（1つのみ）
	1. 大変苦しい                              2. やや苦しい                              3. ふつう 4. ややゆとりがある                      5. 大変ゆとりがある
問4	お住まいは一戸建て、または集合住宅のどちらですか（1つのみ）
	1. 持家（一戸建て）                              2. 持家（集合住宅） 3. <small>こうえいちんたいじゅうたく</small> 公営賃貸住宅                              4. <small>みんかんちんたいじゅうたく</small> 民間賃貸住宅（一戸建て） 5. <small>みんかんちんたいじゅうたく</small> 民間賃貸住宅（集合住宅）                              6. 借家 7. その他

設問2 からだを動かすことについて	
問1	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか（1つのみ）
	1. できるし、している      2. できるけどしていない      3. できない
問2	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか（1つのみ）
	1. できるし、している      2. できるけどしていない      3. できない
問3	15分位続けて歩いていますか（1つのみ）
	1. できるし、している      2. できるけどしていない      3. できない
問4	過去1年間に転んだ経験がありますか（1つのみ）
	1. 何度もある                              2. 1度ある                                      3. ない
問5	転倒に対する不安は大きいですか（1つのみ）
	1. とても不安である      2. やや不安である      3. あまり不安でない      4. 不安でない



問3	お茶や汁物などでむせることがありますか		
	1. はい	2. いいえ	
問4	口の渇きが気になりますか		
	1. はい	2. いいえ	
問5	歯磨き（人にやってもらう場合も含む）を毎日していますか		
	1. はい	2. いいえ	
問6	歯の数と入れ歯の利用状況を教えてください。（1つのみ） （成人の歯の総本数は、親知らずを含めて32本です）		
	1. 自分の歯は20本以上、かつ入れ歯を利用		
	2. 自分の歯は20本以上、入れ歯の利用なし		
	3. 自分の歯は19本以下、かつ入れ歯を利用		
	4. 自分の歯は19本以下、入れ歯の利用なし		
問6-1 噛み合わせは良いですか			
1. はい		2. いいえ	
問6-2 【問6で「1」と「3」の「入れ歯を利用」を回答した方のみ】			
毎日入れ歯の手入れをしていますか			
1. はい		2. いいえ	
問7	6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか		
	1. はい	2. いいえ	
問8	どなたかと食事をとる機会がありますか（1つのみ）		
	1. 毎日ある	2. 週に何度かある	3. 月に何度かある
	4. 年に何度かある	5. ほとんどない	

設問 4 毎日の生活について	
問1	物忘れが多いと感じますか
	1. はい 2. いいえ
問2	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか
	1. はい 2. いいえ
問3	今日が何月何日かわからない時がありますか
	1. はい 2. いいえ
問4	バスや電車を使って1人で外出していますか（自家用車でも可）（1つのみ）
	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
問5	自分で食品・日用品の買い物をしていますか（1つのみ）
	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
問6	自分で食事の用意をしていますか（1つのみ）
	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
問7	自分で請求書の支払いをしていますか（1つのみ）
	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
問8	自分で預貯金の出し入れをしていますか（1つのみ）
	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
問9	年金などの書類（役場や病院などに出す書類）が書けますか
	1. はい 2. いいえ
問10	新聞を読んでいますか
	1. はい 2. いいえ
問11	本や雑誌を読んでいますか
	1. はい 2. いいえ
問12	健康についての記事や番組に関心がありますか
	1. はい 2. いいえ
問13	友人の家を訪ねていますか
	1. はい 2. いいえ

問 14	家族や友人の相談にのっていますか
	1. はい <span style="float: right;">2. いいえ</span>
問 15	病人を見舞うことができますか
	1. はい <span style="float: right;">2. いいえ</span>
問 16	若い人に自分から話しかけることがありますか
	1. はい <span style="float: right;">2. いいえ</span>
問 17	趣味はありますか
	1. 趣味あり $\longrightarrow$ ( ) 2. 思いつかない
問 18	生きがいがありますか
	1. 生きがいあり $\longrightarrow$ ( ) 2. 思いつかない

設問 5 地域での活動について	
問1	以下のような会・グループなどにどのくらいの頻度で参加していますか
	(1) ボランティアのグループ (1つのみ)
	1. 週4回以上                      2. 週2～3回                      3. 週1回
	4. 月1～3回                      5. 年に数回                      6. 参加していない
	(2) スポーツ関係のグループやクラブ (1つのみ)
	1. 週4回以上                      2. 週2～3回                      3. 週1回
	4. 月1～3回                      5. 年に数回                      6. 参加していない
	(3) 趣味関係のグループ (1つのみ)
	1. 週4回以上                      2. 週2～3回                      3. 週1回
	4. 月1～3回                      5. 年に数回                      6. 参加していない
	(4) 学習・教養サークル (1つのみ)
	1. 週4回以上                      2. 週2～3回                      3. 週1回
	4. 月1～3回                      5. 年に数回                      6. 参加していない
	(5) 介護予防のための通いの場 (1つのみ)
	1. 週4回以上                      2. 週2～3回                      3. 週1回
	4. 月1～3回                      5. 年に数回                      6. 参加していない
(6) 老人クラブ (1つのみ)	
1. 週4回以上                      2. 週2～3回                      3. 週1回	
4. 月1～3回                      5. 年に数回                      6. 参加していない	
(7) 町内会・自治会 (1つのみ)	
1. 週4回以上                      2. 週2～3回                      3. 週1回	
4. 月1～3回                      5. 年に数回                      6. 参加していない	
(8) 収入のある仕事 (1つのみ)	
1. 週4回以上                      2. 週2～3回                      3. 週1回	
4. 月1～3回                      5. 年に数回                      6. 参加していない	
問2	地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味などのグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に <u>参加者として</u> 参加してみたいと思いますか (1つのみ)
	1. 是非参加したい    2. 参加してもよい    3. 参加したくない    4. 既に参加している



問5	家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください (いくつでも)	
	1. 自治会・町内会・老人クラブ 3. ケアマネジャー 5. 地域包括支援センター・役場 7. そのような人はいない	2. 社会福祉協議会・民生委員 4. 医師・歯科医師・看護師 6. その他
問6	友人・知人と会う頻度はどれくらいですか (1つのみ)	
	1. 毎日ある 4. 年に何度かある	2. 週に何度かある 5. ほとんどない 3. 月に何度かある
問7	この1か月間、何人の友人・知人と会いましたか 同じ人には何度会っても1人と数えることとします (1つのみ)	
	1. 0人 (いない) 4. 6~9人	2. 1~2人 5. 10人以上 3. 3~5人
問8	よく会う友人・知人はどんな関係の人ですか (いくつでも)	
	1. 近所・同じ地域の人 3. 学生時代の友人 5. 趣味や関心が同じ友人 7. その他	2. 幼なじみ 4. 仕事での同僚・元同僚 6. ボランティアなどの活動での友人 8. いない

設問 7		健康について										
問1	現在のあなたの健康状態はいかがですか (1つのみ)											
	1. とてもよい	2. まあよい	3. あまりよくない	4. よくない								
問2	あなたは、現在どの程度幸せですか (1つのみ) (「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点として、点数に○をつけてください)											
	とても不幸	0点	1点	2点	3点	4点	5点	6点	7点	8点	9点	10点



設問 8 認知症にかかる相談窓口の把握について	
問1	認知症を知っていますか
	1. はい 2. いいえ
問2	認知症の症状がある、又は家族に認知症の症状がある人がいますか
	1. はい 2. いいえ
問3	認知症に関する相談窓口を知っていますか
	1. はい 2. いいえ

設問 9 今後の生活について	
問1	あなたが現在心配していること、又は困っていることは何ですか（いくつでも）
	1. 自分の健康や病気のこと
	2. 物忘れをすること
	3. 支えてくれる人が少ないこと
	4. 生活のための収入のこと
	5. 炊事や買い物などの家事のこと
	6. 家屋などの修繕のこと
	7. 土地・家屋などの財政管理・相続のこと
	8. 身近な相談相手がいないこと
	9. 公共料金の支払いなど日常的な金銭管理のこと
	10. 介護保険・保健福祉サービスなどの手続きのこと
	11. 災害時の避難に関すること
	12. だまされたり、犯罪に巻き込まれたりすること
	13. 地域の人と触れ合う機会がないこと
	14. その他（ )
15. 特にない	

問2	高齢者の生きがいや社会参加のためにどのようなことが必要と思われますか (○は3つ以内)
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高齢者の働く場についての雇用情報、機会の提供</li> <li>2. 学習講座などについての情報提供</li> <li>3. 老人クラブ・趣味のグループなどの紹介・相談</li> <li>4. ボランティアグループなどの紹介・相談</li> <li>5. 活動組織の運営についての助言</li> <li>6. 会議室などの活動場所の提供</li> <li>7. 異世代との交流機会の提供</li> <li>8. 気軽な茶のみ友達との交流の場の提供</li> <li>9. その他 ( )</li> <li>10. 特になし</li> </ol>
問3	あなたは介護が必要になった場合、どのようにしたいとお考えですか(1つのみ)
	1. 家族などを中心に自宅で介護してほしい ⇒問4へ
	2. 介護保険・保健福祉サービスなどを利用しながら自宅で生活したい ⇒問4へ
	3. 施設などに入所したい ⇒問3-1へ
	4. わからない ⇒問4へ
問3-1 問3で「3. 施設などに入所したい」と回答した方で、暮らしたいと思う施設はどれですか(1つのみ)	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特別養護老人ホーム</li> <li>2. グループホーム</li> <li>3. ケアハウス・軽費老人ホーム</li> <li>4. 有料老人ホームなど</li> <li>5. サービス付き高齢者向け住宅</li> <li>6. その他 ( )</li> <li>7. わからない</li> </ol>	

## 施設について

- 特別養護老人ホームとは、入浴、排せつ、食事の介護など、日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養の世話をを行う施設です。
- グループホームとは、認知症高齢者が家庭的な雰囲気の中で、少人数で共同生活を送りながら、認知症の症状の進行を緩和させ、よりよい日常生活を送ることが出来るよう支援する施設(家)です。
- ケアハウス・軽費老人ホームとは、60歳以上で、自炊が出来ない程度の身体機能の低下があり、独立して生活が不安で、家族の援助が受けられない人のための施設です。
- 有料老人ホームとは、介護や生活支援などのサービスが付いた居住施設です。
- サービス付き高齢者向け住宅とは、見守りや生活相談サービスなどの福祉サービスを提供する住宅です。

問4	あなたは、高齢者のための施策として、今後どのようなことに力を入れてほしいと思いますか（○は5つ以内）	
	1. 生きがい・社会参加支援	2. 就労支援
	3. 健康管理・健康づくりへの支援	4. 地域医療の充実
	5. 介護予防や認知症予防の充実	6. 公共施設や道路などのバリアフリー化
	7. 高齢者が住みやすい住宅への支援	8. 地域のボランティア活動・組織の支援
	9. 介護施設の整備・充実	10. 認知症高齢者の支援
	11. 定期的な安否確認のための見守り	12. 防災対策
	13. 防犯対策	14. 福祉や介護に関する相談体制の充実
	15. 福祉や介護に関する情報提供	16. 買物や掃除などの日常生活の手助け
	17. 高齢者の権利擁護や虐待対策	
	18. その他（	）
	19. 特にない	

## 自由記述

町の介護保険・高齢者保健福祉施策について、ご意見などございましたら、ご自由にご記入ください。

---



---



---



---



---

以上で調査は終了です。ご協力ありがとうございました。

記入漏れがないか、もう一度お確かめください。

調査票を3つ折りにして、同封の返信用封筒に入れて、  
令和2年1月31日（金）までに投函（切手不要）してください。

(2) 在宅介護実態調査

## 在宅介護実態調査 調査票

被保険者番号[ \_\_\_\_\_ ]

**【A票の聞き取りを行った相手の方は、どなたですか】（複数選択可）**

- |                  |                     |
|------------------|---------------------|
| 1. 調査対象者本人       | 2. 主な介護者となっている家族・親族 |
| 3. 主な介護者以外の家族・親族 | 4. 調査対象者のケアマネジャー    |
| 5. その他           |                     |

### A票 認定調査員が、概況調査等と並行して記載する項目

問1 世帯類型について、ご回答ください(1つを選択)

- |         |           |        |
|---------|-----------|--------|
| 1. 単身世帯 | 2. 夫婦のみ世帯 | 3. その他 |
|---------|-----------|--------|

問2 ご家族やご親族の方からの介護は、週にどのくらいありますか(同居していない子どもや親族等からの介護を含む)(1つを選択)

- |                           |   |         |         |
|---------------------------|---|---------|---------|
| 1. ない                     | } | 問8(裏面)へ |         |
| 2. 家族・親族の介護はあるが、週に1日より少ない |   |         |         |
| 3. 週に1～2日ある               |   | }       | 問3～問13へ |
| 4. 週に3～4日ある               |   |         |         |
| 5. ほぼ毎日ある                 |   |         |         |

問3 主な介護者の方は、どなたですか(1つを選択)

- |        |          |          |
|--------|----------|----------|
| 1. 配偶者 | 2. 子     | 3. 子の配偶者 |
| 4. 孫   | 5. 兄弟・姉妹 | 6. その他   |

問4 主な介護者の方の性別について、ご回答ください(1つを選択)

- |       |       |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

問5 主な介護者の方の年齢について、ご回答ください(1つを選択)

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1. 20歳未満 | 2. 20代   | 3. 30代   |
| 4. 40代   | 5. 50代   | 6. 60代   |
| 7. 70代   | 8. 80歳以上 | 9. わからない |

問6 現在、主な介護者の方が行っている介護等について、ご回答ください(複数選択可)

〔身体介護〕

- |                          |                |
|--------------------------|----------------|
| 1. 日中の排泄                 | 2. 夜間の排泄       |
| 3. 食事の介助(食べる時)           | 4. 入浴・洗身       |
| 5. 身だしなみ(洗顔・歯磨き等)        | 6. 衣服の着脱       |
| 7. 屋内の移乗・移動              | 8. 外出の付き添い、送迎等 |
| 9. 服薬                    | 10. 認知症状への対応   |
| 11. 医療面での対応(経管栄養、ストーマ 等) |                |

〔生活援助〕

- |                      |                         |
|----------------------|-------------------------|
| 12. 食事の準備(調理等)       | 13. その他の家事(掃除、洗濯、買い物 等) |
| 14. 金銭管理や生活面に必要な諸手続き |                         |

〔その他〕

- |         |           |
|---------|-----------|
| 15. その他 | 16. わからない |
|---------|-----------|

問7 ご家族やご親族の中で、ご本人(認定調査対象者)の介護を主な理由として、過去 1 年の間に仕事を辞めた方はいますか(現在働いているかどうかや、現在の勤務形態は問いません)(複数選択可)

- |                          |                               |
|--------------------------|-------------------------------|
| 1. 主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)    | 2. 主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた(転職除く) |
| 3. 主な介護者が転職した            | 4. 主な介護者以外の家族・親族が転職した         |
| 5. 介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない | 6. わからない                      |

※ 自営業や農林水産業のお仕事を辞めた方を含みます。

● ここから再び、全員に調査してください。

問8 現在、利用している、「介護保険サービス以外」の支援・サービスについて、ご回答ください(複数選択可)

- |                       |             |                   |
|-----------------------|-------------|-------------------|
| 1. 配食                 | 2. 調理       | 3. 掃除・洗濯          |
| 4. 買い物(宅配は含まない)       | 5. ゴミ出し     | 6. 外出同行(通院、買い物など) |
| 7. 移送サービス(介護・福祉タクシー等) | 8. 見守り、声かけ  | 9. サロンなどの定期的な通いの場 |
| 10. その他               | 11. 利用していない |                   |

※総合事業に基づく支援・サービスは、「介護保険サービス」に含めます。

問9 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス(現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む)について、ご回答ください(複数選択可)

- |                       |            |                   |
|-----------------------|------------|-------------------|
| 1. 配食                 | 2. 調理      | 3. 掃除・洗濯          |
| 4. 買い物(宅配は含まない)       | 5. ゴミ出し    | 6. 外出同行(通院、買い物など) |
| 7. 移送サービス(介護・福祉タクシー等) | 8. 見守り、声かけ | 9. サロンなどの定期的な通いの場 |
| 10. その他               | 11. 特になし   |                   |

※介護保険サービス、介護保険以外の支援・サービスともに含みます。

問 10 現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について、ご回答ください(1つを選択)

1. 入所・入居は検討していない
2. 入所・入居を検討している
3. すでに入所・入居申し込みをしている

※「施設等」とは、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設(有料老人ホーム等)、グループホーム、地域密着型特定施設、地域密着型特別養護老人ホームを指します。

問 11 ご本人(認定調査対象者)が、現在抱えている傷病について、ご回答ください(複数選択可)

1. 脳血管疾患(脳卒中)
2. 心疾患(心臓病)
3. 悪性新生物(がん)
4. 呼吸器疾患
5. 腎疾患(透析)
6. 筋骨格系疾患(骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等)
7. 膠原病(関節リウマチ含む)
8. 変形性関節疾患
9. 認知症
10. パーキンソン病
11. 難病(パーキンソン病を除く)
12. 糖尿病
13. 眼科・耳鼻科疾患(視覚・聴覚障害を伴うもの)
14. その他
15. なし
16. わからない

問 12 ご本人(認定調査対象者)は、現在、訪問診療を利用していますか(1つを選択)

1. 利用している
2. 利用していない

※訪問歯科診療や居宅療養管理指導等は含みません。

問 13 現在、(住宅改修、福祉用具貸与・購入以外)介護保険サービスを利用していますか(1つを選択)

1. 利用している
2. 利用していない

● 問 13 で「2. 」を回答した場合は、問 14 も調査してください。

問 14 介護保険サービスを利用していない理由は何ですか(複数選択可)

1. 現状では、サービスを利用するほどの状態ではない
2. 本人にサービス利用の希望がない
3. 家族が介護をするため必要ない
4. 以前、利用していたサービスに不満があった
5. 利用料を支払うのが難しい
6. 利用したいサービスが利用できない、身近にない
7. 住宅改修、福祉用具貸与・購入のみを利用するため
8. サービスを受けたいが手続きや利用方法が分からない
9. その他

● 問2で「2. 」～「5. 」を回答し、さらに「主な介護者」が調査に同席している場合は、「主な介護者」の方に B 票へのご回答・ご記入をお願いしてください。

- 「主な介護者」の方が同席されていない場合は、ご本人(調査対象者の方)にご回答・ご記入をお願いしてください(ご本人にご回答・ご記入をお願いすることが困難な場合は、無回答で結構です)。

## B票 主な介護者様、もしくはご本人様にご回答・ご記入頂く項目

※主な介護者様、もしくはご本人様にご回答・ご記入(調査票の該当する番号に○)をお願い致します。

問1 主な介護者の方の現在の勤務形態について、ご回答ください(1つを選択)

- |                       |   |         |
|-----------------------|---|---------|
| 1. フルタイムで働いている        | } | 問2～問5へ  |
| 2. パートタイムで働いている       |   |         |
| 3. 働いていない             | } | 問5(裏面)へ |
| 4. 主な介護者に確認しないと、わからない |   |         |

※「パートタイム」とは、「1週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用される通常の労働者に比べて短い方」が該当します。いわゆる「アルバイト」、「嘱託」、「契約社員」等の方を含みます。自営業・フリーランス等の場合、就労時間・日数等から「フルタイム」・「パートタイム」のいずれかを選択してください。

問2 問1で「1.」「2.」と回答した方にお伺いします。主な介護者の方は、介護をするにあたって、何か働き方についての調整等をしていますか(複数選択可)

1. 特に行っていない
2. 介護のために、「労働時間を調整(残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等)」しながら、働いている
3. 介護のために、「休暇(年休や介護休暇等)」を取りながら、働いている
4. 介護のために、「在宅勤務」を利用しながら、働いている
5. 介護のために、2～4以外の調整をしながら、働いている
6. 主な介護者に確認しないと、わからない

問3 問1で「1.」「2.」と回答した方にお伺いします。主な介護者の方は、勤め先からどのような支援があれば、仕事と介護の両立に効果があると思えますか(3つまで選択可)

- |                           |                            |
|---------------------------|----------------------------|
| 1. 自営業・フリーランス等のため、勤め先はない  | 2. 介護休業・介護休暇等の制度の充実        |
| 3. 制度を利用しやすい職場づくり         | 4. 労働時間の柔軟な選択(フレックスタイム制など) |
| 5. 働く場所の多様化(在宅勤務・テレワークなど) | 6. 仕事と介護の両立に関する情報の提供       |
| 7. 介護に関する相談窓口・相談担当者の設置    | 8. 介護をしている従業員への経済的な支援      |
| 9. その他                    | 10. 特にない                   |
| 11. 主な介護者に確認しないと、わからない    |                            |

問4 問1で「1.」「2.」と回答した方にお伺いします。主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか(1つを選択)

- |                       |                     |
|-----------------------|---------------------|
| 1. 問題なく、続けていける        | 2. 問題はあるが、何とか続けていける |
| 3. 続けていくのは、やや難しい      | 4. 続けていくのは、かなり難しい   |
| 5. 主な介護者に確認しないと、わからない |                     |

● ここから再び、全員の方にお伺いします。

問5 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安を感じる介護等について、ご回答ください(現状で行っているか否かは問いません)(3つまで選択可)

〔身体介護〕

- |                          |                |
|--------------------------|----------------|
| 1. 日中の排泄                 | 2. 夜間の排泄       |
| 3. 食事の介助(食べる時)           | 4. 入浴・洗身       |
| 5. 身だしなみ(洗顔・歯磨き等)        | 6. 衣服の着脱       |
| 7. 屋内の移乗・移動              | 8. 外出の付き添い、送迎等 |
| 9. 服薬                    | 10. 認知症状への対応   |
| 11. 医療面での対応(経管栄養、ストーマ 等) |                |

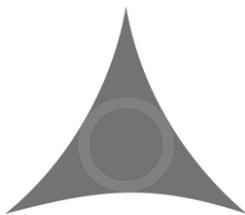
〔生活援助〕

- |                      |                         |
|----------------------|-------------------------|
| 12. 食事の準備(調理等)       | 13. その他の家事(掃除、洗濯、買い物 等) |
| 14. 金銭管理や生活面に必要な諸手続き |                         |

〔その他〕

- |                        |                      |
|------------------------|----------------------|
| 15. その他                | 16. 不安に感じていることは、特にない |
| 17. 主な介護者に確認しないと、わからない |                      |

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。



第8期  
邑楽町高齢者保健福祉計画  
介護保険事業計画

発行年月／令和3年3月

発行／群馬県邑楽町

〒370-0692

群馬県邑楽郡邑楽町大字中野 2570-1

T E L／0276-88-5511（代表）

F A X／0276-88-3247（代表）

---